

長浜市総合計画 第3期基本計画

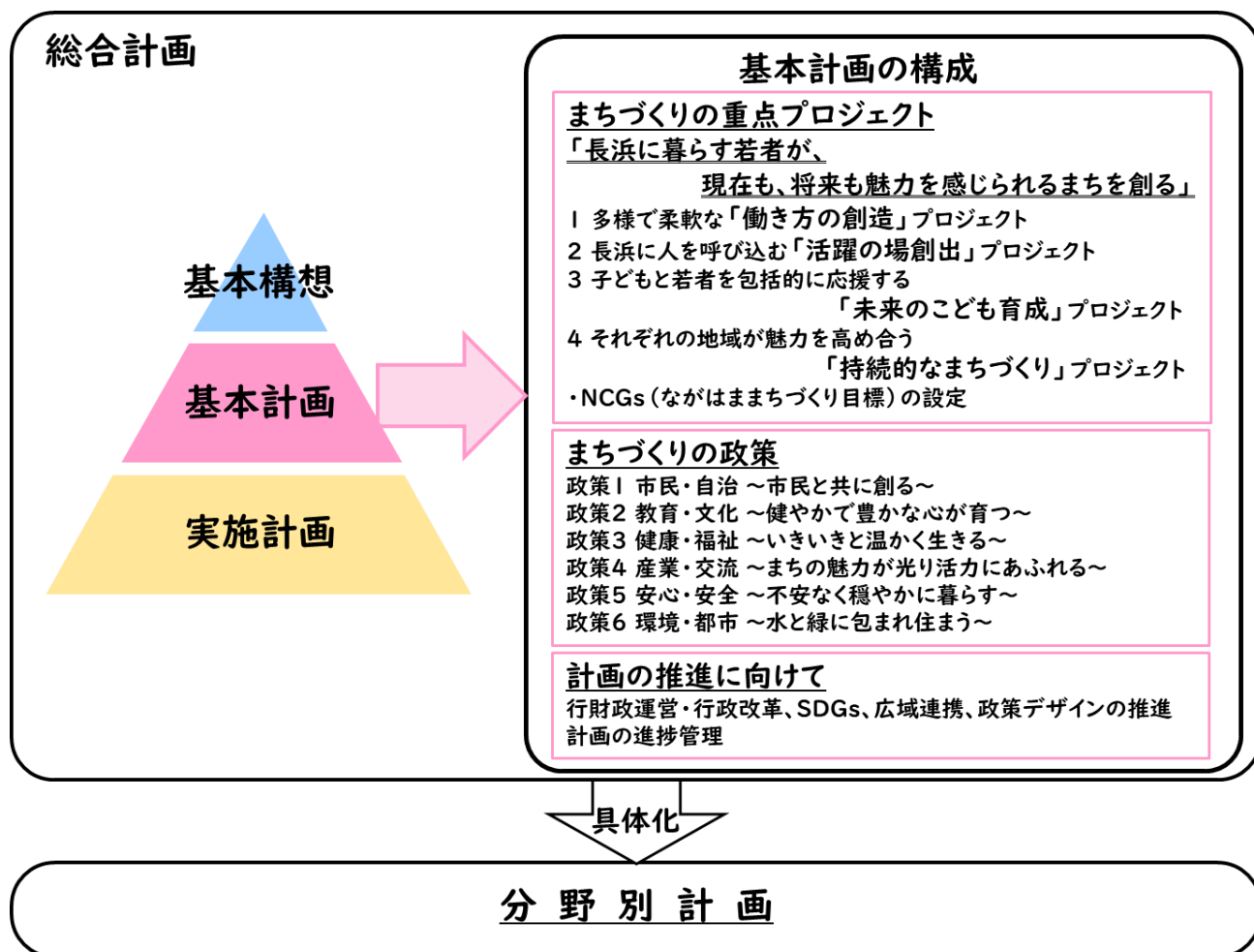
長浜市

内容

1	まちづくりの重点プロジェクトとは	2
1.1	重点プロジェクトの位置づけ	2
1.2	重点プロジェクトの体系	2
1.3	重点プロジェクトの考え方	3
1.4	NCGs（ながはままちづくり目標）の設定	4
1.5	NCGs、重点プロジェクト、SDGs の関連性	5
	まちづくりの政策	10
政策1	市民・自治	11
1	全ての人が互いに尊重しあうまちづくり	12
1.1	人権を大切に作る人づくり	12
1.2	男女共同参画社会づくり	14
1.3	多文化共生と国際交流の振興	16
2	一人ひとりが主役のまちづくり	19
2.1	住民・地域主体で取り組むまちづくり	19
2.2	安心して暮らせるコミュニティづくり	23
政策2	教育・文化	24
1	家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり	25
1.1	家庭の教育環境の充実	25
1.2	地域と連携した教育環境づくり	27
1.3	学校の教育環境の充実	29
1.4	相談体制の充実	36
2	豊かに学び感性を磨くまちづくり	39
2.1	生涯学習の推進	39
2.2	文化芸術・スポーツの振興	43
2.3	意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり	47
政策3	健康・福祉	49
1	子どもが輝き大人が育つまちづくり	50
1.1	家庭や地域が連携した子育て体制づくり	50
1.2	子どもが健やかに育つ場づくり	56
1.3	子育てに関する経済的支援の充実	60
2	健やかで豊かに暮らせるまちづくり	63
2.1	高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	63
2.2	しょうがい福祉の充実	72
2.3	生活支援制度の充実	77
2.4	全ての世代がいきいきと生活できる取組	79
3	一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり	83
3.1	福祉を担う人材・団体の育成	83
3.2	地域医療体制の充実	87
政策4	産業・交流	90
1	たくましい経済基盤をつくるまちづくり	91
1.1	地域産業の振興	91

1.2 農林水産業の振興.....	93
1.3 雇用・就労機会の拡充	100
2 新たな産業を創り育てるまちづくり	102
2.1 多様な資源の活用と新たなチャレンジによる地域産業の活性化.....	102
3 地域の魅力を受け継ぐまちづくり	105
3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承.....	105
3.2 移住しやすい体制づくり.....	111
4 交流でにぎわう観光のまちづくり	113
4.1 地域の魅力向上と地域の活性化.....	113
4.2 地域魅力の発信と交流	115
政策5 安心・安全	119
1 犯罪や交通事故の少ないまちづくり	120
1.1 防犯対策の充実	120
1.2 交通安全対策の充実.....	123
2 防災・減災対策の充実したまちづくり	124
2.1 危機管理体制の強化.....	124
2.2 消防・救急体制の強化	126
政策6 環境・都市	130
1 地球環境にやさしいまちづくり.....	131
1.1 脱炭素社会の構築.....	131
1.2 循環型社会の構築.....	134
2 自然や身近な環境を守り育てるまちづくり.....	138
2.1 自然や身近な環境の保全.....	138
2.2 緑豊かなまちづくり	141
3 居住環境の整ったまちづくり	143
3.1 誰もが住みよい居住環境づくり.....	143
3.2 交通体系の整備・維持	145
3.3 市街地や各地域の整備	148
4 生活基盤の整ったまちづくり	152
4.1 社会資本の整備	152
4.2 デジタル行政の推進.....	159
計画の推進に向けて	160
1 行財政運営・行政改革の推進	161
(1)行政経営改革の基本的な考え方	161
(2)行政経営改革の推進方策.....	163
2 SDGs の推進.....	167
3 広域連携の推進	168
4 政策デザインの推進.....	168
5 計画の進捗管理	170

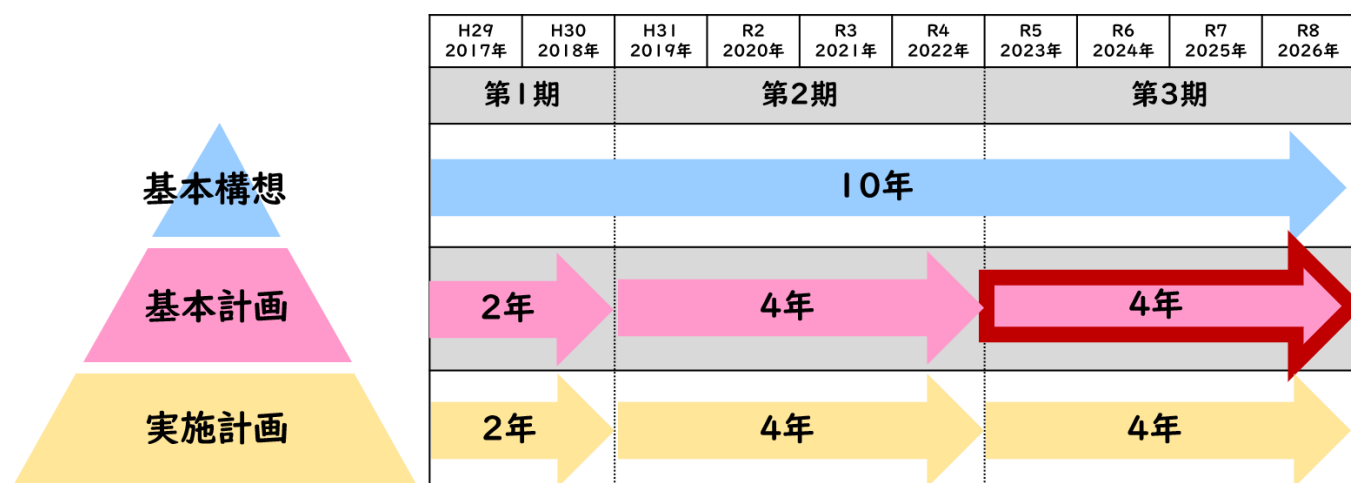
■基本計画の構成



■基本計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間です。

総合計画全体の期間は10年間となっており、本計画は第3期に該当します。



まちづくりの重点プロジェクト

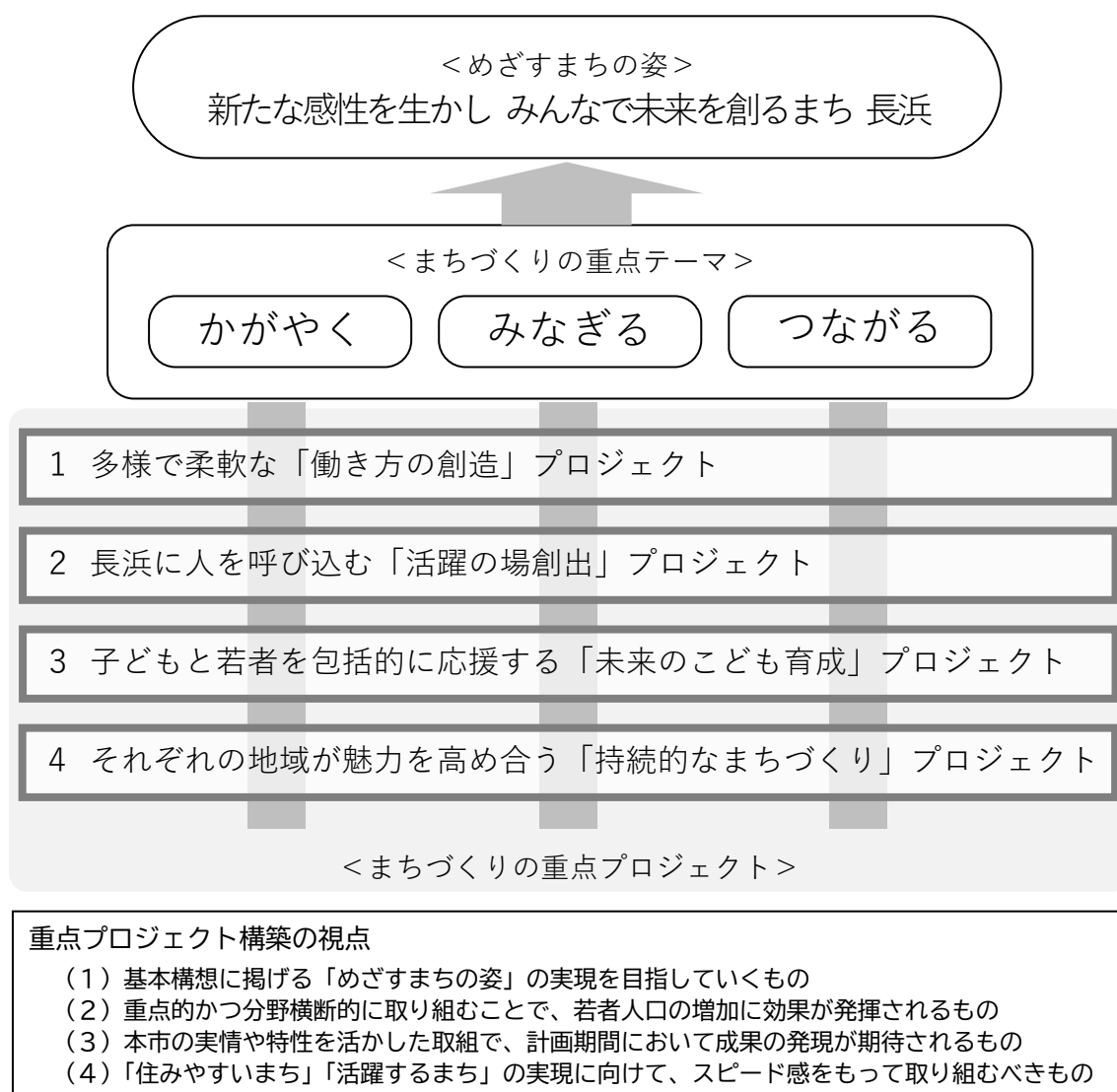
1 まちづくりの重点プロジェクトとは

1.1 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、基本構想に掲げる「めざすまちの姿」である「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち」の実現を先導するため、今後、重点的かつ戦略的に取り組む施策・事業を設定するものです。

「めざすまちの姿」の下にその戦略的な方向性を示した、「かがやく」、「みなぎる」、「つながる」の3つの「まちづくりの重点テーマ」を具現化する4つの重点プロジェクトを位置付け、市民、事業者・団体、市の協働のもとで分野横断的に推進し、効果的に連携させることで、本市の持続的な発展をめざします。

1.2 重点プロジェクトの体系



1.3 重点プロジェクトの考え方

『長浜に暮らす若者が、 現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る』

本市の人口は減少傾向で、少子高齢化の傾向が進む状況にあり、特に高校卒業に伴う市外への転出者数は、大学等の卒業後の転入者数を大きく上回っている状況です。この状況が続くと、生活を支えるサービスの提供や地域経済活動の制約要因となる等、将来的に本市の社会経済の自律的な成長が損なわれるおそれがあることから、特に 20～40 歳代にかけての転入数を増やす等により、若者の転出超過の状況を改善し、地域の持続可能性を高めることが求められています。

本市は、京阪神や中京圏などの都市圏からの交通アクセスに優れていながら、人が密集せず暮らすことができ、真に生活の豊さを感じられる地域であるとともに、自然や歴史文化が豊かで、脱炭素社会を推進する上で、貴重な地域を生かした、持続的な低密度社会を実現できる可能性が高く、非常に魅力ある地域だと言えます。これらの魅力を市内外の方々に伝え、実感してもらい、本市に定住してもらうためには、本市がもつ多様な地域資源を再認識し、磨き、発信していくことにより、地域の特色を生かした地方創生の取組を推進することが必要と考えられます。

第3期基本計画では、上記の課題に向けた対策として、本市の多様な地域資源をはじめとする「長浜らしさ」を生かして、特に若者が安心して暮らし、働ける環境づくりに取り組みます。また、チャレンジし、活躍できる環境を長浜市に関わるすべての人でつくり上げていくことをめざすとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現モデルとなる取組に配慮しながら、人口が減少しても持続的なまちづくりの検討を進めます。

4つの重点プロジェクトを位置づけますが、これらは独立したものでなく、多様なアプローチを柔軟に行うことで、相互作用を生む好循環の確立をめざします。

なお、不確実性が高い社会経済状況であることをふまえ、適宜的確にプロジェクトの内容を検討し、取組を進める必要があることから、本計画では重点プロジェクトの方向性を定め共有することとし、毎年度の予算編成において、成果を最大化できる施策を検討し、推進することとします。

1.4 NCGs（ながはままちづくり目標）の設定

NCGs(えぬ・しー・じー・ず)は、「Nagahama Communities Goals(ながはままちづくり目標)」の略で、本市がめざすまちづくりの重点プロジェクト4つを8つのゴールに細分化することで、市民の皆さんに重点プロジェクトをよりわかりやすくお伝えし、市民の皆さんとともに各ゴールをめざすために設定したものです。

また、表の「分類」欄はまちづくりの政策の内容を示しており、重点プロジェクトとまちづくりの政策をNCGsが繋ぐ役割をしています。

	ゴール（タイトル）	ゴール（サブタイトル）	分類
1	魅力ある仕事を創ろう	地域ポテンシャルを生かし、新たなチャレンジを促進することで、魅力ある地域産業を振興する	市民・自治 健康・福祉 産業・交流
2	多様な働き方を推進しよう	それぞれのライフステージに合わせ、一人ひとりの能力を発揮できる多様な働き方を実現する	市民・自治 産業・交流
3	つながりを創ろう	長浜の魅力を生かし、「ひと」とのつながりを創出・拡大することで、若者が集まる楽しいまちづくりを推進する	市民・自治
4	魅力ある学びの場を	産官学や地域との連携により未来に輝く長浜人に特色ある魅力的な学びの場を提供する	市民・自治 教育・文化
5	子育てを応援しよう	長浜で結婚や子育てをする夢を持てるよう、保健、保育、福祉、教育、就労支援など、子育てに関わる包括的な支援を推進する	市民・自治 教育・文化 健康・福祉 産業・交流
6	未来を担う人の育ちを	子どもや若者が「生きる力」を育み、個々の能力を最大限に高められる育成環境の充実を図る	市民・自治 教育・文化 健康・福祉
7	まちの力を高めよう	地域資源や市民力を生かした魅力ある地域づくりをはじめ、質の高い教育、循環型社会の構築、産官学が集積する都市基盤整備などにより、地域のポテンシャルを高める	産業・交流 環境・都市
8	持続できる暮らしの安心を	将来も安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域福祉の向上や交通環境整備、医療サービスの連携強化を図る	健康・福祉 安心・安全 環境・都市

1.5 NCGs、重点プロジェクト、SDGs の関連性

NCGsは、重点プロジェクトを達成するためのながはままちづくり目標です。NCGsを達成していくことで、SDGsの達成に繋げていきたいと考えています。

	ゴール（タイトル）	該当する重点プロジェクト	関連する SDGs
1	魅力ある仕事を創ろう	1 多様で柔軟な「働き方の創造」プロジェクト	   
2	多様な働き方を推進しよう		     
3	つながりを創ろう	2 長浜に人を呼び込む「活躍の場創出」プロジェクト	  
4	魅力ある学びの場を		   
5	子育てを応援しよう	3 子どもと若者を包括的に応援する「未来のこども育成」プロジェクト	     
6	未来を担う人の育ちを		  
7	まちの力を高めよう	4 それぞれの地域が魅力を高め合う「持続的なまちづくり」プロジェクト	   
8	持続できる暮らしの安心を		  

①多様で柔軟な「働き方の創造」プロジェクト

1

魅力ある仕事を創ろう

地域ポテンシャルを生かし、新たなチャレンジを促進することで、魅力ある地域産業を振興する

2

多様な働き方を推進しよう

それぞれのライフステージに合わせ、一人ひとりの能力を発揮できる多様な働き方を実現する

本市の人口移動の状況については、若者の転出超過が課題となっており、これは、一旦、大学等へ進学した者にとって、本市に居住しながら勤務できる企業が十分に立地していない、あるいは、文系学部卒業者が活躍できる職種が少ないと推測されています。特に 20 代女性の転出超過が大きいことから、若い女性が活躍できる職種・職場が不足していると推測できます。

そこで、本市においては、地域産業、観光、農林水産業、福祉・介護、DX や ESG の推進といったさまざまな角度から魅力ある産業を振興し、「ひと」と「もの」がさまざまに行き交う本市の特性も生かして、起業の促進や新たな雇用を創出することで、職住一体・職住近接を促進します。これによる UII ターンといった新たな人の流れを生み出すことで、「しごと」と「ひと」の好循環を作り出し、持続可能な「まち」の活性化を図るものとし、「産業振興」を一つの大きな原動力として、子どもや若者が明るい未来を描く、持続可能な希望に満ちあふれた「発展するまち」を創造します。

また、本市を中心とした周辺自治体との経済圏構想に着手し、経済面、生活面での連携に取り組むとともに、人口減少に伴う労働力の不足を補うために、子育て中の女性やアクティブシニアをはじめ、テレワークや副業・兼業人材等、個人の状況に応じた活躍ができる多様な働き方の実現に取り組めます。

プロジェクトの基本的方向

- 1) 長浜の地域ポテンシャルを生かした企業立地の拡大と新たなチャレンジを応援できる環境づくりに取り組めます。
- 2) 市民それぞれのライフステージに合った働く環境づくりに取り組めます。
- 3) 「稼ぐ観光」「滞在型観光」の実現に取り組めます。

②長浜に人を呼び込む「活躍の場創出」プロジェクト

3

つながりを創ろう

長浜の魅力を生かし、「ひと」とのつながりを創出・拡大することで、若者が集まる楽しいまちづくりを推進する

4

魅力ある学びの場を

産官学や地域との連携により未来に輝く長浜人に特色ある魅力的な学びの場を提供する

人口減少・少子高齢化が続く中で、地域の活性化を継続するためには、都市圏から地方への人の流れの変化を好機と捉え、本市への人の流れを生み出すとともに、流出しようとする人を食い止める取組を継続的に行うことが必要です。

そこで、本市の「観光商業都市」としての強みと、数多くの地域資源により、国内外から新たな人を呼び込み、「まち」の賑わいを創出するとともに、市民と来街者がともに地域で活躍できる場を創出し、「ひと」のつながりを深める仕組みづくりを進め、「関係人口」を創出・拡大し、地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大します。

また、地域おこし協力隊や民間企業、国の人材派遣制度を活用して他地域の人材との協働を進めるとともに、地域資源の良さを知り、発信できる人を増やす都市ブランド力の強化に向けた取組や、若者自身の声を取り入れる交流の機会を創出する「若者の集える楽しいまちづくり」を進めます。

さらに、若い世代の人の流れに大きな役割を果たす大学や高校との連携を強化し、魅力的な学びの場づくりや、産官学の連携による産業や雇用の創出、地域を支える人材の育成などに取り組めます。

プロジェクトの基本的方向

- 1) 人の流れを生み出す関係人口創出と移住・定住施策の推進に取り組めます。
- 2) 地域資源の良さを知り、発信できる人を増やし、都市ブランド力の強化に取り組めます。
- 3) 大学や高校との連携や魅力向上に取り組めます。

③子どもと若者を包括的に応援する

「未来のこども育成」プロジェクト

5

子育てを応援しよう

長浜で結婚や子育てをする夢を持てるよう、保健、保育、福祉、教育、就労支援など、子育てに関わる包括的な支援を推進する

6

未来を担う人の育ちを

子どもや若者が「生きる力」を育み、個々の能力を最大限に高められる育成環境の充実を図る

人口減少・少子化の進展の中、地域の持続可能性を高めるためには、結婚・妊娠・子育てがしやすい環境を整備し、次代の社会を担う子どもを安心して産み育て、喜びを感じることができるまちづくりを引き続き進めていくことが重要です。また、結婚や子育てに希望が見出せない若者もいる中で、長浜で結婚や子育てをする夢を持ち、子どもも大人も生き生きと暮らせるまちを創り、少子化に歯止めをかけることが求められます。

そのために、良質かつ適切な保健、保育、療育、福祉、教育、就労支援の環境を提供し、子育てに関わる関係機関やさまざまな主体の密接な連携により、重層的な支援体制を充実し、誰一人取り残さない切れ目のない包括的な支援を継続します。

また、次代を担うすべての子どもや若者が、これからの社会において必要となる「生きる力」をはぐくみ、本市が持つ歴史や風土、文化、地域の偉人・先人の教えを学び、知恵や知識を備え、心身ともに健やかに育ち、心豊かに成長できるよう教育環境の充実を図ります。

さらに、子どもや若者が将来に夢を持てるよう、長浜で生き生きと暮らし働く、さまざまな大人と交流する機会を創ります。

プロジェクトの基本的方向

- 1) 子育てに関わる重層的な支援体制を充実し、切れ目のない包括的な支援に取り組みます。
- 2) 「生きる力」の育成や長浜ならではの学びを創出し、心豊かに成長できる教育環境を充実します。
- 3) 子どもや若者が将来に夢を持てるよう、長浜で暮らし働く大人と交流する機会を創ります。

④それぞれの地域が魅力を高め合う

「持続的なまちづくり」プロジェクト

7

まちの力を高めよう

地域資源や市民力を生かした魅力ある地域づくりをはじめ、質の高い教育、循環型社会の構築、産官学が集積する都市基盤整備などにより、地域のポテンシャルを高める

8

持続できる暮らしの安心を

将来も安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域福祉の向上や交通環境整備、医療サービスの連携強化を図る

本市への力強い人の流れを生み出すには、他地域の在住者に限らず、市民にとって地域で暮らすことに対しての不安を解消し、暮らしやすく、地域の魅力を感じられる地域づくりの実現が重要であり、それぞれの地域の資源の強みを打ち出し、市内外への発信を進めることが求められます。

定住に必要な生活機能の確保に向け、それぞれの地域が機能や役割を分担し、連携する定住自立圏形成方針の考え方を基に、市民力の高さを生かした、住民自らが主体のまちづくりを進め、市域全体の発展により「住みやすいまち」の実現をめざします。

特に人口減少・高齢化が進行する北部地域などについては、自然や生活・文化、歴史、豊かな田園資源等の地域資源を最大限活用した「魅力を感じてもらえる地域づくり」に取り組むとともに、安心して暮らせる福祉、交通等の環境整備等を進め、地域の継続性の確保を推進し、脱炭素やエネルギーの地産地消等の取組を進めます。

また、南長浜地域については、長期的視点のもと、ＪＲ田村駅や設置を計画している（仮称）神田スマート IC 等の交通拠点、および産官学が集積する地の利点を生かしたまちづくりに取り組むとともに、持続可能な都市構造の形成に向けた土地利用の規制・誘導を図り、定住化や地域振興に向けた基盤整備を進めます。

さらに、暮らす場所を選択する重要な条件として、十分な教育機会や医療サービスの環境が挙げられるため、学校や地域が連携して学力向上に取り組むとともに、医療サービスの連携強化に取り組めます。

プロジェクトの基本的方向

- 1) 魅力ある多彩な地域資源を生かしたまちづくりや、持続可能な地域づくりに取り組めます。
- 2) 産官学の集積を生かした南長浜地域のまちづくりに取り組めます。
- 3) 長浜らしい質の高い教育、医療サービスの提供に取り組めます。

まちづくりの政策

政策 1 市民・自治

～市民と共に創る～

いつの時代もまちづくりの主役は市民です。

時代の変化に伴って多様化・高度化するニーズや複雑化する地域課題の解決に向けて、まちづくりの原点は「人」であることを思い起こし、市民一人ひとりの主体的な参画と、地域づくり協議会や自治会、NPO、市民活動団体など、まちづくりに関わるさまざまな主体の力を育むとともに、その力を生かした連携・協働を行いながら、官民一体となったまちづくりを進めます。また、多様な価値観・ライフスタイルなど、一人ひとりの個性を認め合い伸ばし合いながら、豊かな人間性を持ち、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

1 全ての人が互いに尊重しあうまちづくり

1.1 人権を大切に作る人づくり

① 人権尊重の社会づくりの推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

人権が尊重される社会を実現するため、持続的な啓発活動を進めてきた結果、差別落書き等の事象は無くなりつつあるものの、ネット社会の進展に伴い、その情報受発信の容易さや匿名性から、SNS 等で根拠のない情報が拡散されたり、いわれなき誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われたりするなど、新たな差別事象が発生しています。また、「性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別といったセクシュアルマイノリティに関する人権問題」「災害時における避難生活でのトラブルや被災地からの避難者に対する偏見や差別等といった人権問題」も表面化しています。

こうした中、平成 28 年に「障害者差別解消法」「ハイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなどの法整備が進んでおり、今後もさまざまな人権問題や関連する動きについて、正しい知識と理解の普及、また行動を促すため、今後もさらなる啓発活動・情報提供に努めていく必要があります。

(2) 基本方針

「ネット上での新たな人権侵害」「障害者差別解消法で求められている合理的配慮」「セクシュアルマイノリティに対する人権問題」などの新たな人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるように市が率先して取り組むとともに、家庭、学校・園、地域社会、職場といったあらゆる場や機会を通じて効果的な人権学習と啓発に取り組めます。

また、国・県等の関係機関との連携を図り、人権・DV に関する相談体制や支援ネットワークの維持・充実に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○人権学習機会の提供、地域での人権学習の充実など、さまざまな分野での人権啓発活動を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
人権学習事業	一人ひとりが人権に配慮した行動・考え方ができるよう、人権に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催	人権施策推進課
人権啓発事業	人権に関する相互理解を深めるための教材の作成・配布、作品展の実施、情報提供などの啓発活動を展開	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	じんけん連続講座への参加者数（回数）	人	3	161 (3 回)	240(4 回)	人権施策推進課
2	人権学習会への参加者数	人	3	2,029	10,000	

1.2 男女共同参画社会づくり

① 男女共同参画の推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

女性の活躍への関心が高まる中、男女共同参画への意識改善が見られるものの「社会全体で依然として男女平等ではない」と7割の人が感じています。すべての人の基本的人権が尊重され、性別にとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性や能力が十分に発揮できるよう、課題の発見や認識、意識改革を継続して促していく必要があります。特に、女性が社会的・地域的に活躍するためには、男性の理解や意識改革が不可欠であることから、情報の提供・啓発を継続して行っていく必要があります。

また、女性の一層の参画を促すため、地域における活躍や小グループでの活動など、社会的・地域的な関わりの手本となる事例を示していくことが求められています。

(2) 基本方針

家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場面や機会において、性別に関わらず多様な活動を自らの希望に沿った形で展開することができ、それぞれが持つ個性や能力を発揮することによって夢や希望を実現できる社会の実現に向け、男女共同参画意識の醸成と環境づくりに取り組みます。

また、あらゆる分野において、男女ともに参画することが結果として社会全体の利益につながることを認識したうえで、さまざまな分野への男女共同参画を推進するとともに、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会環境の実現、そして女性の社会的・地域的活躍を促進し、性別に関係なく自らの意思で選択し、行動できる社会の実現をめざします。

(3) 重点的に取り組む視点

- 男女共同参画の意識向上に向けた取組に努めます。特に、女性の活躍推進に向けた情報収集と効果的な施策の立案、確実な施策展開を行います。
- 政策・方針決定の場における男女共同参画を促進するため、審議会や委員会などへの女性構成員比率の向上に努めます。
- 地域で活躍する女性や女性グループなどのロールモデルの紹介や交流などを通して、地域における女性の参画促進に取り組みます。
- 男性、女性に限らず育児休業や介護休業制度の取得ができるよう啓発促進をするなど、多様で柔軟な働き方の実現に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
男女共同参画啓発・推進事業	男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、男女共同参画に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催	人権施策推進課
女性活躍支援（ポジティブアクション）事業	女性の一層の活躍を促進するため、女性人材バンク「かがやきネット」や、地域で活躍するさまざまな女性グループの活動支援、悩み相談や交流・研修会等を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	「男は仕事、女は家庭」という固定観念にとらわれない人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	%	3	62.0	70	人権施策推進課
2	市の附属機関の委員総数のうち、女性委員の占める割合	%	3	34.2	40	

1.3 多文化共生と国際交流の振興

① 多文化共生による地域づくりの促進

市民協働部 市民活躍課

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

本市在住の外国人市民は、年々増加の傾向をたどっており、これまで本市では、外国人市民に対し多言語での情報提供や相談業務を充実させ、やさしい日本語の利用促進や多言語版広報紙の発行などのサービスの提供を積極的に行ってきました。

しかしながら、外国人市民の滞在の長期化や定住化により、子どもの増加、家族の高齢化など新たな傾向や幅広い課題がみられるようになり、異文化理解の向上や人権保障、地域社会への参画、多様な担い手の確保など、地域環境づくりの必要性が高まっています。

近年は、東南アジア等からの技能実習生も増加しており、国籍、言語、在留資格、滞在歴など背景が多様になってきており、課題やニーズも多岐にわたっています。

また、日本語はもちろん、日本の文化や習慣に関する知識を持たないまま転入してくる外国人家庭も多いことから、教育現場においては、子どもだけでなく、家族ごとサポートすることが求められています。

(2) 基本方針

国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、多文化共生に向けた意識啓発やサポート支援員による外国人の子どもへのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。

また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の協力によるさまざまな交流や体験を通じて、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○外国人市民が日本の地域社会で自立して生活できるよう、外国人市民の日本語能力等を高める取組を進めるとともに、外国人市民への情報の伝達や互いのコミュニケーションの手段として、「やさしい日本語」の普及を図ります。

○外国人市民が安心して生活できるように、生活に関わるお知らせやイベント等の行政情報の多言語化対応を進めるとともに、ICTを活用した多言語翻訳機や SNS などの多様な媒体を活用し、窓口対応の円滑化および効果的な情報提供を推進します。

○外国人の子どもが学校生活を円滑に送ることができるよう、生活指導、学習指導、教育相談等の充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置、やさしい日本語の普及、外国人市民への情報提供の強化、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動等の実施	市民活躍課
外国人児童生徒教育サポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とするサポート支援員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	やさしい日本語協力施設・店舗数	件	3	23	50	市民活躍課
2	多文化共生に関するボランティア登録者数	人	3	120	130	
3	遠隔通訳サービスの活用	分	3	257	1,000	
4	サポート支援員による相談可能時間数（延べ時間）	時間	3	538	600	教育指導課

② 国際交流活動の推進

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市は、昭和 34 年にドイツ連邦共和国のアウグスブルク市と、平成 4 年にはイタリア共和国のヴェローナ市と姉妹都市を提携し、青年使節団の相互派遣などをはじめ、観光や環境、文化、スポーツ分野において積極的に交流を深めてきました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航に対する考え方などが大きく変化しており、交流のあり方を見直す必要があります。

また、多国籍化が進む外国人市民の多様性を活用し、市民が異文化に触れる機会の提供や国際感覚の向上を図ることが求められています。

(2) 基本方針

姉妹都市との相互理解を深めるとともに、友好親善の推進とまちの活性化を図るため、姉妹都市との人的・文化的な交流を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○海外姉妹都市との親善交流や使節団の相互派遣を推進するほか、オンライン等の新たな交流事業の展開を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
姉妹都市との交流事業	アウグスブルク市との青年使節団相互派遣やヴェローナ市との文化交流の実施	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	海外姉妹都市との交流事業の参加者数	人	3	0	30	市民活躍課

2 一人ひとりが主役のまちづくり

2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり

① 市民組織・団体の活動支援

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

急激な人口減少や少子・高齢化の進展、市民ニーズの多様化・複雑化、ライフスタイルの変化などにより、これまでの価値観や制度、仕組みでは地域課題に対応することが困難になってきています。そのため、特定の個人への依存度や偏在性の高い現在の仕組みを改め、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、教育機関、事業者、市などの幅広い主体の参画や多様な主体の協働を推進する新たな仕組みと体制づくりが必要です。

また、特に深刻化する担い手不足に対応するために、自分にあった関わり方ができる組織・活動を増やし、若者・女性・関係人口を含む幅広い人が関わるまちづくりの推進も求められています。

(2) 基本方針

地域づくり協議会や市民活動団体など多様な主体が活動しやすい環境づくりを進めるため、人材育成や市民まちづくりセンターをはじめとする活動の場づくり、活動に必要な資金調達、情報共有・情報発信などの取組を推進します。また、シェアリングエコノミーや市が保有するデータの活用など、新たな切り口による地域課題解決や、高校生や大学生を含む若者が楽しみながらまちづくりに関わる取組を推進します。

また、自分にあった関わり方ができる組織・活動を増やしていくため、市民協働センターにおいて、各種団体とのつなぎ支援や話し合いの場づくり支援、コーディネート人材の育成、資金調達支援など、市民協働分野における中間支援機能の強化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 自分にあった関わり方ができる組織・活動を増やすために必要な取組を進めます。
- 若者が楽しみながらまちづくりに関わる取組を進めます。
- 市民協働センターにおける中間支援機能の強化をはじめとする、新たな市民協働の仕組みづくりを行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民まちづくりセンター管理運営事業	市民活動の支援、協働の取組の推進、地域課題に対する住民の活動支援、人材育成、施設の貸し館業務	市民活躍課
市民協働推進事業	地域づくり協議会への交付金の交付、地域活力プランナー（集落支援員）の配置、市民活動団体の活動補助、若者起点の取組の推進、市民協働を推進する仕組みづくり	
市民協働センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、つなぎ支援、話し合いの場づくり支援、資金調達支援、中間支援機能の強化	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市民まちづくりセンターの利用件数	千件	3	24	26	市民活躍課
2	高校生×大学生 Challenge&Creation プロジェクト参加学校数（高校・大学）	校	3	3	10	
3	市民活動団体等から市民協働センターへの相談等件数	件	3	54	200	

② 自治会組織の維持

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

都市化や核家族化、価値観や生活様式の多様化などにより、地域社会が本来備えていた連帯意識やつながりが希薄になりつつあります。

本市では、自治会組織の維持と地域活動の活発化を図るため、自治会活動を支援する交付金やさまざまな事業に対する補助・助成を行っていますが、人口の減少や高齢化、さらに自治会への加入率の低下や役員のなり手不足などから自治会組織の運営そのものが困難な状況となってきました。このため、それぞれの地域の状況にあわせ、これからの時代に合った自治会の運営や活動のあり方の検討が求められています。

また、社会資本の老朽化問題と同様に地域コミュニティの拠点となる自治会館の多くも老朽化が進んでいるため、建物の長寿命化や大規模改修・建替等が計画的に進められるよう支援する必要があります。

(2) 基本方針

市民による住みよい地域づくりに向けて安心安全な暮らしのための生活基盤として自治会は欠かせない要素であるため、自治会組織の維持・活性化を支援するとともに、自治会業務の負担軽減を図り、行政、自治会および地域づくり協議会が連携しながらそれぞれの役割を担うことで「共助」の仕組みの存続を図ります。

また、地域コミュニティの拠点となる自治会館の老朽化への対策として、自治会が行う長寿命化や大規模改修・建替等に対する支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○持続可能な自治会運営とするため、市連合自治会が実施する研修会を支援するとともに、自治会の意見を聞きながら、地域活動のデジタル化促進など自治会業務の負担軽減になるような支援制度を検討します。

○自治会館の拠点機能を維持するために建物の長寿命化や大規模改修・建替を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自治会業務負担軽減支援事業	地域活動のデジタル化促進など自治会業務の負担軽減になるような支援制度の設立	市民活躍課
自治会館整備事業補助事業	建設、大規模改修、長寿命化、バリアフリー化、耐震化等	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	自治会加入率	%	3	92.7	90	市民活躍課
2	自治会館の整備件数（累計）	件	3	26	60	

③ 市政参画の促進

総務部 政策デザイン課（広報報道室）

総務部 秘書課

(1) 現状と課題

本市では、市民との協働のまちづくりを推進するため、広報紙や SNS、ホームページなどの情報発信ツールや各種メディアを活用し、市政情報のみならず、市民団体の活動など幅広い情報発信に努めていますが、より市民の声を聴く機会を増やしていく必要があります。

また、さまざまな手法をバランスよく用いることにより、市政への参加意識の高揚につながる工夫を凝らした効果的な情報の発信・収集・交流を行う必要があります。

(2) 基本方針

市の政策形成過程に市民の声を反映させるため、市民との直接対話をはじめ、市民アンケートの実施やパブリックコメント制度の活用、審議会等への市民公募委員の登用など、さまざまな手法を用いることで市政参画を促進します。

そのため、広報紙や SNS、ホームページ等を通じて、行政情報の積極的な発信に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○政策の決定においては、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みを作ります。

○市政情報や市民活動情報を効果的に発信し、地域活動や市民参画の機会を拡充します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
情報発信事業	広報紙や SNS など、さまざまな媒体を活用した効果的な情報発信を展開	広報報道室
タウンミーティング	市長はじめ市民との懇談を通して生の声を聴き、市民の視点や生活者からの提案等を市政に反映させていくとともに、市民の市政への理解を得ることを目的とする「タウンミーティング」を実施	秘書課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	SNS 発信数	回	3	214	360	広報報道室
2	タウンミーティングの開催数	回	3	2	12	秘書課

2.2 安心して暮らせるコミュニティづくり

① 地域見守り活動の推進

健康福祉部 長寿推進課

(1) 現状と課題

少子高齢化が進む中、本市では、「避難支援・見守り支えあい制度」により、身近な自治会組織が主体となって、一人暮らしの高齢者やしょうがいのある人など、要配慮者に対して災害時のみならず日ごろからの見守り体制を築いているところです。

単身世帯、とりわけ一人暮らし高齢者の増加傾向が続いており、亡くなってから発見されるまでに時間が経過してしまう事案の増加も危惧される中、引き続き日頃からの見守り活動の重要性を啓発するとともに、市民力と地域資源を生かした地域づくりを進めることが求められています。

(2) 基本方針

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちの実現に向け、見守りが必要な人に対して、地域住民、各種組織・専門職、民間事業者、各種機器の利用といったさまざまな主体を組み合わせ、連携した支援を行います。

災害発生時に支援活動が円滑に行えるよう、「避難支援・見守り支えあい制度」および同制度に基づく「個別避難計画」の作成を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自治会や地域づくり協議会、社会福祉協議会、市民活動団体、関係機関、民間企業などとの連携を強化し、持続可能な地域ぐるみでの防災活動、日常的な見守り活動を推進します。

○社会福祉協議会と連携して、災害リスクの高い地域から「個別避難計画」の作成を推進し、「避難支援・見守り支えあい制度」をより実効性が担保されたものへ強化します。

○高齢者の見守りに役立つ民間サービス、ICT技術等の利活用を検討します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
災害時要配慮者個別避難計画作成	災害時に支援が必要な人に対し、個別具体的な避難計画を作成することで、地域における災害体制構築と防災力の醸成を図る	長寿推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	災害時要配慮者 個別避難計画作成件数	件	3	0	100	長寿推進課

政策2 教育・文化

～健やかで豊かな心が育つ～

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性や能力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るとともに、学校、家庭、地域社会が一体となり、豊かな人間性とたくましさを備えた子どもの育成に努めます。

また、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会の充実や文化、スポーツ活動の推進に取り組みます。

1 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり

1.1 家庭の教育環境の充実

① 家庭教育の促進

市民協働部 生涯学習文化課
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われており、親子の絆や家族とのふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を担っています。しかしながら、少子化や核家族化、働き方の多様化などにより、地域のつながりや人との関係が希薄化し、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減るなど、親や家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境も大きく変化しています。

家庭環境の多様化が進む中、子どもと一緒に過ごす時間を十分にとれない家庭が増加したり、子育て中の親が孤立しがちであったりと、子育ての悩みや不安を抱えた家庭が増えており、家庭教育を支援する環境の整備を進めるとともに、福祉部局や地域など幅広い分野との連携を図り、社会全体で家庭教育を支援していく必要があります。

(2) 基本方針

子どもの発達段階に応じた子どもの関わり方等の学習機会の提供や、家庭の果たす役割の重要性の啓発、親子のふれあいを重視した体験活動の実施といった学びや体験、啓発を通じて親の育ちを応援します。

また、保護者や地域の方が気軽に集い、相互学習や交流のできる場を確保することで、保護者同士や家庭と地域がつながり合うきっかけを作り、支え合いの循環を生み出していきます。

さらに、これら取組を学校、地域、企業、市民団体等多様な主体に働きかけ、連携しながら行うことで、社会全体で家庭教育を支援する環境を作っていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

○家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるため、学校、職場、社会教育施設等、さまざまな場所や機会を通じ、家庭教育支援講座の実施や講座実施団体への活動支援、また、啓発活動を行います。

○親子がともに遊びながらふれあい、共感しあうきっかけづくりとなるよう、親が子どもに寄り添い、思いを共有することのできる参加型で学びあえる活動の充実に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
家庭の教育力向上事業	小中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所および認定こども園における子どもとの関わり方等に関する学習機会の提供、子育て応援講座の実施	生涯学習文化課 幼児課
家庭教育支援事業	子育て応援講座や親子参加型行事の実施	生涯学習文化課
就学前教育推進事業	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	家庭教育に関する子育て学習講座の学校・園への依頼数	回	3	4	20	生涯学習文化課
2	子育て応援講座の受講人数	人	3	18	30	

1.2 地域と連携した教育環境づくり

① 地域とともに進めるよりよい学校づくりの推進

教育委員会事務局 教育指導課

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

教育委員会事務局 教育改革推進室

(1) 現状と課題

本市では、すべての小中学校および義務教育学校において学校運営協議会が設置されており、学校運営や児童生徒の状況、地域の実態などの情報や課題について学校と地域とが共有し、学校運営方針や学校ビジョンの達成に向け、ともに考えていく仕組みを定着させることができました。

今後においても、学校の適正規模などの動向を見ながら、小学校と中学校との連携や近隣の学校とのつながりを視野に入れた取組に加え、地域における社会教育との関わりを強めていくことが必要となっています。また、学校運営協議会や学校支援組織のさらなる活性化や、中学校・義務教育学校（後期課程）部活動への支援に向け、新たな人材の確保が課題となっています。

また、市民ぐるみで子どもの健やかな成長を願い、たくましく生きる子どもたちを育てるため、子どもも大人もみんなが実践できるよう、意識啓発や実践的な取組が必要です。

(2) 基本方針

各校が学校運営協議会と連携を図りながら、保護者や地域住民の意見が反映される学校運営に取り組めます。また、学校・家庭・地域社会が一体となって、地域の特色と創意工夫を生かした学校づくりを進めます。

さらには、次代を担う子どもたちを育て導くために、「めざす子ども像」を掲げ、「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」を子育て・教育の基盤に据え、教育環境づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○学校運営協議会の活動の充実を図るため、各校での特色ある取組などの情報交換を行い、交流を推進するとともに、研修の機会を設けます。

○中学校・義務教育学校（後期課程）部活動の地域移行を推進するため、関係機関や団体と連携して検討を進めます。

○「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」が子育て・教育の基盤として定着するよう、学校・家庭・地域および関係機関、団体等と連携し、周知・啓発に継続して取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
学校運営協議会の推進	学校運営協議会の代表者会の開催、各校園活動報告集の配布	教育指導課
「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」推進事業	保護者・地域・各団体への周知・啓発	教育改革推進室

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地域とともに実施する学習活動の回数 （年間1校あたりの平均回数）	回	3	15	25	教育指導課
2	「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」の保護者・ 地域・各団体への周知、啓発回数	回	3	117	125	教育改革推進室

1.3 学校の教育環境の充実

① 確かな学力の向上

教育委員会事務局 教育指導課
教育委員会事務局 幼児課
教育委員会事務局 教育改革推進室
市民協働部 生涯学習文化課（図書館）

(1) 現状と課題

少子高齢化や国際化、情報化の著しい進行など、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化しています。特に人工知能（AI）の活用や IoT 技術の進化など情報化社会の進展はかつてない規模で進み、社会の構造を変えるほどの影響を持っています。これらに順応し、夢や希望を持ち、力強く生き抜く創造性豊かな人材の育成が求められており、自ら課題を見つけ主体的に課題解決していこうとする意欲や、自他共にお互いの個性や考えを尊重し、協働して課題解決する力を養う必要があります。

子どもたちが自立し、これからの社会を力強く生き抜くためには、学校が中心となり家庭・保護者・地域との連携を図りながら、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育む教育が必要です。

(2) 基本方針

興味・関心・意欲をもち、主体的に学ぶ子どもを育成するため、学習の基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。

そのために、GIGA スクール構想により整備された一人一台端末を効果的に活用した教育活動を進めます。

また、進んでコミュニケーションを取り、多様な価値観や異なる文化への理解を深め、グローバル社会をたくましく生きる児童生徒を育成するために、小学校から中学校までの9年間（義務教育学校を含む）を見通した英語教育を実施するとともに、創造性豊かな人材の育成を図るため理系教育の推進に取り組みます。

さらに、すべての子どもたちが、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等のあらゆる機会と場所において、読書に親しみ、本が身近にある環境を整えることで、次代を担う子どもたちの成長を支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

○園小中の連携のあり方を研究し、接続カリキュラムを共有するとともに、小学校（義務教育学校前期課程）低学年の指導に重点を置いて基礎学力の定着をめざします。

○英語教育では、教員の指導力の向上、授業改善を図り、児童生徒の英語による発信力、実践的な英語の活用力の向上をめざし、小学校から中学校までの9年間（義務教育学校を含む）を見通した教育を実施します。

○高い専門性を有する長浜バイオ大学の人的・知的資源や施設等を活用し、子どもたちの興味・関心を高めることで、理系教育の充実を図ります。

- 家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。
- 学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、学習用端末等の ICT を効果的に活用した教育活動の充実を図ります。
- より良い教育環境を提供していくため、義務教育学校の成果を取り入れた系統的・継続的な学習指導を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
園小連携推進事業	幼児期から小学校への学びの連続性を見通した教育課程の研究	教育指導課 幼児課
心輝く学校づくり推進事業	全小・中・義務教育学校 35 校が、校内授業研究会や文化芸術活動等、各校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動を実施	教育指導課
英語教育推進事業	小学校から中学校までの 9 年間（義務教育学校を含む）を見通した英語教育の実施、教員の指導力の向上、児童生徒の英語活用力を育成	
理系人材育成支援事業	長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中・義務教育学校の児童生徒を対象とした実験講座を実施	
外国人児童生徒教育サポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とするサポート支援員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	
学校 ICT 活用推進事業	ICT を効果的に活用した教育活動の充実のため、学習用端末に授業支援ソフトおよび AI 型ドリル教材を導入	教育改革推進室
つながう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動支援	図書館

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	就学前教育の推進に関する満足度 （市民意識調査）	点	4	3.10	4	教育指導課
2	学校での教育環境の充実に関する満足度 （市民意識調査）	点	4	3.19	3.5	
3	CEFR（セファール）A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる中学 3 年生生徒の割合	%	3	39.2	52	
4	受講後に実施する児童生徒アンケートの満足度（「楽しかった」「短く感じた」「もっと受けたい」の平均回答率）	%	3	69.8	71.0	

② 教職員の資質の向上

教育委員会事務局 教育指導課（教育センター）

教育委員会事務局 教育改革推進室

(1) 現状と課題

「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けた授業改善が求められています。また、ICT 機器活用を効果的に進め、個々に応じた学習指導の改善や充実に向けた取組が必要です。

若手教職員が増えており、その育成と同時に、新学習指導要領の実施や GIGA スクール構想をうけ、全教職員の授業力や指導力の向上を効果的に図る必要があります。

(2) 基本方針

教職員のニーズに合った研修内容を企画し、質の高い講師陣の招聘のもと、より専門性や実効性が高められる研修を実施します。ICT を効果的に活用し、教職員の授業力を高め、児童生徒の学力向上に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○「つながりあい、学びあい、豊かに生きる子どもを育むための指導力の向上」をテーマに、保育・授業力、生徒指導力、学級経営力の3つの重点に取り組めます。

○校長、教職員、有識者や各分野で活躍されている方々で、これからの社会を生きる力や確かな学力の向上に向けた取組を研究するとともに、相互に連携し、「真の学力向上・教職員の指導力向上」を図ります。

○ICT を効果的に活用した教育活動の充実に向け、教員の ICT 活用指導力の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
教職員研修事業	ICT 研修や授業力向上研修などをシリーズ研修として実施 特別支援教育をはじめ、今日的教育課題をふまえた研修を実施	教育センター
学力向上専門プロジェクトチーム会議	学力向上専門プロジェクトチームを設置し、より専門的な視点から学力向上に向けた取組を推進	教育改革推進室
学校 ICT 活用推進事業	教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、計画的、継続的な研修を実施	教育改革推進室

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	教職員研修受講人数	人	3	840	900	教育センター
2	授業に ICT を活用して「資料・意見等の提示」、「学習用ソフトウェアを活用した協働的な学習」ができたと答えた教員の割合（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	%	3	73.1	100	教育改革推進室

③ 安全・安心な学校づくり

教育委員会事務局 教育総務課

教育委員会事務局 教育改革推進室

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

本市では、学校施設の約4分の1が建築後40年を経過するなど、多くの学校施設で経年による老朽化が進行していることから、今後は学校の適正な配置をふまえたうえで、現有施設の長寿命化改修を軸とした施設整備により、安全・安心で時代に即したより良い教育環境を子どもたちに継続的に提供していく必要があります。

また、子どもたちの安全を脅かすような事案に対して、施設の防犯機能を高めるための対応や、インクルーシブ教育の理念に基づき、しょうがいのある児童生徒への対応としてバリアフリー化を進める必要があります。

さらに、少子化・人口減少社会により学校の小規模化が急速に進んでおり、地域の実情に応じた魅力・活力ある学校教育を推進するため、市内全域を対象とした学校の適正配置や小中一貫教育についての検討が求められています。

(2) 基本方針

将来を担う子どもたちの教育環境を整え、安全・安心で快適な学校生活が送れるよう、学校施設や設備の環境整備に努めます。施設整備にあたっては、令和3年1月に策定した長浜市学校施設等長寿命化計画に基づき、今後における学校の適正配置をふまえたうえで、長寿命化改修を軸とした計画的・予防保全的な施設整備に取り組むとともに、玄関ドアのオートロック化による防犯機能強化やエレベータの設置等のバリアフリー化を進め、誰もが安心して存分に学ぶことができる環境を整えます。

(3) 重点的に取り組む視点

○子どもたちの安全・安心で時代に即したより良い教育環境を確保するため、長寿命化改修を軸とした計画的・予防保全的な施設整備に取り組めます。

○防犯機能強化を図るため、玄関ドアのオートロック化やエレベータの設置等、施設のバリアフリー化を進めます。

○保護者や地域住民との意見交換を十分に行いながら、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校の適正配置と小中一貫教育の実施に向けた検討を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
小中学校施設の長寿命化事業	学校施設等長寿命化計画に基づき、長寿命化改修を実施	教育総務課
小中学校施設の防犯機能強化事業	学校施設の防犯機能強化のため、玄関ドアのオートロック化を実施	
小中学校バリアフリー化整備事業	学校施設のバリアフリー化のため、エレベータを設置	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長寿命化事業の実施校数	校	3	0	6	教育総務課
2	玄関ドアオートロックの設置率	%	3	88.5	100	
3	エレベータの設置率	%	3	60.0	68.6	

④ 豊かな心の育成

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

少子高齢化、核家族化にともない人間関係の希薄化が危惧されており、学校における道德教育の重要性が増してきています。

基本的な生活習慣や、社会生活を送るうえで備えるべき規範意識、生命の尊重、他人への思いやりなど「豊かな心」を培うとともに、法やルールを遵守し、未来への夢や目標を抱き、人と協調しながら自律的に社会生活を送ることができる子どもを育成することが必要となっています。

(2) 基本方針

道德教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育みます。また、地域の先人の偉業や伝統文化の学習を通して、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに、「特別の教科」である道德科の中で、「考え、議論する」道德の推進を図ります。自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己としての生き方について考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

(3) 重点的に取り組む視点

○子どもたちが健やかに育つことができるよう、人権感覚や規範意識を高め、道德心を養うとともに、体育や食育を通して、健全な心と体づくりを推進します。

○授業の中で児童生徒が考えを深めることができるように、道德科の授業研究を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
道德教育の推進	道德教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図る	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた割合（全国学力・学習状況調査）	%	3	小 79.0 中 57.7	小 88.0 中 72.0	教育指導課

⑤ 大学等との連携の推進

総務部 政策デザイン課

(1) 現状と課題

少子高齢化の急速な進展など社会の大きな変化を迎え、地域コミュニティや地域の絆の希薄化が懸念される中、地域の課題解決や活性化を図っていくためには、大学を地域の貴重な資源の一つとして捉え、相互の連携・協力を推進していく必要があります。これまでから本市では、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化・スポーツの振興を図るとともに、さまざまな分野で連携し、課題の解決を図るとともに地域の魅力を高めてきましたが、今後は、より多様な取組を連携して行うことが求められています。

市内には、長浜バイオ大学と滋賀文教短期大学といった大学の他、滋賀県立看護専門学校や滋賀県調理短期大学校が立地していますが、交通アクセスの良さから市外からの通学者が多く、学生が市街地で活発に活動する機会が少ないことから、学生による地域でのイベントの企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・NP0などの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

(2) 基本方針

大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を地域の貴重な財産と捉え、市民の生涯学習機会の創出や市内企業の産業振興、地域の活性化と魅力あるまちづくりに活かされるよう、大学等との連携・協力を推進します。

また、学生による地域との交流や多様な活動への参画を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○課題提起型の大学連携に取り組むとともに、地域の産業や教育・暮らしの発展に向けた連携を強化します。

○若い学生が持つ柔軟な発想をまちづくりに生かす仕組みづくりに取り組みます。

○市内の大学等を卒業する学生の市内での就職・定住を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
大学連携推進事業	包括協定、事業協定、大学間ネットワーク活用による政策の推進	政策デザイン課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
		年度	数値	R8 年度	
1 大学との連携事業の総数	件	3	26	35	政策デザイン課

1.4 相談体制の充実

① 相談体制の充実

教育委員会事務局 教育指導課

教育委員会事務局 教育指導課（特別支援教育推進室）

教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

高度情報化、少子高齢化、人口減少、核家族の進行など、現代社会の大きな変容の中、学校教育においても児童生徒の抱える課題が多様化し、心に不安を抱えた子どもたちや保護者の悩みも多様化、深刻化する傾向がみられます。このため、早期からの教育相談の実施や多様な人材の参画による教育支援の充実が求められています。

各幼稚園、保育所および認定こども園においては、専属の子育て専門相談員を配置し、日々の子育てに関する相談に応じられる体制を整備しています。しかしながら、就労する保護者が増えたことによって相談時間の確保が難しい状況であり、そのため、従来の対面での相談に加え、電話や ICT を活用した相談など、子育て中の保護者が孤立しないような相談体制の多様性が求められています。

(2) 基本方針

園児、児童生徒の発達段階や発達課題および家庭環境等に応じた、きめ細やかな教育相談活動および多様な専門家の支援による相談体制づくりに取り組みます。また、スクールカウンセラーなどの専門家や関係機関との連携を図ることにより、多様化する悩みに対応し、園児、児童生徒の自尊感情を高め、学校や社会への適応が進められるよう取り組みます。

さらに、子育てに関して不安や悩みをもつ保護者への相談に応じることで、保護者の子育てへの自信や喜びにつながるよう支援するとともに、そのもとに育つ子どもの健やかな成長や健全な発達を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○子どもたちが抱える課題の低年齢化等に早期に対応するため、各校園が連携することにより、教育相談体制の充実を図ります。

○保護者の子育て不安の要因を探り、ニーズに対応できる体制を構築するほか、未就園児の保護者に対する子育て支援と子育て不安を解消するための支援活動を充実します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
特別支援教育推進事業	園児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門家の意見をふまえた園児児童生徒の成長の支援	特別支援教育推進室
生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不適応の改善をめざしたスクールソーシャルワーカーの配置	教育指導課
教育相談事業	不登校や発達に関する課題などで学校生活に不適応を起こしている児童生徒とその保護者および教職員への教育相談や支援、指導の充実	
青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施	
こどもサポートルームなないろ運営事業	不登校状態にある児童生徒に社会性や自己肯定感を育み自立へとつなげるために「こどもサポートルームなないろ」を運営	
子育て相談事業	幼稚園、保育所および認定こども園への子育て専門相談員配置による子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能の充実	幼児課
就学前教育推進事業	園における子育て支援体制の充実を図るため、親子と園児との交流の場や子育て相談の実施、親育てや子育て支援に関する講演会等の実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	通常の学級における個別的教育支援計画作成率【小学校・義務教育学校（前期課程）】	%	3	91.3	100	教育指導課
2	通常の学級における個別的教育支援計画作成率【中学校・義務教育学校（後期課程）】	%	3	87.4	100	
3	小学校・義務教育学校（前期課程）における不登校在籍率	%	2	0.66	0.55	
4	中学校・義務教育学校（後期課程）における不登校在籍率	%	2	1.66	1.50	
5	子育て専門相談員への相談件数	件	3	106	150	幼児課

② 質の高い就学前教育の推進

教育委員会事務局 幼児課

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

女性の就労率の増加や、家庭および地域を取り巻く状況の変化等により、長時間保育のニーズが高まり、今まで以上に園での質の高い教育・保育の充実が求められています。就学までに育てたい姿を示した「長浜市就学前教育カリキュラム」にそった質の高い保育を提供し、乳幼児期に育みたい資質・能力を育成するために、地域の実態や特徴を生かした特色ある保育を提供していくことが大切です。

さらに、情緒の安定を基盤にさまざまな遊びや体験を通して「生きる力」の基礎となる非認知能力の育成が重要であることを広く社会に伝えていくとともに、小学校・義務教育学校（前期課程）での豊かな学びに繋がるよう、円滑な接続の推進が求められています。

(2) 基本方針

就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであることから、生きる力の基礎となる「まなびの力」「かかわりの力」「からだの力」の育成に努めます。

特に、周囲の大人との信頼関係が築かれることによって作り出される心の安定を土台にし、人間関係の構築や就学後の学習にもつながる言葉による伝え合いを重視した保育を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○長浜市就学前教育カリキュラムを改訂し、体験を通して学ぶ教育・保育の充実、学習や活動意欲につなげる運動遊びや言葉が豊かになる保育の充実、非認知能力の育成に努めます。

○モデル校を指定して保幼小の連携および小中の連携のあり方を研究し、幼児期の学びの芽生えから小学校・義務教育学校（前期課程）の自発的な学びへの連続性を見通した教育課程の研究を進め、今後の学校教育に活用します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
園小中連携教育推進事業	幼児期から小学校・義務教育学校（前期課程）への学びの連続性を見通した教育課程の研究と活用	幼児課 教育指導課
就学前教育推進事業	全職員への長浜市就学前教育カリキュラムに基づく保育の推進、主体的な運動遊びの充実、豊かな言葉を育む保育の推進	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
		年度	数値	R8 年度	
1 就学前教育の推進に関する満足度 (市民意識調査)	点	4	3.10	4	幼児課 教育指導課
2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実感した割合（保護者アンケート）	%	3	69.9	70	幼児課

2 豊かに学び感性を磨くまちづくり

2.1 生涯学習の推進

① 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、これまでの「教育を受け・仕事をし・引退を迎える」という3ステージの人生から、多様な働き方や生き方を複数選択していくマルチステージへの人生へと変わってきています。人口減少や少子高齢化、地域とのつながりの希薄化など急速に社会経済環境が変化している中、人生の長い期間をより充実し、豊かに生きていくためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育などの学校の学びとあわせて、生涯にわたる学習への取組が大切となります。

学びの中では、それぞれの自発的な学びによる知識や技能の習得から自己成長すること、住民相互の学びあいの中でつながりを深めること、学んだ成果を地域に生かしていくことで、地域とのつながりを深め、学びの充実と地域の活性化がよい循環を生み出すようにすることが重要です。これまで以上に地域や学校、企業、民間団体など多様な主体との連携・協働を推進し、住民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けての取組が求められています。

(2) 基本方針

多様な学びの機会を提供することにより、市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」生涯を通じて、学ぶ楽しさを感じ、学びを通じて得た成果が、人づくり・つながりづくり・地域づくりにつながる生涯学習を推進します。そのため、生涯学習の普及、啓発、情報発信に努めるとともに、地域特性を生かした学びの場の提供、あらゆる世代に対応できる多様な学習機会の提供の充実を図り、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。

また、地域資源の活用や地域の人材、学校、各種団体と連携した体験活動・学習プログラムを実施し、地域に愛着と誇りを持った地域人材の養成に努めるとともに、学んだことを地域に生かし、地域づくり活動へつながるよう支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

○子ども、若者から高齢者まで、あらゆる世代に対応できる生涯学習体制の構築と、まちづくりセンター等の身近な場で地域の特性を生かし、市民・社会ニーズに応じた生涯学習機会の提供を行います。

○学校や地域、大学、企業、民間団体などさまざまな関係機関との連携・協働を推進します。

○生涯学習に関する助言や学んだ成果を地域づくりに生かし、地域の学びの展開とその支援を行う、学びを支える人材の育成を図ります。

○長浜の地域資源を生かした特色ある講座を実施することで、住民の地域への愛着と誇りの醸成に努めます。

○市内で行われる生涯学習講座情報の一元化を行い、また、デジタルを活用して講座情報の検索機

能の整備等を行い、市民にわかりやすい効果的な情報発信に努めます。

○いつでもどこでも学びが受けられる「オンライン」と「対面」を効果的に組み合わせ、多様な交流や人と人との「つながり」を広げるデジタル技術の活用を促るとともに、ICT リテラシーの向上と情報活用能力の育成を図り、ICT を生かした多様な学びを推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の個別事業を実施	生涯学習文化課
地域の特色に応じた生涯学習事業	まちづくりセンターを中心に地域の特色に応じた生涯学習事業の展開	
多様な主体と連携した生涯学習推進事業	地域の高校や大学、企業や団体と連携した各種講座やフィールドワーク等の学習機会の提供	
地元先生育成プロジェクト	学んで活躍応援講座として、学びから地域人材の育成につながる講座の実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業参加者のべ数	人	3	5,411	6,000	生涯学習文化課
2	生涯学習推進事業の参加者のべ数	人	3	214	200	

② 図書館サービスの充実

市民協働部 生涯学習文化課（図書館）

(1) 現状と課題

本市では、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館をめざしてサービスの充実に取り組み、長浜図書館を中央図書館とする体制で、市内全域へ図書館サービスを提供しています。

しかし、さまざまな事情により来館が困難な人や合理的配慮が必要な人など、市民一人ひとりにもっと身近に図書館サービスを実感していただけるような取組が十分とはいえず、さらに図書館利用の裾野を広げる必要があります。

また、デジタル技術等の活用により、提供する資料の媒体を多様化し将来にわたる資料の保存と提供を可能にするとともに、誰もがどこにいてもより気軽に図書館サービスを受けられる仕組みづくりが必要です。

(2) 基本方針

市民の知る自由を守り、市民に責任を持って資料や情報を届けるという図書館本来の使命を果たすとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所として、市民に愛され、市民とともに成長する学びと交流の拠点をめざします。

とりわけ、身近で生活に密着した図書館サービスをきめ細かく届ける体制をつくり、市民に実感してもらえるような仕組みを整えます。

また、質の高い図書館サービスを継続的に提供するために、資料および専門職員の充実と館の効果的な管理運営を推進し、市民の生涯学習を支えます。

(3) 重点的に取り組む視点

○市民に身近で生活に密着した図書館サービスをきめ細かく届ける体制をつくるため、移動図書館も含め、サービスポイントの拡充等を検討します。

○各館の役割に応じた適正な質と量の資料を丁寧に収集して蔵書を充実させ、魅力的な棚づくりを行うとともに、誰もが利用しやすくするため、資料の媒体を多様化し、デジタル化を進めます。

○職員の資質向上をはかり、効率的な管理運営を推進し、質の高い図書館サービスを継続して提供します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
サービスポイント拡充事業	市民がより身近に図書館サービスが受けられるよう、サービスポイント拡充と移動図書館導入の検討	図書館
図書館資料の最適化事業	市民の多様な資料要求に応えることのできる図書館資料の充実と、各館の役割に合わせた蔵書構成の見直し	
図書館管理運営事業	レファレンス機能と情報発信の強化および職員の資質向上のための研修体制の構築	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	蔵書更新率	%	3	7.0	7.7	図書館
2	個人貸出冊数	冊	3	870,578	1,300,000	

2.2文化芸術・スポーツの振興

① 文化・芸術の創造と振興

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

文化芸術の創造と振興は、個々の感性や想像力、さらに心の豊かさや活力を与えるとともに、まちのアイデンティティを形成し、経済活動や地域社会の発展につながる大きな要素となっています。現在、市内の文化芸術活動団体や文化ホールの指定管理者等と協働で、鑑賞型公演や市民の発表の場の創出、子どもや若者たちを対象に次代の担い手を育成する事業、プロのアーティストや地域で文化芸術活動を行う人が、学校や福祉施設等に出向いてワークショップや演奏活動を行うアウトリーチ事業などを展開しています。

しかしながら、文化芸術活動を行っている市民の高齢化や一部の人に留まっているなど、活動の広がりが生まれにくく、市民全体に文化芸術の価値が理解され、より身近に感じてもらえるよう、文化芸術の裾野を広げることが今後さらに必要となってきます。また、情報の受発信強化や、観光、産業、福祉、教育などさまざまな分野との連携を深め、さらに魅力あるまちづくりを進めていくことも重要です。

併せて、施設面においても、老朽化が進む文化ホールの将来を見据え、より市民が利用しやすい施設形態への変更等が求められています。

(2) 基本方針

個性が輝き、創造性あふれる人づくりのため、優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、創作や発表、体験など市民の持続的な文化芸術活動を支援します。

また、地域固有の伝統文化を継承するとともに、各文化芸術団体の支援や、観光や産業など文化芸術分野以外との連携や交流を深め、多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくりを進めるだけでなく、積極的な情報発信と市民の文化芸術感覚の醸成を図ることで、長浜の新たな文化を創造し、魅力あるまちづくりを進めます。

併せて、文化ホールの用途変更等を進め、より市民が利用しやすい施設等へ整備を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○次代の文化を担う子どもの育成のため、子どもの創造性を高める取組や、地域における子どもの文化芸術の体験や発表の機会を充実します。

○文化芸術を生かした魅力あふれるまちづくりを進めるため、伝統文化・文化芸術を支える人材・団体の育成や地域に根ざした文化芸術活動への支援、情報の受発信の強化を行います。

○新たな長浜の文化芸術の創造を図るため、若者による新たな文化芸術活動への積極的な支援や、観光・産業・教育などの他分野との連携・交流を深めます。

○市民がより利用しやすい文化芸術活動の場の整備を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
文化芸術振興事業	幅広い年齢層の市民に文化芸術に親しんでもらうため、文化ホールや地域資源を生かし、質の高い音楽、舞台芸術、伝統芸能等の鑑賞やアートイベントの開催等参加体験ができる機会の提供	生涯学習文化課
次代の文化を担う子どもの育成事業	幼保園児、小学生、中学生等を対象とした学校や文化ホールでの文化芸術体験や専門指導の実施	
若者による新たな文化芸術創造事業	魅力あふれるまちづくりを進めるため、文化芸術を担うユース層の育成や新たな市の文化的魅力の開発および若者への発信強化	
文化ホールの活用整備事業	文化ホールの用途変更等を進め、市民が利用しやすい文化芸術活動の場の整備	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	文化ホール文化芸術事業入場者数（委託事業のみ）	人	3	5,606	6,000	生涯学習文化課
2	幼保園児・小学生・中学生等を対象とした文化芸術体験事業（アウトリーチ事業）の実施回数	回	3	51	55	

② スポーツ活動の推進

市民協働部 スポーツ振興課

市民協働部 スポーツ振興課（国スポ・障スポ大会推進室）

(1) 現状と課題

市民のスポーツや運動への関心が高まっており、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツや運動を楽しむことができる、豊かな環境を整えていく必要があります。

また、これからはスポーツを「する」だけでなく、「観る」（プロスポーツの観戦等）、「支える（育てる）」（指導者やボランティアの育成等）、「つなげる」（スポーツの力で未来への絆づくり）ことも重要な要素として捉え、また、市民のライフステージやライフスタイルに応じた、さまざまなスポーツ振興策を展開していく必要があります。

(2) 基本方針

スポーツには、人やまちを元気にし、心を豊かにする力があります。また、人と人の交流を促し、地域の一体感や活力を生み、さらなる魅力あるまちづくりにつなげる力があります。また、令和7年（2025年）に開催される、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会）を文化スポーツ振興の絶好の機会として捉え、マラソン大会などこれまで続いている伝統的な事業を拡充し、子どもからお年寄りまでさらには若者が集え、すべての市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心も体も健康に過ごせる、活気に満ちたまちづくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、スポーツを通じた未来のまちづくりにつながる大会となるよう、取組を進めます。
- 市民のニーズを取り入れながら、将来にわたって安心安全なスポーツ施設が提供できる持続可能な施設管理を進めます。
- 次代を担う子どもや若者、指導者等の育成を進めるとともに、地域スポーツの中核となる総合型地域スポーツクラブの育成および組織強化を進め、中学校等部活動の地域移行に協働で対応していきます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、「スポーツを通じたまちづくり」につながる大会運営を実施	国スポ・障スポ大会推進室
スポーツ施設の適正管理	国スポ会場および地域のスポーツ拠点となる施設整備を進め、スポーツ施設整備基本計画を策定し、スポーツ施設の適正管理を進める	スポーツ振興課

ながはまスポーツ夢プロジェクト事業	スポーツを通じて子ども達の生きる力を育み、夢や希望を抱くことができる取組を実施	スポーツ振興課
-------------------	---	---------

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	週1回以上のスポーツ（軽い運動を含む）をしている市民の割合（市民意識調査）	%	4	44.0	65	スポーツ振興課
2	市内スポーツ施設の使用者数	人	3	345,500	500,000	
3	幼少年期スポーツ教室等参加者数	人	3	502	1,000	

2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり

① 子どもの生きる力を地域で育む生涯学習の推進

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

少子高齢化やグローバル化、急速な ICT 化など、社会の変化が激しい今の時代においては、子どもたち自身が、何が重要かを主体的に判断し、多様な人々と協働し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができる能力を身につけることが必要です。

これまでからも、地域での学びや異世代間の交流、学校・地域の連携は進められてきましたが、今後さらに一歩踏み込んで「地域でどんな子どもを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子どもたちの「生きる力」を育むことが必要となってきます。保護者および地域が主体的に子どもの学びに関わり、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ地域ぐるみで子どもを育成する体制作りが求められます。

(2) 基本方針

子どもの生きる力の育成には、子どもたちが属する地域や社会との関わりが不可欠です。子どもの学びを軸に地域の人的・物的資源を活用し、学校や地域、多様な主体が連携・協働しながら子どもの生きる力を育む体制を推進します。

幼少期から地域と関わり、つながることで、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、青少年健全育成のため社会全体で見守り、育てる環境を整えます。

(3) 重点的に取り組む視点

○幅広い地域住民や保護者の参画により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校との連携・協働する仕組み作りを推進します。

○豊かな心を育む多様な文化芸術体験事業（アウトリーチ）を推進します。

○子どもの学びの場づくりや異世代間の交流、将来の地域づくりを担うリーダーの育成を図ります。

○長浜で活躍している大人から、本市が持つ歴史、文化、自然、産業など、さまざまな魅力を学ぶことで、長浜でやりたいことや、なりたい将来像が想像できる場づくりと地域への愛着と誇りの醸成を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生きる力育成推進事業	市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛を醸成する	生涯学習文化課
ながはまびと 「長浜人に学ぼう！！」事業	市内の高校生を対象に、地域の産業や歴史を学ぶことで、自身の進路や生き方について考える機会とするとともに、地域への愛着と誇りの醸成を図る	
リーダー育成事業	地域の中学生、高校生、大学生自らが次世代リーダーを育成するため、事業の企画立案をし、自ら率先して次のリーダーを育成するための事業を行う	
地域と学校との連携、協働の仕組みづくり	各まちづくりセンター中心に地域で行う子ども対象の事業を学校と連携・協働で効果的に行えるよう仕組みを構築する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業講座数	件	3	271	320	生涯学習文化課
2	未来に輝く長浜人育成事業参加校数	校	3	3	5	

政策3 健康・福祉

～いきいきと温かく生きる～

地域に暮らすすべての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、健康づくり・予防医療の取組や、地域のなかで支え合う医療・福祉体制の充実を図ります。また、地域の輪のなかで、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して育てることができ、高齢者世代が知識・経験を生かしていきいきと活動できる環境づくりに向けて、家庭や地域と一体となった取組を進めます。

1 子どもが輝き大人が育つまちづくり

1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり

① 子どもの見守り活動の充実

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

登下校時に子どもたちが痛ましい事件や事故に巻き込まれ、負傷したり命を落としたりといった事例が多発しているなかで、本市においてはそのような事件事故に子どもたちが遭遇しないよう、登下校時の安全確保を図るべく、スクールガードの登録を促進しています。小学校（義務教育学校前期課程）ごとのスクールガードの登録率を、児童数に対して25%確保もしくは通学路ごとの危険箇所に必要な人員の充足率100%の登録を目標にしていますが、学校や年度により格差が生じ、さらにスクールガードの高齢化や担い手不足により登録率を確保することが難しいのが現状です。しかしながらスクールガードの活動内容の充実や資質の向上が求められており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制をさらに推進していく必要があります。

(2) 基本方針

日常生活のなかで、子どもたちが犯罪や事故などに巻き込まれることなくのびのびと育つことができるためには、保護者だけではなく、地域での取組が大切です。

学校・家庭・地域等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めるため、スクールガードの活動支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○登下校等の見守り体制の向上を図るため、スクールガード登録者を増やします。

○活動用具の支援やボランティア保険の加入により、活動の充実につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具の整備およびボランティア保険の加入	すこやか教育推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	スクールガードの登録率 25%以上確保または通学路ごとに必要な人員の充足率 100%の小学校（義務教育学校含む）の割合	%	3	80	90	すこやか教育推進課

② 子育て支援ネットワークの整備

健康福祉部 子育て支援課
市民協働部 生涯学習文化課（図書館）
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

地域における人間関係やネットワークの希薄化、核家族化における教育力の低下により、子育てに関して悩みや疑問を気軽に相談することができない保護者の増加や、他者と関わりが持ちにくい子どもの増加が見られます。

また、地域ぐるみで子育て支援を行う仕組みの構築が求められる中、子育てを支援する人材や団体を確保するため、子育てサークルを支援し、子育て支援のネットワークを広げていくことが必要です。

(2) 基本方針

子どもは、本市にとって未来を築き社会を担う“宝”であり、子どもたちが自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できることが重要です。その実現のために、子育ての基盤は家庭であり、子どもの教育は第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながら、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と子どもの視点に立ち、子どももみんな社会を作っていくことが大切です。

このため、保護者を対象とした子育て等に関する相談援助の実施や子育て情報の提供のほか、子育て支援人材および団体の育成や交流の場の提供等を行い、まち全体で子育てを応援する機運を高めていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域の人々とのふれあい、さまざまな感動を体験することは、子どもの成長にも地域づくりにとっても必要であることから、子どもや親、地域の人々との交流の場を提供し、交流を促進します。
- 民間活力の活用や子育てサークルの支援を推進し、地域で子育てする環境を充実します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域子育て支援センター運営事業	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため地域子育て支援センターを運営し、子育て等に関する相談や子育て世帯の交流の場の提供・交流の促進、子育てキャラバンの実施、地域の学校との共同事業、子育て中の保護者のリフレッシュ託児事業を実施	子育て支援課
つなごう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやおはなし会の実施、ブックスタート事業等、保護者と子どもが過ごす場や子育て情報の提供	図書館
就学前教育推進事業	保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域のさまざまな人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援。加えて、幼稚園等の施設開放や未就園児広場により「空間」、「機会」を提供	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地域との交流活動を行う園数	園	3	20	20	幼児課
2	子育て拠点事業実施数	ヶ所	3	8	9	子育て支援課
3	子育てサークル数	数	3	10	15	

③ 子どもの虐待を防ぐ地域づくり

健康福祉部 子育て支援課（家庭児童相談室）

(1) 現状と課題

子どもの虐待については、子どもの生命、心身の発達、そして人格の形成に重大な影響を及ぼす非常に深刻な問題です。近年、児童虐待・養護相談件数は増加傾向にありますが、その背景には家族の社会的孤立、貧困層の拡大、共働き世帯の増加、地域力の低下、ヤングケアラー等はもちろんのこと、児童虐待への社会的意識の高まり等さまざまな要因が考えられます。子どもの虐待防止にあたっては、虐待発生の予防から早期発見・早期対応と継続的な支援まで多くの関係機関が相互に連携して対応していくことが不可欠です。

(2) 基本方針

すべての児童が健全に成長できる環境を整えるため、児童虐待防止に向けた啓発活動を実施し、市民の意識向上に努めます。

また、長浜市要保護児童およびDV被害者対策地域協議会を中心とした子どもを守るネットワーク体制により、関係機関との連携を図り、不適切な養育への対応、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

さらに、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

(3) 重点的に取り組む視点

○児童虐待に関する相談について、専門性が高く、より質の高い相談体制を整備します。

○子ども家庭相談センター（児童相談所）、学校・園等教育機関、警察署、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化し、複雑かつ多様化する相談・支援に対応します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども虐待防止支援事業	関係機関と連携した虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、教育や子育てに関わる関係者を対象とした研修会の実施、要保護児童対策を推進するための啓発活動の実施	家庭児童相談室
養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要な家庭・保護者に対し、訪問による適切な育児相談や支援等の実施	
在宅育児者支援事業	育児不安による乳幼児に対する「虐待」を未然に防止することを目的に、生後6か月から1歳6か月の子どもの保護者に対し、一部の公立認定こども園での一時預かり無料利用券を交付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8年度	
1	虐待相談件数（過去からの継続指導件数含む）	件	3	736	750	家庭児童相談室

④ 子育て環境の充実

健康福祉部 子育て支援課

健康福祉部 子育て支援課（放課後児童クラブ運営室）

(1) 現状と課題

我が国においては、子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化の進展、人間関係の希薄化や就労形態の多様化など、大きく変化しています。

本市では、子育ての不安を解消し、子育ての楽しさを実感できるよう、子育て支援サービスの充実や、子育て相談体制の整備などさまざまな取組を進めています。

特に、近年においては、子どもの貧困やヤングケアラー、感染症対策による生活の変化での子どものストレス等が社会問題化しており、その解消に向けた取組を進めることが重要です。

また、共働き家庭の増加により、依然として放課後児童クラブへのニーズは拡大傾向にあり、待機児童の解消に向けた取組を引き続き進める必要があります。

今後、よりきめ細やかな支援を推進するにあたって、行政だけでなく民間や地域との連携を強化し、市全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 基本方針

子どもが健やかに育つために、子・保護者・地域のみんながつながり、あらゆる取組を通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、保護者や子のニーズをふまえた子育てができるまちづくりを進めていきます。

共働き家庭の増加により仕事と子育ての両立を支援する必要があることから、児童が安心して過ごせる居場所づくりや安心して利用できる児童遊園の整備、ひとり親家庭への支援、子育て相談の実施など、すべての子育て世代が安心して子育てできる環境整備を図ります。

また、子どもの貧困やヤングケアラーといった社会問題について、ICTの活用により相談しやすい環境づくりを進め、子どもがその成長段階に必要な社会生活が送れるよう環境整備を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制および親子が過ごせる居場所や子どもの居場所の充実を図ります。

○地域等で取り組む小規模放課後児童クラブの開設や、民間放課後児童クラブ新規参入を促進する等、引き続き、待機児童ゼロに向けた取組を進めます。

○子どもや子育て世代が安心して、のびのびと安全安心に外遊びできる児童公園等の遊び場の整備を充実します。

○社会問題化している子どもの貧困対策としては生活や経済等の支援、また、ヤングケアラー対策としては、関係機関と連携を図り、早期把握や相談支援等の取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校（義務教育学校前期課程）の児童を対象に、放課後や小学校（義務教育学校前期課程）の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	放課後児童クラブ運営室
子ども・子育て支援事業	子育て応援アプリや子育て応援ナビによる子育て情報の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施、子育て応援フェスタや子育て支援センターイベントの開催	子育て支援課
ICT 子育て事業	子育てオンライン相談や、子育て応援アプリを使った託児予約の充実と周知	
子どもの貧困・ヤングケアラー対策事業	教育の支援、保護者の就労支援、生活の支援、経済的な支援、各種サービス調整	子育て支援課 関係各課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	放課後児童クラブの開設数	ヶ所	3	35	40	放課後児童クラブ運営室
2	子育て応援アプリ利用者数（月平均ページビュー数）	件	3	95,341	100,000	子育て支援課
3	子育て支援センターにおける子育てオンライン相談の実施事業所数	ヶ所	3	1	5	

1.2 子どもが健やかに育つ場づくり

① 子どもの遊び・体験機会づくり

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

公共施設を活用し、地域の人たちの参画を得ながら、スポーツ・文化・自然体験活動や学習支援を行い、子どもたちが心豊かでたくましく育つことができる環境づくりを行っています。

多様な体験を土台とし、その体験を通じて子どもたちがどのような気づきや学びが得られるか、体験を通じて大人がどう関わるかなど、子どもたちの生きる力を育むために、体験の質や体験を通じた人との関わりが重要になってきます。

(2) 基本方針

子どもたちを取り巻く環境は変化を続けており、子どもたちが健やかに育つ環境をつくるため、学校と家庭と地域住民が協力し、地域の特色を生かした体験的活動や学習支援の提供など、工夫を凝らして地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域における大人と子どもの交流機会を増やし、子どもを育む地域の支援体制の形成を促すため、体験活動や学習支援の継続的な提供を進め、これらに携わる地域の協力者を増やします。

○多様な体験活動を通じて、学ぶ力ややり抜く力、協調性、積極性など、将来、社会を生き抜くために必要となる資質・能力の育成に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども体験活動充実事業	地域住民の協力を得ることで、子どもたちが健やかに成長できる地域環境を形成するだけでなく、地域住民が自らの技術や知識を発揮できる場を創出	生涯学習文化課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
		年度	数値	R8 年度	
1 子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業参加者のべ数	人	3	5,411	6,000	生涯学習文化課

② 保育機能の充実

教育委員会事務局 幼児課

教育委員会事務局 教育総務課

(1) 現状と課題

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働など、勤務形態も多様化しています。

これまでから、保育所等の整備や保育サービスの充実を図ってきましたが、こうした背景を反映し、年々、保育所や認定こども園長時部への入所希望が増加し、入所できない待機児童が発生していることから、早急な対応が必要です。

また、施設の老朽化に対して、長寿命化を見据えた施設の維持管理と予防保全を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

社会情勢や子育てに対する意識の変化等によって、保育に対するニーズが多様化している中、すべての就学前の子どもに、その発達や家庭状況に応じた教育・保育を提供するため、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭に必要なかつ良質なサービスの提供および教育の充実に向けて、地域ごとの特性に応じた園施設の適正配置を図ります。

また、子どもたちの一層の安全・安心な保育環境を確保するため、長寿命化を見据えた施設の維持管理と予防保全に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○保育ニーズへの対応や、民間ならではの特色ある多様な就学前教育・保育サービスの提供を進めるため、民間の事業者を支援し、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の定員の適正化を図るとともに、就学前教育や保育に従事する人材を確保し、待機児童の解消を進めます。

○就学前教育・保育においては集団生活の中で協調性や道徳性、規範意識などを育むことが重要であることから、どの園においても一定規模の集団が確保できるよう努めます。

○幼稚園の預かり保育や保育ルーム事業などの多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
児童福祉施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対する支援	幼児課
保育所運営支援事業 認定こども園運営支援事業	民間保育所、認定こども園における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所、認定こども園が行う事業への支援	
認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、認可外保育所が行う事業への支援	
就学前施設の長寿命化事業	長寿命化を見据えた施設の維持管理と予防保全	教育総務課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	待機児童数	人	3	13	0	幼児課

③ 結婚支援の推進

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、これまでから活力あるまちづくりに寄与することを目的として、地域ごとに結婚相談員を委嘱し、定期的に結婚相談所を開設するなどして結婚支援に取り組んできました。近年では、全国的に晩婚化・未婚化の傾向が進行しており、少子化や過疎化による地域力の低下が懸念されています。

(2) 基本方針

結婚を契機として本市の定住者が増えることで、人口減少に歯止めをかけるため、結婚を希望する市民に対し男女の出会いの機会を創出するなど結婚への支援を充実させます。

(3) 重点的に取り組む視点

○少子化対策や地域力の向上を図るために、市をあげて結婚～出産～子育てと切れ目ない支援を行うなかで、その出発点となる『結婚』を望む人たちへの支援施策を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供および支援の実施	社会福祉課
結婚支援活動補助事業	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	結婚相談会開催回数	回	3	63	96	社会福祉課

1.3 子育てに関する経済的支援の充実

① 母子保健・医療サービスの充実

健康福祉部 健康推進課

市民生活部 保険年金課

(1) 現状と課題

晩婚化や第1子の出産年齢の上昇、核家族化、地域における妊産婦やその家族を支える力が低下しつつあることから、妊産婦の不安や負担が増えてきています。また、新生児訪問における質問票から、産後の育児など何らかの不安を感じている母親が多くいることがわかります。このため、妊娠期から出産・育児までの不安や育児負担に対する支援体制を強化するとともに、乳幼児健診の受診を推進することにより、疾病等の早期発見に加え、子育て支援、虐待予防の体制を強化する必要があります。

また、子どもや家庭が抱えるさまざまな複合する課題に対し、切れ目ない包括的な支援を行うため、関係機関が果たしてきた機能や役割を充実させ、より一層連携強化を図ることが重要です。

社会全体で子どもを育てるために、子育てにかかる費用負担を子どもの家庭のみが担うのではなく、子どもにかかる費用は未来のための先行投資と考えていくことが重要です。しかし、限られた予算のなかで、子どもにかかる費用のどの分野を充実させていくのか、出来るだけ偏りのないバランスの取れた施策を考える必要があります。

(2) 基本方針

妊産婦の不安や育児負担を軽減するため、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援を充実し、安心して子育てができるよう子育てコンシェルジュと地域の子どもに関わる関係機関が連携し、子育て支援体制を強化します。また、乳幼児健診等で乳児の健やかな成長発達を支援します。

子育て家庭の経済的支援として、就学前児童を対象とした乳幼児福祉医療費の助成および義務教育中の子どもを対象とした子ども医療費の助成を実施します。

(3) 重点的に取り組む視点

○子育てに不安を感じている母親に早期から相談支援を開始するほか、サロン等での相談支援や保護者交流を実施します。また、産後に心身の不調又は育児不安等がある人に対して、日帰りおよび宿泊で相談支援を実施します。さらに、乳幼児健診の受診を推進します。

○支援が必要な妊産婦・子育て世帯・子どもに対して支援ニーズを確実につなぐため関係機関と連携しながら切れ目ない支援を実施します。

○病気にかかった子どもの医療費を助成することで、安心して医療にかかれるよう支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
母子保健事業	不妊不育治療にかかる費用の助成や母子健康手帳・父子手帖の交付、妊婦健診や乳幼児健診、乳幼児相談、発達相談の実施	健康推進課
妊娠・出産包括支援事業	妊娠相談や支援、ハッピー子育て事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業（日帰り型・宿泊型・訪問型）の実施	
福祉医療費助成事業	就学前までの子どもやひとり親家庭に対する保険適用時の医療費自己負担額の助成	保険年金課
子ども医療費助成事業	就学後、義務教育終了までの子どもに対する保険適用時の医療費自己負担額の助成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	3歳8か月健診受診率	%	3	96.9	100	健康推進課
2	ハッピーチケット利用率	%	3	19.9	30	

② 子育てにかかる経済的負担の軽減

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

人口減少が進むなかで、人口減少に歯止めをかけ、人口の自然増・社会増に繋がる施策を体系的に進めていく必要があります。特に、山間部のみならず都市部においても進行する少子化への対策は喫緊の課題であり、子育てにかかる経済的負担の軽減を進めることで、保護者が安心して子育てができる環境を整えるための施策が求められています。

さらに市民全体で子育てを支援できる環境を整え、若者世代に、安心して子育てができるまちとして選ばれ、定住化の促進を図る必要があります。

(2) 基本方針

子育てにかかる経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整備し、少子化対策の推進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○小学校（義務教育学校前期課程）の学校給食費を全面的に支援することで、子どもたちのすこやかな成長を市民全体で支えます。

○多子世帯の幼稚園・保育所保育料や給食費の負担軽減事業を継続実施することで、深刻な少子化や人口減少に歯止めをかけます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民で支える小学校給食費補助事業	小学校（義務教育学校前期課程）に在籍する児童の保護者で、本市に住所を有する者に対して、小学校（義務教育学校前期課程）の学校給食費の保護者負担を補助することで、保護者の経済的負担の軽減・子育て世代の定住化を促進	すこやか教育推進課
多子世帯への保育料・給食費軽減事業	年齢および所得に関係なく、多子世帯の保育料・給食費の軽減事業（第2子児童半額、第3子以降無償）を継続実施し、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8年度	
1	子育てにかかる経済的負担の軽減の満足度 （市民意識調査）	点	4	2.85	3.7	すこやか教育推進課 幼児課

2 健やかで豊かに暮らせるまちづくり

2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

① 高齢者の社会参加の促進

健康福祉部 長寿推進課

(1) 現状と課題

高齢者の生活が健全で豊かなものとなるよう、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、自治会等の小地域を単位として老人クラブが組織され、また連合組織としては「長浜市老人クラブ連合会」が結成されています。近年は、老人クラブ会員の高齢化、役員のなり手不足、活動のマンネリ化といった課題のなかで、老人クラブ数や会員数が減少しています。

高齢者の社会参加が介護予防につながることから、地域の通いの場であるサロン等の支援、高齢者が活躍できる環境の充実、高齢者を支える担い手の育成を、市民や地域のさまざまな団体・事業者とともに推進していく必要がありますが、感染症の重症化の心配から外出機会が減少し、こうした取組の縮小を余儀なくされる事態が生じています。

また、急速にデジタル化が進む社会において、高齢者自らがデジタル機器等を身近に活用できるよう、必要な支援に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で多様な価値観を持ちながら生きがいのある生活が続けられるよう、時代に応じた高齢者の社会参加を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○高齢者の社会参加に向けた活動が地域の特性に応じて、過度な負担なく、持続的・発展的に実施されるよう、老人クラブ活動の促進について検討するとともに、介護保険制度の地域支援事業等を活用するなど、さまざまな形で、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。

○感染症の影響により縮小した地域サロンなど住民主体の活動や、老人クラブの多様な社会活動を再び活性化させるとともに、地域と一体になって専門職の知識や技術を活用した高齢者の居場所づくりに取り組みます。

○地域活動の再活性化にあたっては、従来型の活動だけではなく、スマートフォンなどのコミュニケーションツールの利用など、デジタル技術を積極的に活用した新たな取組を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
老人クラブ活動補助事業	老人クラブの活動に要する経費に対する、年間を通じてクラブ活動を支援するための補助	長寿推進課
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防通所活動支援事業)	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援の補助	
高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（よりあいどころ）で実施する、高齢者の社会参加、介護予防および健康づくりへの整備、運営補助	
高齢者向けスマートフォン講座	スマートフォンの基本的な操作方法やアプリの活用方法を学ぶ講座の開催	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	老人クラブによるバス利用助成 年間件数	団体	3	9	120	長寿推進課
2	地域介護予防通所活動運営補助金交付団体数	団体	3	46	78	
3	高齢者活躍よりあいどころ事業運営補助金交付団体数	団体	3	8	24	

② 高齢者サービス供給体制の整備

健康福祉部 長寿推進課

健康福祉部 介護保険課

(1) 現状と課題

高齢化の進展と要介護認定者の増加に伴い、各種介護サービスのニーズが高まるとともに、高齢者のみの世帯や高齢単身者の急増に地域の見守りが行き届かない状況がみられ、在宅生活を継続するうえで必要となる生活支援・介護支援が求められています。

本市では、「ゴールドプランながはま21」を策定し、計画に基づいた「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」および「地域支援事業」の充実を図っています。

(2) 基本方針

高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、サービスの提供状況や施設の整備状況・利用状況などの地域の特性を把握検証するとともに、地域のニーズにあった必要なサービスを提供することをめざした取組を進めます。

予想される要介護認定者の増加に対応していくため、介護予防や自立支援、自立的生活が社会的に困難な人への支援などの充実を図っていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの量の確保と質の向上に努めるため、事業者等との連携や、介護に携わる人材の参入を促進させる取組を行うとともに、人材の定着や育成を支援する取組を進めます。

○日常生活圏域ごとの施設整備状況や利用状況を検証し、必要な人に必要なサービスを提供します。

○生活困窮や住環境が整わないことなどで在宅生活が難しい高齢者や、被虐待者など複雑な課題を抱えた高齢者の生活の場の確保を図ります。

○日々の見守りや衛生材料支給など、介護保険以外のサービスの活用や民間事業者との連携により、住みなれた自宅での生活が継続できるよう支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
介護保険サービス給付	所得の低い人の利用者負担額の軽減を行うとともに、所得等が一定以上ある人に能力に応じた負担を求め、負担の公平性を確保しながら、法令に基づき適正に給付	介護保険課
地域ケア事業 (見守り配食サービス)	在宅の一人暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、1日1回週5日を限度とする昼食又は夕食の宅配の際に見守りを実施	長寿推進課
地域ケア事業 (緊急通報装置維持管理委託)	在宅の一人暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与	
保健福祉事業 (衛生材料支給)	市民税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5で在宅生活者への、紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付	
高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導	
高齢者地域生活支援事業 (屋根の雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業等の除雪作業について、委託費用の一部を助成	
高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付	
高齢者地域生活支援事業 (理美容サービス事業)	在宅生活での保潔のため、居宅においての理美容サービス(年2回)	
高齢者施設入所措置事業 (養護老人ホーム入所措置) (虐待防止法措置)	高齢者虐待や環境上の理由、経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を、市福祉事務所の措置により養護老人ホーム等へ入所	
高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値(直近)		目標値	担当課
		年度	数値	R8年度	
1 介護保険サービス給付(介護給付費)	億円	3	108.2	130	介護保険課

③ 活力ある地域社会づくりの促進

健康福祉部 長寿推進課

(1) 現状と課題

働く意欲のある高齢者がその能力や経験を生かして生涯現役で活躍し続けられる社会的機能として、シルバー人材センターが、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的、簡易的な就業機会を確保、提供し、また高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進に寄与しています。

少子高齢化・人口減少社会の状況下で、高齢者の活躍できる機会が増加するよう、年齢を問わず能力に応じて働くことができる場づくりが必要です。

また、地域が抱えるさまざまな課題を整理するとともに、課題を地域の力で解決していくため、人材の集約と課題とのマッチングを行い、具体的な雇用につなげる必要があります。

(2) 基本方針

高齢者が活躍する社会づくりを推進するため、一人ひとりが培ってきた経験や技術を地域で生かせる機会を確保するとともに、本市が直面する地域課題の解決に向け、地域の力を活用した取組を支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域課題の解決や持続可能な地域経営に向けて、市民や地域、民間の力を活用した官民パートナーシップを推進します。
- 高齢者が持つ知識・経験や技術を整理・蓄積するとともに、これらの力を積極的に生かした、高齢者が活躍する地域づくりを進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
シルバー人材センター事業運営補助	シルバー人材センターに対し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増大を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりの推進を支援	長寿推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	シルバー人材センター会員数	人	3	1,601	1,780	長寿推進課

④ 高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進

健康福祉部 長寿推進課

健康福祉部 介護保険課

(1) 現状と課題

改正介護保険法（平成27年4月施行）において、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化され、本市では平成28年3月から事業を開始しています。今後は、高齢者が生きがいをもって活動的に過ごせる環境をつくるため、地域の通いの場のさらなる立ち上げや、継続的なリハビリテーションの推進を図りながら、生活機能の低下が認められる高齢者への支援を包括的・継続的に実施する仕組みを構築する必要があります。

感染症の影響により、地域住民等による福祉活動やボランティア活動、健康づくり活動や介護予防活動は、休止や延期、回数減少などを余儀なくされた結果、フレイルの進行による体力、生活機能の低下など、高齢者の要介護状態に陥るリスクの増大が現実のものとなっています。

(2) 基本方針

生活支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築し、高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた取組を進めます。

また、こうした取組の新たな担い手を、住民・事業者・行政等の全員参加型で育成し、地域での福祉活動や健康づくり活動を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域包括ケアシステムの構築に向け、特に地域の多様な主体による介護予防の推進や、介護サービスの提供、日常生活支援に携わる人材の参入促進、定着、育成による福祉人材の量的・質的確保を促進します。

○75歳以上の後期高齢者を対象に、個別への支援と、通いの場等での集団への支援を組み合わせ、フレイル予防を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を進めます。

○感染症の影響により縮小された健康づくり活動や介護予防活動について、感染防止対策と新たな生活様式をふまえた上で、再開と継続支援に努めます。

○高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを図るため、生活支援コーディネーターと連携して、人と人とのつながりができる通いの場づくり、活動組織づくり、継続的な買い物支援対策を実施するほか、さまざまな地域資源の開拓を進めます。

○高齢者の自立を支援するサービスの充実にあたっては、支える側だけでなく、高齢者自身の負担を軽減し、効率的・効果的なものとなるよう、ICTなどの技術の利活用を推進します。

○高齢者の買い物や通院時の移動手段について、市全体の公共交通のあり方をふまえつつ、地域の団体の活動支援や民間事業者との協力体制づくりに努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活支援体制整備事業	生活支援の基盤整備に向け、買い物情報など地域のニーズと資源の収集・創出・マッチングや関係者のネットワークの構築等を行う生活支援コーディネーターを事業の委託先に配置し、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置	長寿推進課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健康寿命の延伸を図るよう、生活習慣病の悪化を防ぐ保健事業と虚弱状態を予防する介護予防事業、生活を維持する公的なサービスおよび地域資源を一体的に提供する取組を実施	
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）	地域の多様な主体による多様な生活支援を地域のなかで確保できるよう、サービスの基準や手法の検討、サービス提供者の資質向上に向けた養成研修を実施	
介護予防・日常生活支援総合事業（地域介護予防通所活動支援事業）	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援への補助	
高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（よりあいどころ）で実施する、高齢者の社会参加、介護予防および健康づくりへの整備、運営補助	
介護予防・日常生活支援総合事業（地域介護予防活動支援事業）	高齢者が運動機能の維持向上を図るよう、転倒予防教室を通じた自主グループの立ち上げ支援、介護予防の普及啓発を行う介護予防サポーター育成支援のための研修会や活動発表の場の設定や運営に必要な補助	
地域包括支援センターの運営事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、民間の活力を活用し、5ヶ所で運営	
地域ケア会議推進事業	医療・介護の専門職や地域関係者の協働による、介護支援専門員のケアマネジメント支援、個別ケース検討から共有された地域課題に基づく地域づくりや政策形成の検討	
成年後見センター事業	中核機関と位置付けるセンターに業務を委託した上、連携して各種業務を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地域の転倒予防自主グループの総数	グループ	3	166	171	長寿推進課
2	生活支援コーディネーター活動件数（累計）	件	3	5,800	6,300	
3	成年後見制度に関する相談件数	件	3	250	270	

⑤ 認知症高齢者への支援の充実

健康福祉部 長寿推進課

(1) 現状と課題

本市の認知症高齢者の推計数は、令和3年は約4,500人で、今後もその数は増加すると予測されています。これまでは、認知症の症状が見過ごされ、重度化した状態から支援に入ることが多く、症状が軽度の時期に、疾患の診断や生活機能障害への対応を確認しておくなど、認知症の悪化を防ぐ取組が不足していることが課題となっています。

また、たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、症状の進行にあわせた支援サービスの整備、医療と介護のサービス間の連携強化や専門職による認知症ケアサービスの充実、さらには地域の見守り支援など、包括的な支援体制づくりが必要です。

(2) 基本方針

認知症のある人やその家族が、住み慣れた場所で安心して暮らせるまちをめざし、医療、介護、地域の関係機関とのネットワークを形成しながら、認知症の早期診断・早期対応を促すとともに、認知症とその家族を支援する体制づくりを行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、関係機関との連携、地域の実態に応じた支援体制の整備を図ります。
- 認知症の疾患が疑われる人や生活機能障害がみられる人について、早めの診断や対応ができる支援体制づくりを推進します。
- 認知症の進行を遅らせ、本人らしく自立した生活が継続できるよう、認知症の正しい知識とケアの普及啓発、介護サービスの提供者・専門職のスキルアップ、地域の見守り支え合い体制の充実などに取り組めます。
- 認知症のある人とその家族・地域住民・専門職等、誰もが気楽に参加でき、安心してほっと一息つける場づくりを推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	長寿推進課
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症のある人およびその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的にを行い、自立生活をサポート	
認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症のある人等を早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築	
認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築および認知症ケアの向上を図る取組を推進	
認知症高齢者等おでかけあんしん保険事業	誰もが安心して外出できるまちづくりのため、市が保険に加入し、認知症のある人が日常生活における偶発的な事故によって法律上の損害賠償が発生したとき、損害賠償金を保険で補償	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	キャラバンメイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族を見守る応援者の数	人	3	36,883	48,000	長寿推進課
2	行方不明になられた認知症高齢者等の情報をメール配信し、早期発見につなげるための情報を提供してもらう協力者の数	人	3	4,664	5,800	

2.2しょうがい福祉の充実

① 「やさしいまち長浜」の実現に向けた体制強化

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人が年々増加することが見込まれる中、しょうがいのある人を取り巻く環境は複雑・多様化しています。しょうがいの有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会をめざすため、市民のしょうがいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮が提供される社会づくりを進める必要があります。

また、関係機関をはじめとする地域の連携や相談支援機能を高めることによって、地域全体でしょうがいのある人を支援する体制を強化する必要があります。

(2) 基本方針

しょうがいのある人もない人も市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活ができる「やさしいまち長浜」を実現するための体制づくりに取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○しょうがいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共生することのできる地域社会の実現のため、しょうがいに対する理解の促進、差別等の解消に向けた取組を推進します。

○地域全体でしょうがいのある人を支えるために、相談支援事業所の連携による支援体制の強化に取り組みます。

○しょうがいのある人が暮らしやすく、安全で活動しやすいまちをつくるために、ユニバーサルデザインの推進と情報のバリアフリー化に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
しょうがい者相談員業務委託事業	本人又はその保護者等からの相談に対する必要な指導および助言、関係機関の業務に対する協力およびしょうがい者の自立と社会参加の増進	しょうがい福祉課
しょうがい者相談支援事業	しょうがい者個々のニーズや特性を把握し、しょうがい福祉サービス事業所等と連携しながら課題解決を図っていく相談支援事業の充実、新規に設立される相談支援事業所の育成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8年度	
1	各相談員の相談件数	件	3	150	150	しょうがい福祉課
2	事業所のサービス受給者数	人	3	1,561	1,810	

② 地域生活の支援と活動支援の充実

健康福祉部 しょうがい福祉課
市民生活部 保険年金課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人の増加により、しょうがい福祉サービス等のニーズが増加、多様化していますが、そのニーズ等を支えるしょうがい福祉サービスの提供可能な量が不足しています。

しょうがいのある人が自分らしく地域で安心して暮らすため、就労や意思疎通の支援、福祉用具や手当の給付、医療費助成等のさまざまな支援や、災害時の避難支援体制の充実が必要です。

(2) 基本方針

しょうがいのある人の地域生活を支えるために、サービス事業の拡大をはじめ、さまざまなニーズに対応できるよう支援の充実を図ります。

また、災害時に介護を要する要配慮者が避難生活を送ることができる指定避難所や福祉避難所における支援体制の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○しょうがい福祉サービスを提供する事業所に対して、サービス事業の拡大を働きかけます。

○しょうがいのある人の医療費、日常生活用具等の支給の継続や、就労支援体制の充実、権利擁護事業に取り組みます。

○福祉避難所等の体制を充実できるよう必需品等の備蓄に努めます。

○福祉医療費助成事業における、所得制限の緩和について検討します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
福祉医療費助成事業	一定以上のしょうがいがあり、所得の低い方に対し医療費の自己負担分を助成	保険年金課 しょうがい福祉課
しょうがい者地域生活支援事業	成年後見制度、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具支給事業、自動車改造等助成事業、配食サービス事業、しょうがい者住宅改造費助成事業、衛生材料支給事業、社会参加援助金、理美容サービス事業、意思疎通支援事業	しょうがい福祉課
福祉避難所備蓄推進事業	福祉避難所で使用する備蓄品を市内7ヶ所に備蓄	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	しょうがい福祉サービス事業所数	ヶ所	3	76	80	しょうがい福祉課
2	自動車改造費助成件数（本人運転）	件	3	3	5	
3	在宅重度しょうがい者住宅改造費助成件数	件	3	6	8	

③ 子どもの発達支援と教育・医療・保健・福祉の連携強化

健康福祉部 しょうがい福祉課

健康福祉部 しょうがい福祉課（発達支援室）

健康福祉部 しょうがい福祉課（児童発達支援センター）

健康福祉部 健康推進課

教育委員会事務局 教育指導課（特別支援教育推進室）

教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

本市では、発達に支援を必要とする子どもに対し、発達支援室、児童発達支援センターおよびこども療育センターにおいて相談支援や発達支援を実施しており、幼稚園、保育所等の在籍園においては、職員を加配する等の支援を行っています。また、出生数は年々減少していますが、支援ニーズは多様化、複雑化しています。

発達に支援を要する子どもへの支援は、できるだけ早い時期に支援を開始し、教育・医療・保健・福祉の各機関が連携して、生涯にわたり一貫した支援を継続的に行われることが必要です。発達に支援を要する子どもへの総合的な支援の充実のために、個に応じた質の高い専門的な相談や支援を実施できるよう関係機関の連携を強化していく必要があります。

(2) 基本方針

すべての子どもがともに成長できるよう、発達に支援を要する子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、そのための専門的な知識・技術を持った相談、および支援の実施と、関係機関の連携強化に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○教育・医療・保健・福祉の関係機関で構成する発達支援連携会議を定期的に開催することにより各関係機関の連携を強化し、発達に支援を要する子ども、家族への支援体制の充実と支援者の指導力の向上強化を図ります。

○地域の保育・教育の中で、子ども一人ひとりのしょうがいの状態および発達の過程・特性に応じた合理的な配慮と発達支援が実施できるよう、専門的な知識・技術による後方支援を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
就学前教育推進事業	支援ルームの設置・運営	幼児課
就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制および保育活動の充実を図り、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	特別支援教育推進室
保育所等訪問支援事業	保育所・幼稚園等に在籍する対象児童に対する集団適応のための専門的な支援	児童発達支援センター
地域巡回支援事業	発達に支援を要する児童を預かる施設等に、発達支援の専門的な知識・技術を持った相談員が訪問し、施設等の支援を担当する職員に対して助言	発達支援室
発達支援連携会議	発達に支援を要する方に対しての支援体制を構築するため、関係機関の連携のあり方や推進・強化を図るための会議を開催	
相談支援事業	発達に課題のある就学前児童が児童発達支援や保育所訪問支援等のサービスを利用するために必要な、サービス利用計画の作成および通所受給者証の申請手続きの支援	しょうがい福祉課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	就学特別支援検討委員会の実施回数	回	3	7	7	特別支援教育推進室
2	就学前特別支援巡回相談園数	園	3	25	25	
3	保育所等訪問支援の利用実人数	人	3	16	32	児童発達支援センター
4	地域巡回支援事業の実施回数	回	3	17	30	発達支援室
5	発達支援連携会議の開催回数	回	3	13	15	

④ 医療的ケア児およびその家族に対する支援の推進

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1)現状と課題

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どもたちやその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠です。一方で、医療的ケア児者の家族が抱える日々の生活上の課題への支援は、十分ではありません。

医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援ができるよう体制を強化する必要があります。

(2)基本方針

しょうがいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会実現のため、支援体制の充実に取り組みます。

(3)重点的に取り組む視点

○医療的ケア児およびその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行えるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、サービス事業所等の施設整備や人材確保、人材育成への取り組みを行い、支援体制の強化に取り組みます。また、関係機関と連携し家族等の負担軽減に繋がる環境整備に取り組みます。

(4)今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
医療的ケア児等コーディネーター配置事業	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、サービスを紹介するとともに、関係機関との連携に取り組む	しょうがい福祉課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	医療的ケア児等に係る事業数	件	3	4	6	しょうがい福祉課

2.3 生活支援制度の充実

① 社会保障制度の健全な運営と市民理解の促進

市民生活部 保険年金課

(1) 現状と課題

被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、一人当たり医療費は年々増加しています。さらに今後も医療費の増加が予想され、国民健康保険の財政状況はより厳しくなる中であっても、安定した運営が求められています。このため、医療費適正化対策を推進するとともに、国民健康保険制度の概要や現状について市民の理解を深める取組が必要です。

(2) 基本方針

国民健康保険制度を持続的・安定的に運営できるよう、医療費適正化対策を充実させるとともに、制度に対する市民の理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 被保険者個人に対する後発医薬品の差額通知や医療費通知等の医療費適正化対策の充実を図ります。
- 医療や健診等のさまざまなデータを活用し、多角的な視点から効果的・効率的に事業を推進するため、地域づくり協議会や自治会等と連携し、地域の医療費や健診の受診状況、地域ごとの健康課題や特徴を情報提供し共有を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
後発医薬品利用促進事業	医療費適正化を目的に、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知	保険年金課
医療費通知事業	医療機関等への受診状況や患者負担額等を通知し、被保険者の健康や医療に対する理解の促進	
国民健康保険出前講座	国民健康保険制度の概要や医療費の状況などを解説するため出前講座等を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	後発医薬品使用率	%	2	80.1	82.0	保険年金課
2	医療費通知実施回数	回	3	4	4	
3	国民健康保険出前講座等の実施回数	回	3	1	5	

② 自立支援の充実

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

稼働年齢であるにもかかわらず雇止めや収入減少、一時的な病気療養などにより離職を余儀なくされ、再就職が困難な者、特に40歳代～50歳代の中高年層に対して積極的に就労支援を行っていますが、被支援者のこれまでの職業経験による職種の固定化や、希望職種があっても年齢による制限により就労が困難な状況となっています。こうしたことから再就職が実現せず、自立意欲の低下を招く恐れがあるため、個々に対する就労支援員のアセスメントによってそれぞれが抱える就労上の問題点を明らかにし、一人ひとりに応じた粘り強い支援を続けています。

また、支援を継続する場合は、被支援者の“新しい職種へチャレンジする”という意識改革や自立するという意志をいかに持続させるかが課題となっています。

(2) 基本方針

社会的に援護を必要とする生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度および生活保護制度を適正に活用するとともに、自立して暮らすことができるよう支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○生活困窮者自立支援制度および生活保護制度の適正な活用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	仕事や生活に困っている方に対し、就労支援・就労準備支援等、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う	社会福祉課
生活保護費給付事業	生活困窮者の最後のセーフティネットとして、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	支援プラン作成率	%	3	100	100	社会福祉課
2	生活保護率	‰	3	8	8	

2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組

① 健康づくりの推進

健康福祉部 健康推進課

健康福祉部 健康企画課

(1) 現状と課題

本市の死亡原因をみると、男性は慢性閉塞性肺疾患・心不全・肺がん、女性では高血圧性疾患・胃がん・くも膜下出血・脳血管疾患の割合が国・県の平均より高くなっています。他地域より死亡率が高いこれらの病気を発症させている要因への対策を集中的に行い、重点的で効果的な健康づくりを進めていくことが必要となっています。

また、感染症の影響でこれまでの生活様式が大きく変化し、市民の健診受診の意識低下や、外出抑制による運動不足などの新たな健康課題に取り組む必要があります。同時に、平時から感染症予防の市民意識や関心を維持していくとともに、新興感染症等の対応についても備える必要があります。

(2) 基本方針

市の健康課題を分かりやすく提示した「むびょうたん+1」を中心とした、長浜市健康都市宣言をもとに、健康づくりに取り組んでいきます。

また、市民が生涯を通じて自分の健康や命の大切さに関心を持ち、自分自身の健康状態を理解し、健診受診や生活習慣の改善を実践できるようにデジタル技術の活用も含めた支援に取り組みます。また、今後起こりうる新興感染症についての対応を準備していきます。

(3) 重点的に取り組む視点

○むし歯対策では各種団体と連携し「お茶でバイバイ！むし歯菌」を共通のキャッチフレーズとして推進します。今後も継続して子どもおよび予防活動に関わる大人が、糖分の過剰摂取を控える生活習慣を身につけられるよう支援します。

○受動喫煙対策では、健康増進法の趣旨のもと「タバコによる健康への影響や受動喫煙防止の必要性」「タバコを吸わない人の前で喫煙しない、タバコの煙を避ける」ことについて市民や地域団体等に周知し、防止対策の推進に関する相談支援等を通して市内の受動喫煙が減少するよう努めます。

○禁煙の推進にあたっては、感染症の重症化リスクなどをふまえ、各世代への啓発・相談支援に努めます。

○食生活への対策では、野菜摂取量や塩分摂取量に気を配ることが大切です。塩分を控えたバランスの良い食事がとれるよう、健康推進員などと連携して、市民への啓発に努めます。

○こころの健康対策については、悩みを抱え込まず相談しやすい環境づくりや、睡眠や休息の大切さを周知し、市民のメンタルヘルスに対する支援に努めます。

○運動対策については、日々の生活習慣の中に自分にあった身体活動が取り入れられるよう、IoT機器等を活用し、関連事業や地域団体、企業と連携しながら、市民が年間を通して運動に取り組

めるよう支援します。

○がん対策では、がんに関する正しい知識を広めるとともに、検診を受けやすい環境づくりを進め、コロナ禍で減少した受診者の増加に努めます。結果に応じて精密検査を受け、必要な人が早期に医療につながるよう支援していきます。

○生活習慣病による早世予防対策では、自分自身の健康に関心をもち、健診受診による疾病の早期発見と生活改善の支援に努めます。

○感染症予防の基本的な対策や感染症に備えた体づくりなどの啓発を行うとともに、未発生期から防護用品の備えを行い、感染症対策に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
健康増進生活習慣病健診事業	生活習慣病健診の実施による早期発見、重症化や合併症の発症の予防、受診者が健診結果から生活習慣を振り返り改善できるよう支援	健康推進課
健康増進がん検診事業	5 大がんの検診実施、効果的な検診受診勧奨と検診を受けやすい環境づくり、市民団体や教育機関等と連携した正しい知識の啓発	
感染症予防事業	広報やホームページ、出前講座等による感染症予防の啓発、新型インフルエンザ等対策計画（新型コロナウイルス感染症含む）に基づく感染防護用品の備蓄、結核健康診断や高齢者の結核の啓発等	
精神保健福祉事業	自殺の減少をめざした、うつに対する正しい知識の普及、専門的な研修を受けたゲートキーパーの育成、悩みを相談できる環境づくりや専門医へつながる連携の構築等	
予防接種事業	予防接種法に規定されている定期予防接種の実施	
小児慢性特定疾患等支援事業	小児慢性特定疾患等に対し、日常生活用具を給付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	国保特定健診の受診率	%	3	36.0	60	健康推進課
2	市がん検診のべ受診者数	人	3	13,597	15,710	
3	自殺死亡率（人口 10 万対）	人	3	14.5	9.9	
4	ゲートキーパー養成講座人数（延べ人数）	人	3	3,110	4,000	
5	3 歳児の虫歯疾患率	%	3	14.6	11	
6	感染症防護用品の備蓄率 （新型インフルエンザ等対策マニュアルの必要備蓄数）	%	3	58.2	100	
7	予防接種率（A 類疾病 乳幼児対象）	%	3	97.4	100	
8	喫煙者割合の減少（国保特定健診受診者問診票）	%	3	11.3	10.5	健康推進課 健康企画課
9	1 日あたりの塩分摂取量（健康栄養マップ）	g	27	男性 10.2 女性 8.8	男性 7.5 女性 6.5	

② 健康づくりを支援する地域づくり

健康福祉部 健康推進課

健康福祉部 健康企画課

(1) 現状と課題

健康づくりの取組は、従来、個人の取組が中心でしたが、個人の健康は個人を取り巻くさまざまな社会環境の影響を受けることから、「健康づくりはまちづくり」と言われるように社会全体で健康づくりを総合的に取り組むことが必要です。

健康づくりに関する研究では、個人が持つ人々とのつながり、ネットワークが豊富であれば、健康に良い情報を得る機会やお互いに助け合う機会が多く、それらが個人の健康を高めることにつながると言われています。社会環境の変化をふまえ、従来の地区組織活動に加え、民間企業の資源やノウハウ、デジタル技術を活用し社会全体が相互に支えあいながら健康を守る環境づくりに努めることが重要となっています。

(2) 基本方針

人生100年時代において、すべての世代の人がいきいきと暮らせるまちをめざし、健康都市宣言をふまえ個人の生活の質の向上と、健康を支えるための社会環境の整備・ソーシャルキャピタル（人々が持つ信頼関係、人間関係、社会的ネットワーク）の醸成に努めます。

また、一人ひとりにあった健康管理ができるよう、デジタル技術を活用した取組などを通して市民の健康づくりを支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

○健康都市宣言をふまえ、地区の保健活動を通じて地域や関連団体との連携を進め、個人と地域とのつながりを大切にした健康なまちづくりをめざします。

○民間活力やデジタル技術を活用し、日々の暮らしの中で気軽に健康に関する行動がとれるような健康づくりの推進を図ります。

○世代間の交流や地域社会のつながりを育み、地域を単位として市民がともに健康づくりに取り組む環境づくりを進めます。

○京都大学医学研究科と連携し、「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、市民1万人の参加を得て実施しているながはま0次予防コホート事業については、長年蓄積してきた健康づくりに関する情報を市民に還元し、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図ることをめざします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ながはま健康ステーション事業	市内量販店等と協働で、買い物場での健康測定や体験などを通し、市民が健康状態を把握したり、健康情報に触れ、健康意識を高めるきっかけづくりを提供	健康企画課
健康推進アプリ「BIWA-TEKU（ビワテク）」事業	運動や健診受診等のきっかけづくり、習慣づくりとなるように、インセンティブを取り入れた健康推進アプリを使った健康づくりを実施	
長浜市健康推進員協議会委託事業	市民の健康保持増進のため、協議会に事業委託し、地域に密着したきめ細やかな健康づくりの実践を支援	
健康出前講座	健康情報や技術の提供、相談が出来る機会を市民に提供し、自らの健康管理を振り返り、自らまたは地域で健康づくりを継続できるよう支援	
健康パークあざい管理運営事業	健康パークあざい内の温浴・公園施設が、市民の健康、生きがい、保健福祉の拠点となることを目的に、指定管理者による施設の管理運営	
0次予防推進事業	0次健診（概ね5年に1回）を実施し、結果を市民の健康づくりに役立ててもらうとともに、提供された血液や尿、健康情報などを医学研究へ活用し研究成果を市民の健康づくりに反映	健康推進課 健康企画課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ながはま健康ステーション事業参加者数	人	3	846	1,000	健康企画課
2	BIWA-TEKU（ビワテク）ダウンロード総数	人	3	1,878	4,500	
3	民間企業と連携した事業数	事業	3	8	20	

3 一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり

3.1 福祉を担う人材・団体の育成

① 地域福祉を担う人材・団体の育成

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉活動に関する講座を開催するなど、市民が必要な知識や技術を身につけるとともに、地域福祉活動に取り組みやすくなるよう支援しています。また、市内15の地区社協活動エリアごとに、地域住民とともに地域福祉全般に取り組むコーディネーターを配置し、住民ならびに各種団体と連携し、地域課題の共有と課題解決に向けた取組を推進しています。しかし、地域における福祉の推進役（リーダー）をはじめとする担い手の不足や地域の福祉関係団体の会員の減少・高齢化などが問題となっています。

(2) 基本方針

地域コミュニティを基盤に、市民と福祉関係者の協働による地域福祉が推進するよう、長浜市社会福祉協議会等と連携しながら、地区社会福祉協議会などの地域の福祉団体を支援するとともに、主体的に地域福祉活動に取り組む人材・団体を育成します。また、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、暮らし・生きがい・地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域福祉を主体的に担う人材・団体の育成については、長浜市社会福祉協議会との連携のもと、活動の中心的な役割を担う人材の発掘・確保・育成を図るとともに、地域が抱える福祉課題の解決に向けた地域住民同士の意見交換の場づくりや勉強会・養成講座を開催します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援および長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助	
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助	
地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜市社会福祉協議会に登録される団体数	団体	3	227	250	社会福祉課
2	長浜市社会福祉協議会が支援するふれあいサロン（各自治会等における地域の人同士のつながりを深める自主活動）の数	団体	3	286	290	
3	地域の安心見守り活動協定締結事業者数	団体	3	34	35	

② 重層的な支援体制の整備

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

子育て、介護、しょうがい、生活困窮、ひきこもり、8050 問題等、地域住民の抱える課題は複合化・複雑化しています。また、課題を抱えていても自ら SOS を出せず、地域から孤立し周囲に気づいてもらえない人も増加しています。

このようなことから、従来の相談の内容（属性）別の支援体制では複合課題や制度の狭間にある福祉ニーズへの対応は困難であり、属性を問わない包括的な支援体制を構築し、さまざまな機関（多機関）が協働して一体的・計画的に支援を行う必要があります。

(2) 基本方針

子育て、介護、しょうがい、生活困窮等、多種多様な相談について、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、相談を受け止めた相談支援事業者だけでは解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複合化・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人との信頼関係の構築に向け、時間をかけて丁寧な働きかけを行い、本人の状態に応じて誰一人取り残さない支援のしくみ（多機関協働事業等）による伴走支援を行います。

地域から孤立し、既存の社会参加に向けた事業では対応できない人のために、本人や世帯のニーズや抱える課題などを把握し、地域の社会資源（働く場や居場所など）との間をコーディネートし、社会参加に向けた支援を行います。

また、地域住民が地域の課題を共有し課題解決に主体的に関わる仕組みを構築することで、支えあいの地域づくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○各相談支援事業者が包括的に相談を受けつけ、複合化・複雑化した課題に対しては個別支援連携会議等を開催し、関係者間で必要な協議および検討を行います。

○支援が必要な人の孤立を防ぐために、社会資源の拡充を含めた参加支援を行うほか、本人と直接対面し継続的な関わりを持つために、積極的に関わりを持つアウトリーチを行います。

○地域が主体となり、地域力を生かして課題解決に向かうことの出来る取組を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
包括的相談支援事業	子育て・介護・しょうがい・生活困窮等の各相談支援事業において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、必要な支援につなぐ	社会福祉課
多機関協働事業	包括的相談支援事業をはじめとする支援関係機関で受けた相談のうち、複合化・複雑化した支援ニーズを有する相談について、課題の把握や役割分担、支援の方向性の整理を行う	
参加支援事業	社会参加が困難な人など、既存の社会資源では社会参加に向けた支援の難しいニーズに対し、社会資源の拡充や開発を含めた支援メニューを策定し、本人とのマッチングとフォローアップを行う	
アウトリーチ等を含めた継続的支援事業	複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に対し、支援者が直接対面するなど、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、継続的な支援を行う	
志でつながる支えあいの地域づくり事業	地域住民や関係団体が地域の課題を共有し、課題解決につながる仕組みを話し合う「暮らしの支えあい検討会」の実施など、地域の課題解決に向けた取組を支援する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	暮らしの支えあい検討会の開催地域の数	箇所	3	15	15	社会福祉課
2	地域での取組について暮らしの支えあい検討会で検討し、実践に至った地域の数	箇所	3	7	12	
3	多機関協働事業で新規に取り扱う件数	件	3	58	30	
4	多機関協働事業において開催する個別支援連携会議の開催回数	回	3	47	30	
5	参加支援事業において社会資源等とのマッチング件数	件	3	—	10	
6	参加支援事業において地域の社会資源等の開拓件数	件	3	—	10	

3.2 地域医療体制の充実

① ヘき地における医療の確保

健康福祉部 地域医療課

(1) 現状と課題

医師不足や医師の地域偏在の影響により、湖北圏域では安定的な医師確保が難しくなっています。

特にヘき地の国保直営診療所については、長浜市立湖北病院による運営や指定管理者制度により医師を確保している状況であり、将来にわたって、さらなる安定的で持続可能な医療提供体制の構築が必要です。

(2) 基本方針

滋賀県地域医療構想では、市民が地域で安心して暮らせるよう、必要な医療機能の確保および地域包括ケアシステムの構築が求められています。本市においても、人口減少や高齢化が進む中、巡回診療体制の維持、在宅医療等の充実を図りながら、医療・福祉・介護関係者等と連携を強化し、地域の特性に応じた医療提供体制を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ヘき地医療拠点病院である長浜市立湖北病院と国民健康保険直営診療所の連携を推進し、持続可能なヘき地医療の確保に努めます。
- 県、医療機関、医師会等と連携・協議し、本市に必要な医療機能の確保に努めます。
- 国民健康保険直営診療所が実施する医師養成や市内への定着のための取組の支援および施設の充実を図ります。
- 長浜市立湖北病院および国民健康保険直営診療所が取り組む ICT 技術を活用した医療サービスおよび在宅医療の提供に向けた遠隔診療を支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ヘき地医療体制推進事業	地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進するための、住民や医療・保健・福祉・介護関係者等の連携強化による医療体制の充実	地域医療課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
		年度	数値	R8 年度	
1 ヘき地における常勤医師数	人	3	22	22	地域医療課

② 地域医療体制の確立

健康福祉部 地域医療課

(1) 現状と課題

全国的に、医師・看護師等の不足、医師の働き方改革への対応、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化といった厳しい環境が続いており、本市においても持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要があります。

その中でも、病院勤務医は救急体制を中心に過剰な勤務時間の負担を余儀なくされており、医師の働き方改革への対応が迫るなか、安定的な救急医療体制の確保が課題となっています。

本市では、日曜・祝日、年末年始に内科・小児科を救急で受診する場合は、初期（第一次）救急医療機関として、「長浜米原休日急患診療所」を受診することを原則とし、重症の恐れや、検査・入院の必要性がある場合は、第二次救急医療機関である市立長浜病院、長浜市立湖北病院が、重篤な救急患者は、第三次救急医療機関である長浜赤十字病院が受け入れる体制を取っています。その中でも、緊急性のない軽症患者が救急外来を受診する、いわゆる「コンビ二受診」を抑制し、重篤な症状以外の患者を休日急患診療所が対応すること等により、休日の診療体制を適正化する必要があります。

また、令和3年4月から市内で分娩、婦人科の手術、入院診療が可能な病院が長浜赤十字病院のみとなりました。長浜赤十字病院は夜間休日の小児救急医療体制についても NICU（新生児集中治療室）との同時運営を行っており、負担が増大するなか、産婦人科および小児科の医師および医療体制の確保が大きな課題となっています。

(2) 基本方針

地域の限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、地域医療体制を確立していくため、状況に応じた医療機関の役割分担を明確にし、疲弊する医師の負担を軽減する仕組みを堅持するとともに、適切な受診方法等の啓発により、地域医療に対する市民意識の向上を図ります。

また、市内の病院が実施する持続可能な地域医療提供体制を確保するための取組を支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

○休日に湖北地域の医療機関（市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院および長浜米原休日急患診療所）を救急で受診する場合、軽症患者は長浜米原休日急患診療所を利用するよう啓発し、適正受診を推進します。

○高度急性期および急性期医療から慢性期医療まで、切れ目のない医療提供体制を確保するため、病院間の主体的な協力と連携による「機能分化・連携強化」への取組を支援します。

○産婦人科および小児科の医師および医療体制を確保するための取組を支援し、地域の医療を守ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
救急医療体制運営事業	市立長浜病院、長浜赤十字病院および長浜市立湖北病院の救急医療体制整備に要する費用に対する財政支援	地域医療課
長浜米原休日急患診療所運営事業	休日の初期救急医療の確保と医師の負担軽減のための休日急患診療所の運営と、その利用促進に向けた広報、出前講座等による市民への啓発	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	休日の医療機関受診者のうち長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合	%	3	32.4	50	地域医療課
2	市内病院における小児科の休日夜間の診療体制および産婦人科の分娩体制を年間（365 日）通して確保	日	3	365	365	

政策4 産業・交流

～まちの魅力が光り活力にあふれる～

既存産業の活性化とともに、新エネルギーやバイオ産業など新たな産業の創出・育成と雇用づくり、起業の支援など、地域経済基盤の安定と振興に向けた取組を進めます。また、歴史・風土・文化に根ざした地域資源を保存し、それらを生かして、地域への愛着や誇りを育みながら新たな魅力を形作るとともに、魅力を生かした交流で賑わう環境づくりに取り組みます。

1 たくましい経済基盤をつくるまちづくり

1.1 地域産業の振興

① 戦略的な産業基盤の強化と付加価値の向上

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

人口減少による国内需要の縮小やグローバル化により、国内外を問わず競争が激化する中で、企業経営においては、IoT等の最新技術の導入やサプライチェーンの見直し、カーボンニュートラルなどへの対応が求められています。また、デジタル化の急速な進展や、働き方の変化への対応に加え、消費者の生活様式や消費スタイルも大きく変化しており、今後も企業を取り巻く経営環境が目まぐるしく変化すると見込まれます。

こうした変化が著しい状況の中で、地域産業が活力を持ち続けていくためには、産業を担う事業者が、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう支援を行い、経営基盤の強化を図る必要があります。

また、地域産業の持続的な発展を実現するためには、製品・サービスの高付加価値化や技術力・生産性の向上による競争力の強化をはじめ、成長産業分野への事業拡大や市場開拓による新たな収益の柱づくり等、地域産業を牽引する取組への支援が求められます。

(2) 基本方針

市内事業者が、将来の事業の成長を見据えつつ、市民の消費ニーズや生活様式の変化などの身近な変化にも対応できるよう、産業支援機能の強化を行い、製品・サービスの質の向上や生産性向上などを支援することで、事業者の経営基盤の強化と地域産業の活力向上を図ります。

また、社会潮流や産業・経済動向などをふまえつつ、これまで培ってきた技術や人材などを基盤としながら、先端技術の導入や成長産業分野等への事業拡大、新市場の開拓など、新たなチャレンジに取り組む事業者を支援することで、地域産業の競争力強化と付加価値の向上をめざします。

(3) 重点的に取り組む視点

○業務効率化や生産性向上に向けた新技術・先端設備の導入の支援を進めます。

○事業者の実情や経営環境の変化に応じつつ、事業者への支援を高度化・多様化していくため、産業支援機能の強化を図ります。

○成長分野等への参入や新たなビジネス創出に意欲のある事業者に対し、地域資源やバイオ技術等の地域の強みを生かして付加価値を高めた製品開発や販路開拓への支援を行います。

○近隣接自治体との経済面での連携強化を見据えつつ、市場・取引拡大に向けて、市外の産業支援機関や企業との連携を促します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業	新事業へとチャレンジする意欲のある市内事業者に対し、新事業展開や高付加価値化に繋がる製品・サービスの開発や販路開拓等を支援	商工振興課
産業振興ビジョン推進事業	産業支援人材の集中と相互連携の強化により、足腰の強い産業支援体制を構築	
バイオ産業推進事業	長浜バイオインキュベーションセンター入居者等への支援を通じて新産業の育成・創出を図る	
企業の設備投資に向けた支援	設備投資を通じた生産性向上を図る中小企業者に対する総合的支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業応募率 （応募件数／採択予定件数）	倍	3	1.4	2.0	商工振興課

1.2 農林水産業の振興

① 持続できる農業経営への支援

産業観光部 農業振興課

産業観光部 農林政策課

産業観光部 森林田園整備課

(1) 現状と課題

農村・農業を取り巻く環境は、米価の低迷による農業所得の減少、経営耕地面積の減少、農業従事者や農村人口の減少・高齢化の進行などのほか、農地の集約化に伴う土地持ち非農家の増加により、農地・農業用水等の地域資源の維持管理に支障を及ぼすことが懸念されるなど、厳しい環境に置かれています。

一方で、本市の農業特性としては、水田が耕地の9割を超える水稻を中心とした土地利用型農業であり、水田を活用した多様な農産物の生産拡大が課題の一つとなっています。

地域農業を持続させていくためには、担い手の確保と経営の安定化、農地の利用集積や老朽化する農業生産基盤の整備、農地等の多面的な機能の維持・発揮が課題であるほか、集落・地域の将来の農地利用について集落・地域で話し合うことが求められています。

また、地域農林水産業の振興だけでなく、女性農業者の仲間づくりの促進や、農山漁村で暮らす人々の「幸せ」を前提として、農村の振興に向けた多様な交流活動の促進による魅力ある地域づくりや滞在、移住などによる農業の多面的な価値を高めることも必要となっています。

(2) 基本方針

地域の産業・食の基盤としてだけでなく、市土の保全や水源涵養、良好な景観形成など多様な機能を併せ持つ農業を持続可能なものとして発展させていくため、若者や女性など次代の地域農業を支える多様な担い手を確保・支援するとともに、土地利用型農業に加え施設園芸型農業の発展等に向けた持続可能な農業の環境づくりを支援します。

担い手の確保に向けては、農地の集約化や施設園芸型農業への支援に取り組むほか、中山間地域をはじめとする農地での生産性の向上や労働時間の削減等の効果が期待されている機械化にデジタル技術を組み込むスマート農業の支援に取り組みます。

また、農業生産基盤の整備や市場ニーズに応える農産物の生産拡大を支援することにより、農地の有効利用と推進品目の拡大や新たな作目の導入支援を進めるとともに、市内産農産物の地域内外への販売を促進します。

さらに、農村の振興を図るため、特に本市北部地域等の中山間地域を中心に、農村の多様な農林水産資源と多様な事業分野とを組み合わせる新たな価値を創出することや多業的な経済活動等による所得の向上や雇用機会の確保に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○稼げる農業の実現に向け、市場ニーズに応える農産物の生産拡大やスマート農業等農業 DX の推進に取り組めます。

○地域計画の策定に取り組めます。

○本市北部地域を中心とする農村振興に向け、多様な事業分野との連携による農山村資源の新たな価値創出や多業的な経済活動の支援に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
中山間地域活性化推進事業	平地に比べ耕作条件が不利な状況にある中山間地域において、多様な事業分野との連携による農山村資源の新たな価値創出や多業的な経済活動を支援することにより、農業の多面的機能の維持・発揮と農村振興を図る	農業振興課
農業振興地域整備計画管理事業	農業振興地域整備計画の達成に向けた事業管理を実施	
地域農業担い手支援事業	「担い手」となる人材を確保し、持続可能な営農体制の構築と農業者の所得向上と安定を図る	
地産地消推進事業	市内産農産物の流通や販売の環境を整えることにより、市内農家の収益確保を図る	
集落営農活動支援事業	地域の将来の農地利用に関する計画（人・農地プラン、地域計画）の策定を通し、集落における農地集積や集落営農化・法人化など地域での持続可能な営農活動の検討を支援	
農業振興対策事業	消費者および実需者等の市場ニーズに応じた農産物の振興を図り売れる農産物の生産を支援するとともに、スマート農業の導入等により経営の安定を図る	
水産業振興・漁港管理事業	老朽化する漁港等を維持管理するとともに、漁場の清掃や河川への稚魚放流により漁場の環境整備を図る	農林政策課
女性農業者活躍推進事業	農業に携わる女性の仲間づくりを促進し、農業の魅力を発信することにより、女性農業者が活躍できる環境づくりを支援	
経営体育成基盤整備事業	土地改良施設の老朽化に伴う農業生産基盤の再整備を実施することにより、農業経営の安定化と農村の活性化の促進	森林田園整備課
世代をつなぐ農村まるごと保全推進事業	農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に向け、地域ぐるみで保全する活動を支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	新規就農支援者数	人/年	3	3	3	農業振興課
2	地域計画策定数	地区/年	3	—	150	
3	女性農業者組織の会員数	人	3	27	40	農林政策課

② 環境と調和した農業の推進

産業観光部 農業振興課
産業観光部 農林政策課

(1) 現状と課題

安全・安心な食や環境に配慮した農産物への消費者ニーズが高まる中、本市においては、水稻を中心に環境こだわり農業が定着しているものの、今後はさらなる環境負荷低減への取組が求められています。

また、農地から流出する排水による琵琶湖や河川の推進や生態系への影響が懸念されていることから、関係機関と連携し、農業濁水の流出防止に取り組むことが必要となっています。

(2) 基本方針

農業における環境負荷を低減し、環境と調和のとれた農業生産活動の実践やオーガニック農業の推進を支援します。

また、農業濁水・排水対策について、関係機関と連携し、環境負荷低減に向けた普及啓発に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○国や県の制度の活用等について関係機関と連携し、環境こだわり農業やオーガニック農業に取り組む農業者への支援に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境保全型農業支払事業	環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援	農業振興課
オーガニック農業推進事業	市域におけるオーガニック農業の生産拡大に向けた取組を実施	農林政策課
排水パトロール	代掻きの時期に濁水を河川に放流しないよう周知するとともにパトロールを実施	農業振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	環境保全型農業直接支払交付金取組面積	ha	3	2,441	3,000	農業振興課
2	有機 JAS 取得生産者数	人	3	4	8	農林政策課

③ 森林整備と林業の活性化

産業観光部 森林田園整備課

(1) 現状と課題

森林資源の活用を進めるためには、需要を拡大していくことが重要であり、本市の森林の特徴をふまえた利用方法の開発・普及が求められています。市内の林業は主に滋賀北部森林組合および長浜市伊香森林組合の両組合によって担われていますが、これらの林業事業体等の経営基盤が不十分であり、強化が必要であること、2つの森林組合以外の事業体の育成や製材事業者の減少も課題としてあげられます。また、森林施業を計画的に行うためには、森林境界の明確化や集落単位での団地化を行政と連携して進める必要があります。

(2) 基本方針

豊富な森林資源を活用し、本市がめざす「守り・育て・活かす」緑豊かな森づくりを進めるため、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できる森づくりを行い、市民全体で守りさまざまな恵みが得られる森林を未来へ引き継ぎます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 森林の境界明確化を進めるとともに、安定した木材資源の供給体制を整え、需要の拡大を図ります。
- 森林資源の需要拡大を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。
- 次代を担う子どもたちに、森林を想う気持ちや木製品を身近に感じる心を育む「木育」の推進を図るため、子どもを対象とした木育教室等を実施します。
- ながはま森林マッチングセンターの機能を生かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促すビジネス創出を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
施業集約化事業	「林地台帳」を基に、集落単位で施業地を集約化しながら境界を明確化し、施業の推進を図る	森林田園整備課
自伐型林業推進事業	市内の森づくりの担い手や森林活動団体等を対象に、伐採や搬出作業、作業道敷設等、実践につながる森林施業の養成講座を開催	
木質バイオマス事業	素材生産量の約50%を占めるC材（チップ用材）の利用促進に向け、公共建築物への木質バイオマスボイラーの導入等を推進	
木育活動事業	子ども達が幼いころから木や森に触れ合うことで、木の香りやぬくもりを感じて感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深める	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市産材素材（丸太）の年間生産量	m ³	3	8,663	15,500	森林田園整備課
2	木育活動事業	回	3	2	2 回以上	

④ 鳥獣害対策の推進

産業観光部 農業振興課

(1) 現状と課題

ニホンジカ、サル、イノシシなどによる農林業被害は、捕獲数の増加や防護柵整備が進んだことにより、ピーク時の平成22年度からは減少傾向にあります。近年はサルによる被害が増加しており、対策の強化が必要です。

被害防除対策の基本となっている集落ぐるみの実施においては、高齢化等の進展により防護柵の設置や維持管理が困難になっている集落があり、対応について検討が必要です。

また、カワウによる漁業被害・植生被害については、継続した捕獲実施の効果により減少傾向にあるものの、依然として県の管理計画に定められる目標生息数を超過していることから、継続した対策が必要となっています。

(2) 基本方針

農林水産物への鳥獣被害の防止、軽減に向け、近隣自治体や関係機関と連携しながら、有害鳥獣の捕獲、被害防除、生息地管理を柱とした鳥獣害対策を推進します。特にサル対策については強化を図ります。

また、被害防除対策である集落環境点検に基づく防護柵の設置や維持・管理については、集落や近隣集落をまとめた地域ぐるみでの実施をめざすとともに、高齢化等によって地域ぐるみでの実施が困難な集落においては、外部委託等による維持管理への支援についても検討します。

カワウ対策については、関係機関と連携しながら継続的に捕獲等を実施します。

(3) 重点的に取り組む視点

○鳥獣害対策のうち、サルの捕獲や被害防除対策について、重点を置き推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
獣害対策事業	地元狩猟団体との協働によるニホンジカ、ニホンザル等の捕獲の強化、防護柵整備や追い払い、里山境界での下草刈り等の支援、集落環境点検に基づく対策検討、出前講座による普及啓発活動を実施	農業振興課
竹生島周辺カワウ被害対策事業	竹生島のカワウの大コロニーに対処するため、滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、植生被害調査を進めるとともに、銃器によるカワウの捕獲を実施	
水産業振興事業（カワウ駆除）	カワウによる漁業被害の軽減と水揚げの安定を図るため、威嚇用花火による追い払いや、防鳥糸の設置を行うとともに、銃器による捕獲を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ニホンジカ捕獲頭数（有害捕獲許可）	頭	3	5,275	2,000	農業振興課
2	イノシシ捕獲頭数（有害捕獲許可分）	頭	3	221	600	
3	ニホンザル捕獲頭数（有害捕獲許可分）	頭	3	212	130	
4	カワウ捕獲羽数	羽	3	3,902	1,900	

1.3 雇用・就労機会の拡充

① 産業成長を支える人材の確保育成

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

人口減少が進む中、少子高齢化や若者の市外流出、地元回帰の減少等の影響もあり、産業全般において労働力不足が深刻化しています。将来にわたって地域産業を維持していくためには、こうした労働力不足を地域の課題として捉え、企業の人材確保を支援していく必要があります。

特に、デジタル化の進展による就労場所の自由度の高まりや、労働者の意識変化に伴う働き方の多様化など、労働を取り巻く社会潮流の変化を労働力確保の機会と捉え、女性やシニア等の就労機会拡大や都市圏からの人材獲得をはじめ、若者の市内への就労促進による市外流出の抑制や地元回帰の促進など、本市での労働力確保に向けた取組が求められます。

また、限られた労働力で多くの成果を生み出し、企業の付加価値額を向上させるには、商品・サービスを生み出す基盤となる従業員の能力向上が不可欠であり、企業の成長のためにも、従業員の経験年数や職種に合った人材育成の支援が求められます。

(2) 基本方針

本市の魅力発信や市内企業とのマッチング機会の創出などにより、若者や女性、都市圏住民など多様な人材の就労を促し、企業活動を支える人材の確保を図ります。

また、企業の中核を担い、新たな挑戦に果敢に取り組む人材を育成することで、企業の活力向上と持続的な成長をめざします。

さらに、就労形態の多様化や労働に対する価値観の変化などに対応して、多様な働き方の導入を支援し、従業員一人ひとりの活躍を促すことで、生産性向上とそれに伴う企業の付加価値額向上を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○学生をはじめ、都市圏からの UIJ ターンを希望する若者に対し、情報発信や企業とのマッチングの場の創出などにより、学生および若者の市内企業への雇用促進および定着促進を図ります。

○女性をはじめ、市内で働く人がライフステージに応じた柔軟な働き方が選択できるよう、多様な働き方の導入を促進するとともに、職場の意識改革による就労環境の改善を促します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
就職活動支援事業	市内企業の魅力発信や、学生等と企業とのマッチングの場の創出により、市内企業への雇用・定着の促進を図る。	商工振興課
女性の「働く」応援事業	女性の「ライフステージに応じた多様な働き方」の実現に向けて、就労しやすい仕組みや働き続けやすい環境づくりへの支援	
地域雇用活性化推進事業	市内企業の魅力的な雇用の創出や求職者への人材育成、マッチング機会の創出により、新たな雇用を創造	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	就職面接会への参加求職者数	人	3	59	50	商工振興課
2	新規雇用創造者数（累計）	人	3	—	123	
3	女性向け就職説明会参加者数	人	3	44	80	

2 新たな産業を創り育てるまちづくり

2.1 多様な資源の活用と新たなチャレンジによる地域産業の活性化

① 地域ポテンシャルを生かした地域産業の活性化

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

本市は、多様な地域資源をはじめ、恵まれた地の利や、暮らしやすい環境、高度モノづくり産業の集積、バイオ分野における高度な技術や人材の蓄積など、多様な地域ポテンシャルを有し、立地する企業・働く人のどちらにとっても魅力を持ち合わせた地域といえます。

その一方で、用地拡張や新たな工場用地を求める企業の市外への流出、大規模店舗の立地や消費行動の変化、若者の市外流出による労働力不足の深刻化といった、地域産業の活力の低下に繋がりがねない課題への対応も求められています。

そうした中で、地方への関心の高まりや、場所に縛られない働き方への変化などの時代潮流を、本市の企業立地や人材還流に繋げていく機会と捉え、地域産業の活力向上に向けた取組へと取り入れることが求められます。

こうした背景のもと、地域が有するポテンシャルを地域産業の活性化に繋げていくため、創業・起業支援や、地域資源を生かした製品開発支援、多様な人材の活躍促進といった地域内の取組に加え、地域内のイノベーション創出を図るためにも、市外の人材・企業との交流機会の増加や連携強化、情報発信の強化などが求められています。

(2) 基本方針

地域内外の企業のニーズや時代の変化などを的確に見極めつつ、地域産業の裾野拡大と新たなビジネスへの展開へと繋げるため、長浜バイオ大学や研究機関、産業支援機関等の連携強化を図るとともに、チャレンジする意欲の高い事業者に対する創業・起業支援や製品開発・新事業展開等への支援により、地域内でのイノベーションの創出を促します。

また、将来の地域産業を担う人材の育成に向けた取組を進めるとともに、地の利を生かした企業立地を推進するための必要な支援等を講じ、本市における産業構造の多角化と雇用の拡大を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○企業立地助成制度の運用や遊休施設の有効活用等を通じて、本市への企業立地を促進し、地域産業の活性化と雇用増大をめざします。

○創業・起業をめざす意欲のある人材に対し、準備期から創業後の安定期までの伴走支援を行うことで、事業の継続と発展を図り、新たな雇用の創出と地域産業の裾野の拡大を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
企業立地促進事業	市内に工場等を新增設する事業者に対して、固定資産税相当額や土地造成に係る経費を助成	商工振興課
創業支援事業	新規創業や地域企業の新事業展開に向けた、新規創業者向けのセミナー等の開催や産業支援機関による伴走型支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	企業立地件数（指定数）	件	3	1	1	商工振興課
2	ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業応募率（応募件数／採択予定件数）	件	3	1.5	2.0	
3	上：創業塾の受講者数 下：相談件数（ハンズオン支援数）	人	3	35 152	50 200	

② 小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする稼げる農業の創出

産業観光部 農林政策課（6次産業化拠点整備室）

(1) 現状と課題

小谷城スマートインターチェンジ（スマート IC）周辺の地域産業誘導地区に農業を主体とした 6 次産業化の拠点整備を推進するため、6 次産業化施設等立地助成金を創設し、本市農業者の経営の安定化および地域農業の持続的発展に資する企業の誘致を行っています。複数企業との誘致交渉を実施し、令和 3 年 3 月に 1 件の企業誘致が実現しました。

また、出口戦略を持つ企業との連携により、加工用農産物の産地化に向けた実証栽培に取り組むとともに、小谷城スマート IC 栽培実験農場等においては、市場ニーズのある農産物の実証栽培を行っており、今後、その成果を全市的に展開していく必要があります。

(2) 基本方針

京阪神や東海、北陸の結節点である交通の利便性を活用し、小谷城スマート IC 周辺に地域の基幹産業である「農業」を主体とした、アグリビジネスの拠点整備を促進します。

この周辺を核として、出口戦略を持つ企業、大学等と農業者との連携を支援するとともに、市場ニーズのある農産物の栽培支援や農産物の収量・品質の向上つながらる土壌改良効果の実証を行い、本市における農業経営の安定化、収益性の向上および地域農業の持続的発展を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○小谷城スマート IC 周辺に 6 次産業化施設等の企業誘致を進めるとともに、出口戦略を持つ企業との連携により、地域農業の持続的発展を図ります。

○本市農業者・企業・農業団体・大学・研究機関と連携し、稼げる農業の確立をめざします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
6 次産業化施設等立地促進事業	小谷城スマート IC 周辺の地域産業誘導地区に新たなアグリビジネスを創出するため、出口戦略を持つ企業の誘致や連携を推進	6 次産業化 拠点整備室
市場ニーズに応える 6 次産業化実証事業	市場ニーズのある農産物の実証栽培や収量・品質向上に資する実証を行い、情報発信する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	実証栽培の成果を活用して営農活動を行う農業者数	者	3	19	34	6 次産業化 拠点整備室

3 地域の魅力を受け継ぐまちづくり

3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承

① 歴史文化の活用

市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

地域の子どもたちや市民を対象に、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ講座等の開催を行っていますが、より多くの市民の参加をめざし、さらに魅力ある講座を企画するとともに、各種広報媒体を有効活用し市民に広く周知していくことが必要です。また、市内の歴史文化施設の機能強化と利用促進のためには、学芸員の資質向上と研究環境の改善、施設の運営体制や再配置の検討、収蔵スペースの確保・拡大が課題となっています。

(2) 基本方針

市民が地域の歴史文化に興味や関心を抱き、郷土の歴史的資源が身近なものとなり、地域の誇りとなるよう、積極的な情報発信に努めるとともに、市内の歴史文化施設を活用して、歴史や文化を伝承し、市民の生涯学習・郷土学習を支援する取組を行います。また、地域の人々が文化財を保存・活用・伝承する営みについても「歴史文化資産」ととらえ、長浜の歴史文化資産を増やしていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 市民各層に向けた地域の歴史文化に関する講座等を開講し、それらの講師となる人材や長浜の歴史や文化を伝承できる人材の発掘、育成に取り組めます。
- 地域の歴史遺産に多くの人々が関わり、地域づくりに活かせるよう、歴史文化施設での展示の充実・活用、入館者の増加、市民協働の普及活動に向けて取り組むとともに、歴史文化を核としたまちづくりを進めるため、長浜市文化財保存活用地域計画を推進します。
- 市内歴史文化施設の機能強化と利用促進のため、「(仮称)小谷城戦国体験ミュージアム」などの新たな施設の整備や既存の施設の再編により、積極的な情報発信や収蔵機能の強化に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜城歴史博物館管理運営事業	長浜市の歴史文化および観光の中核施設として、湖北・長浜の歴史や文化、人物等に関する展示や資料収集、研究活動を通して長浜市の魅力を内外に発信、ユネスコ無形文化遺産「長浜曳山祭の曳山行事」に関する企画実施、地域の子どもや市民を対象とした講座等の実施	歴史遺産課
浅井歴史民俗資料館管理運営事業	地域の歴史・文化に関する展示や民俗資料の活用を通して、地域の魅力を内外に発信するとともに、地域の子どもを対象とした体験教室に重点を置いて実施	
高月観音の里歴史民俗資料館運営事業	仏像や地域の歴史・文化に関する展示をとおして、本市の特徴のひとつである「観音文化」の魅力を内外に発信、またユネスコ世界の記憶「朝鮮通信使」に関する企画実施	
歴史文化施設の管理	長浜市曳山博物館、国友鉄砲の里資料館、五先賢の館、小谷城戦国歴史資料館、東アジア交流ハウス雨森芳洲庵、余呉茶わん祭の館、北淡海・丸子船の館、菅浦郷土史料館のより魅力的な運営	
歴史文化施設の再編	既存の歴史文化施設の再編を図り、(仮称)小谷城戦国体験ミュージアムの整備推進と、(仮称)観音文化の里ミュージアムの整備に向けた検討	
観音文化振興事業	仏像所有者による「観音の里祈りとくらしの文化伝承会議」を設置し、所有者としての今日的な課題を協議するとともに、観音文化の普及啓発事業を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館、指定管理館の入館者数合計	人	3	57,181	151,000	歴史遺産課
2	長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館の3館における友の会会員数	人	3	850	850	

② 文化財の保護

市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

本市には470件（令和4年4月1日現在）の国・県・市の指定等文化財があり、そのほかにも未指定の文化財が多く点在しています。これら長浜市の指定・未指定等の文化財は、現在まで多くの人びとの不断の努力により守り伝えられてきた貴重な財産＝「光」です。

しかし、人口減少や少子高齢化、世代間の温度差等により文化財に対する考え方が多様化し、文化財の所有者や保護団体が文化財を守ることが難しくなっています。

(2) 基本方針

歴史文化を地域づくりの核として、歴史文化資産の確実な継承につなげます。そのために、行政だけでなく、市民や民間団体等によって文化財の保存・活用を支援する体制を確立し、その活動に対して支援を行います。

そして、文化財を保存・活用する循環を生み出し、歴史文化を核とした地域づくりと人材育成を進め、市民（将来の長浜市を担う人びと等）の郷土への愛着を高めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○適切な埋蔵文化財発掘調査の実施と国・県・市指定文化財の保存活用ならびに未指定文化財の指定化に向けた調査を行います。

○長浜市文化財保存活用地域計画に基づき、地域で文化財を守る体制を確立するため、文化財の整備活用や、有形・無形の文化財の保存・伝承・活用を担う人材を確保・育成し、文化財の継承につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
埋蔵文化財調査・保護・普及事業	開発などで破壊される埋蔵文化財の発掘調査、調査報告書の作成と記録としての保存、文化財の保存と博物館や資料館などでの積極的な公開による活用	歴史遺産課
指定文化財保存修理事業	有形文化財等の保存修理を支援し歴史的価値を維持・継承	
指定文化財保存伝承事業	民俗文化財の保存伝承活動を支援し、保存・活用を担う人材を確保・育成	
指定文化財保存管理事業	有形文化財・名勝庭園等の日常管理を支援し、これらの文化財を維持	
未指定文化財調査事業	未指定文化財の調査を実施し、歴史的価値の高いものについては、保存の措置を講じる	
史跡等整備・活用事業	専門家や地元住民などからなる委員会を設置し、史跡や文化的景観などの整備や活用を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	指定文化財における年間の保存修理事件数	件	3	2	5	歴史遺産課
2	指定文化財における年間の保存伝承件数	件	3	2	2	
3	指定文化財における年間の保存管理件数	件	3	17	15	
4	文化財指定件数	件	3	470	471	

③ 良好な景観の形成

都市建設部 都市計画課
産業観光部 商工振興課
市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

美しい自然景観や歴史・文化によって育まれた都市景観といった長浜らしい景観を次代に継承するため、長浜市景観まちづくり計画に基づいて、良好な景観形成に取り組んでいるものの、近年、景観・歴史資源というべき建築物の解体や建替えや街並みに調和しない建築物等の立地により、これまでの良好な景観が阻害されるといった事例も見られています。

このため、今後も長浜らしい美しい景観を守り育てていくため、良好な景観の維持向上に向けた取組を継続的に行っていく必要があります。

(2) 基本方針

長浜にふさわしい自然・都市景観の保全を図るため、長浜市景観まちづくり計画における重点区域を中心とした景観保全の取組を進めるとともに、良好な景観を活用して中心市街地および北国街道木之本宿といったまちの賑わいを守り育てるため、歴史・文化が息づく街並みの整備に向けた取組を推進します。また、景観を阻害する屋外広告物等については、条例による適切な指導を行い、都市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 良好な景観の形成に向けて、景観形成重点区域の新たな指定を含めた景観重点区域における景観まちづくり事業の支援を重点的に進めるとともに、琵琶湖辺における広域的景観形成の取組や違反広告物の指導に取り組めます。
- 市の景観形成基準に基づき、伝統的な街並みの形成や歴史的建造物等の活用に資する改修を支援します。
- まちの賑わいを創出することにより、民間事業者等による町屋の改修等を誘発し、良好な景観の維持向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
景観保全対策事業	景観条例による重点区域等の指定に向けた取組	都市計画課
	歴史的風致維持向上計画により、歴史的風致を維持し、その歴史的価値をさらに向上させるため、重点区域内の整備を推進	歴史遺産課
広域的景観形成事業	琵琶湖辺の美しい景観を保全していくための、県および関係市町との連携による広域的景観形成に向けた仕組みづくり	都市計画課
景観まちづくり支援事業	景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する費用について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援	
近隣景観形成事業	知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援	
違反広告物の指導	条例に違反して設置されている屋外広告物に対して、指導および通知による適正化を推進し、街並みに調和した良好な景観を形成	
伝統的街並み景観形成事業	産業振興による賑わいを創出すべく、中心市街地および北国街道木之本宿における伝統的な街並み景観を維持、形成するための町家の住宅または店舗の改修事業に対し補助	商工振興課
歴史的建築物保存活用事業	歴史的および文化的価値を有する建築物を整備し、地域の財産として商業観光推進のために保存し、活用する事業に対し補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	景観条例による広域景観形成重点区域と特定景観形成重点区域の数	区域	3	広域 3 特定 7	広域 3 特定 8	都市計画課
2	違反広告物の指導件数	件	3	144	80	
3	伝統的街並み景観形成事業・歴史的建築物保存活用事業の実施件数	件	3	2	5	商工振興課

3.2 移住しやすい体制づくり

① 移住者受入の環境づくり

総務部 政策デザイン課（ふるさと移住交流室）
市民協働部 市民活躍課
都市建設部 住宅課

(1) 現状と課題

移住者により、地域のポテンシャルが高まり、地域が活性化している好例が多数あり、その増加を図るため、長浜市移住定住促進協議会や滋賀移住・交流促進協議会と連携し、都市部へのプロモーションとともに、移住窓口の整備や、空き家・遊休土地を活用した移住者の受入れに対する地域の理解を得るなど、移住者（UIJ ターン者）の受入体制の整備に努めています。

また、リモートワークや副業・兼業など新しい働き方を市域全体で推進するため、市内事業所等の協力を得る必要があります。

さらに、アイデアを持った人が、そのアイデアを実行することができるまちにしていける必要があります。

(2) 基本方針

まちに愛着や誇り（シビックプライド）をもって暮らす「ひと」や「活動」に焦点を当て、本市の魅力を大都市圏に向けて発信します。

都市連携協定を締結している東京都台東区等の都市部の人と交流を図ることで、東京－長浜リレーションズ等の関係人口の拡大に努めます。

移住者受入については、地域づくり協議会や自治会に対して、引き続き移住者の受入に対する理解を図るとともに、移住の前に希望者と各自治会とのマッチングや空き家の紹介、移住体験の実施を図るなど、定住化に向け、一人ひとり丁寧に対応します。

また、市内企業と副業・兼業人材をつなぐワークロケーション事業や民間サテライトオフィスの活用により、新しい働き方を創出し、移住促進を図ります。かつ、地域づくりに関わる大学生ネットワークの構築やシェアリングエコノミーの推進などを行うことで、地域の魅力創出に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域の魅力を自ら発信する市民と協働で、シビックプライドの創出とシティプロモーションを展開し、関係人口の増加を図ります。

○長浜市移住定住促進協議会と連携して、移住相談、移住体験の充実を図るとともに空き家バンクを中心に移住者の受入れを促進します。また、移住者を支えるネットワークを作ります。

○地域資源を活用した地域活性化の取組をビジネスの視点により行うことで、将来のまちを支える起業型人材を確保・育成します。

○市内企業と副業・兼業人材をつなぐワークロケーション事業や民間サテライトオフィスの活用を促進します。

○地域おこし協力隊制度を活用し、若者起点の地域づくりを支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域資源を活用したローカルイノベーションの創出支援	空き家や耕作放棄地等を活用して、移住者を中心に自らの関心とスキルを生かし起業できるような環境整備、仕組みづくりを行い、地域活性化を図るための支援を実施	ふるさと移住交流室 関係各課
ワークロケーション事業推進とサテライトオフィスの利用促進	市内企業と副業・兼業人材のマッチングを進め、企業の可能性を引き出せた好例等を広報し、自発的にマッチングが進むようにしていく。また、サテライトオフィスの利用促進を図る	ふるさと移住交流室
地域おこし協力隊の受入	都市部からの若者などの人材を積極的に受け入れ、起業家育成を図るとともに定住による地域活動を展開することで、田園回帰の機運を高めるとともに、地域力の維持と活性化を図る	市民活躍課 関係各課
住宅建築改修等支援事業	UIJ ターン者などの定住を促進し、併せて空き家や中古住宅の利活用を図る	住宅課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	空き家バンク等市施策を通じた移住件数	件	3	33	30	ふるさと移住交流室
2	サテライトオフィス県外企業入居者数	件	3	0	9	

4 交流でにぎわう観光のまちづくり

4.1 地域の魅力向上と地域の活性化

① 宿泊・滞在型観光の推進

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

本市は、観光客に占める宿泊客の割合が低く、観光消費額も少ないことを課題として、滞在型の観光地へと転換を図るためのさまざまな取組を進めてきました。しかしながら、コロナ禍により観光客は激減し、観光産業は大きく落ち込むこととなりました。

今度、現状の分析・検証を行いながら、多様化している旅のニーズやスタイル、訪れる年齢層の変化、インバウンド需要の動向など、刻々と変わる状況に応じた観光誘客策が求められます。また、観光地としての受入体制の整備や観光資源の磨き上げ、観光DXの推進、多様な主体が連携協力できるプラットフォームの形成など、「持続可能な観光」を実現する仕組みづくりが課題となっています。

(2) 基本方針

観光まちづくりにより地域を活性化し、「持続可能な観光」を未来につなげるため、体験型観光や滞在型観光を推進し、「稼ぐ観光」を実現する施策を展開します。

自然環境、歴史・文化遺産などの観光資源を最大限に活用した観光コンテンツを開発して地域の魅力を高めるとともに、観光ニーズやスタイルに応じたマーケティングを実施し、点から線、線から面へつなげる観光地開発を進めます。

また、観光客の満足度を向上させる受入体制の整備や観光DXを推進し、滞在中にストレスなく過ごしてもらえる仕組みを整え、滞在時間の拡大と消費支出の増加を促す取組を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○歴史・自然などの豊富な地域資源を生かした体験型や滞在型の観光コンテンツを開発し、滞在中の楽しみ方の選択肢を増やす取組を進めるとともに、モバイルデータ等を活用したマーケティングを行い、効果的なプロモーションを実施します。

○滞在中（旅ナカ）に旅行者と観光コンテンツとのタッチポイントを増やして地域内観光消費が増える仕組みとして、2次交通（移動）、食事や体験などの情報・予約・決済等がストレスなく提供できるオンラインシステムを整えます。

○新たな観光地づくり、既存観光資源の磨き上げといった民間活力を活用した観光地開発を促進する支援措置やサポート体制を整え、地域内の多様な主体がつながる連携体（プラットフォーム）を形成し、地域の魅力を継続的に磨き上げる仕組みを整えます。

○広域観光連携を推進し、北陸新幹線敦賀駅開業や大阪・関西万博等の周辺環境の変化を見据えて、北陸・首都圏方面からの誘客やインバウンド需要を取り込むため、プロモーションや観光インフラなどの受入体制を整備します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
宿泊・滞在型観光推進事業	観光地としての魅力を高める観光コンテンツの開発や滞在時間の拡大につながる仕組みづくりを推進	観光振興課
観光 DX 推進事業	滞在中にストレスなく周遊観光できる仕組みを整えるとともに、モバイルデータ等を活用した分析・検証	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	観光消費額（日帰り）	円	1	4,484	5,300	観光振興課
2	観光消費額（宿泊）	円	1	24,541	29,100	

4.2 地域魅力の発信と交流

① 地域魅力の情報発信の強化

総務部 政策デザイン課（広報報道室）

総務部 政策デザイン課（ふるさと移住交流室）

(1) 現状と課題

行政情報をはじめ地域の活動や観光情報等、市が扱う情報の種類・量は年々増大しており、これに伴って情報発信元も増える状況にあります。そのため、伝えたい人に、ほしい人に、いつでも、どこでも、的確に届けることが求められています。またデジタル化が加速する中で、スマートフォンなどから手軽に情報にアクセスができ、さまざまな媒体から情報を得ることができる状況です。そのような状況下において、発信すべき情報を整理し、各媒体の特性を生かした効果的な情報発信をしていく必要があります。

また、東京都台東区との都市連携、東京－長浜リレーションズとの連携をきっかけとして、都市部と「ヒト」や「モノ」、「情報」などでさまざまなつながりを持つ新たな発信スタイルが求められています。

(2) 基本方針

地域の魅力や情報を受け手に分かりやすく効果的に発信するため、多様な主体とともにブランディングの強化を図ります。

行政が持つ情報量と公共性、市民団体が持つ住民目線での情報発信スキルや柔軟性といったお互いの長所を生かし、情報を共有して互いに発信しあえるような体制を構築することにより、地域が持つ魅力を効果的に発信し、市全体としての情報発信力の強化に努めます。

また、首都圏を中心に都市圏からの人の流れを生み出し、さまざまな関わりを持つ関係人口の拡大を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○SNS やホームページを活用し、地域の魅力を効果的に発信します。

○東京－長浜リレーションズ等、長浜を応援する人たちとともに、本市ブランド力の拡大に努め、首都圏において本市の魅力を積極的に発信します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
魅力・情報発信事業	SNS やホームページを活用し、地域の魅力を効果的に発信	広報報道室
首都圏における情報発信事業	台東区との都市連携や東京－長浜リレーションズを中心に、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	ふるさと移住交流室

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	SNS 発信数	回	3	214	360	広報報道室
2	東京－長浜リレーショーンズ登録者数	人	3	216	400	ふるさと 移住交流室

② 地域資源を生かした集客交流の展開

産業観光部 観光振興課
市民協働部 歴史遺産課
北部振興局 まちづくり推進課

(1) 現状と課題

歴史文化や自然豊かな本市には、個性的で魅力的な地域資源が多く、観光拠点としても非常に高い可能性を有しています。また、観光のニーズが多様化する中、長浜の暮らしや年中行事、地域文化なども観光資源として注目されています。今後においても、「観光都市・長浜」の実現に向けて、魅力的な観光地として発展させていくためには、新たな観光資源の発掘と育成を図るとともに、既存の観光資源の切り口の見直しや深堀りを行うなど、観光地域のブランド化や地域特性を生かした取組などを通じて、市民、事業者、行政が一体となった競争力の高い魅力ある観光地づくりが必要となっています。

(2) 基本方針

長浜曳山まつりや観音文化をはじめ、市内にある有形・無形の歴史資源や地域の個性、魅力を、国内外に向けて広く情報発信していきます。また、官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光振興に取り組むとともに、広域連携事業の推進を図るなど、地域経済の活性化や賑わいの創出、都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図ります。また、これまで実施してきた各種イベントについても、市域外からの集客につながる効果的な事業となるよう地域住民との連携強化に努めます。

また、各地域がもつ優れた個性を生かし、その魅力を通じて市域における関係人口を創出し、地域の課題を互いに補完しあう連携を創出します。

(3) 重点的に取り組む視点

○ユネスコ無形文化遺産に登録された長浜曳山まつり、日本遺産に認定された竹生島や菅浦の湖岸集落景観、ユネスコ世界の記憶に登録された朝鮮通信使をはじめ、観音文化、姉川古戦場・賤ヶ岳古戦場など、数多くの歴史遺産の活用を推進し、地域の活性化を図ります。また、湖国ワールドミュージアムの文化観光拠点施設を起点に観光振興を図り、地域を活性化することにより、文化振興に再投資されるなど、文化観光の持続可能で好循環な仕組みを作ります。

○地域資源を観光資源として、より価値を高めるため、テーマやストーリーを重視した長浜らしい観光商品の開発を支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
歴史遺産活用事業	豊かな歴史遺産を地域の宝・長浜市民の誇りとして、広く国内外へ情報発信するとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを推進	観光振興課 歴史遺産課
交流イベント開催	地域資源や歴史を生かしたイベント・展示を催すことにより、地域住民の交流と観光産業の振興および新たな観光客の誘客促進	観光振興課 歴史遺産課 まちづくり 推進課
観音文化振興事業	展覧会や講演会、見学会を通じて、観音文化を発信する普及啓発事業を実施する。	歴史遺産課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	観光宿泊客数	人	1	427,000	461,000	観光振興課
2	日帰り観光入込客数	人	1	6,630,000	7,139,000	
3	外国人観光宿泊客数	人	1	30,400	41,000	
4	日帰り外国人観光入込客数	人	1	14,100	39,000	

政策5 安心・安全

～不安なく穏やかに暮らす～

頻発するさまざまな災害や事故・犯罪に対応し、有事の際に備えた危機管理体制の強化や、地域の防災・防犯体制の充実に取り組み、災害・犯罪に強いまちづくりを進めます。また、消防や救急体制のさらなる充実を図り、誰もが安心して安全に生活できる環境づくりに取り組みます。

1 犯罪や交通事故の少ないまちづくり

1.1 防犯対策の充実

① 防犯環境の向上・防犯活動の強化

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

全国的に、凶悪犯罪や若年層の犯罪の発生、犯罪の複雑化・巧妙化が度合いを強め、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。

このような中、少子高齢化や核家族化等によって地域の犯罪防止機能の低下が懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

また、これまでから本市では、警察をはじめ関係団体や防犯自治会を主とした各種防犯団体による、防犯パトロールや啓発活動が活発に行われており、今後もこのような活動を継続的に進めていくことが求められています。

(2) 基本方針

犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図ることで、市民と行政が一体となって、安全で住みよい地域社会の実現をめざします。

そのため、自主的な防犯活動を推進するとともに、市民意識を啓発し、地域住民の協力を得て、安心で安全なまちづくりを推進します。

また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、市民、事業者および行政が連携・協力して総合的な防犯対策を進め、市民の安全で平穏な生活を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域防犯対策および犯罪防止環境づくり支援ならびに自主防犯活動支援を行うことにより、全市民的な自主防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るとともに、防犯カメラ設置等の犯罪を未然に防ぐ環境づくりを進め、安全で安心なまちづくりに努めます。

○自主的な防犯活動を推進するため、防犯意識の普及啓発や自主防犯活動団体の継続的活動への支援、防犯に関する情報の提供、防犯関係機関との連携強化、地域の犯罪につながる危険要因の解消を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯カメラ等の資機材の整備に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課
自主防犯推進事業	安全で安心なまちづくりに向けた自主防犯活動の推進	

(5) 成果目標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜署・木之本署犯罪認知件数	件	3	450	400	市民活躍課

② 消費者保護の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市における消費生活相談内容の傾向を見ると、これまで減少傾向にあった多重債務の相談件数が増加に転じ、より広い世代に ICT が普及する中で、インターネット関連の相談が増加しており、副業や投資の儲け話による被害相談も寄せられていることから、時代の変化に対応した多様な相談体制を整備しておくことが必要となっています。また、食生活の中でのフードロスへの取組も求められます。

さらに、本市が実施している消費学習出前講座の参加者は高齢者が多く、小中学生および若年層への参加と啓発が課題となっています。

(2) 基本方針

ネット詐欺、悪徳商法などの被害の未然防止や消費者トラブルの解決のため、消費生活相談を充実するとともに、消費者の主体的な学習活動を促進する情報の提供や啓発活動を強化します。

(3) 重点的に取り組む視点

○消費者への学習活動の実施および情報提供を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
消費生活対策事業	消費者トラブルによる相談窓口の開設、出前講座等による啓発の実施	環境保全課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	消費学習出前講座参加者数	人	3	207	350	環境保全課

1.2 交通安全対策の充実

① 交通安全対策の充実

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市では、交通事故のない社会をめざし、長浜市交通安全計画に基づいて各種の交通安全対策に取り組んでいます。交通事故件数と負傷者数は、近年、減少傾向にあるものの、交通事故の発生状況は依然として高い水準で推移しています。また、高齢者の交通死亡事故の発生割合は県内平均を上回る状況にあります。

交通事故を減少させるためには、市民一人ひとりの交通安全に対する意識高揚が重要であり、市、警察署、関係団体、企業等と住民が連携を密にしたうえで、それぞれの地域の実情に即した各種の交通安全活動・運動を推進していく必要があります。

(2) 基本方針

交通事故がない「安心安全なまち」を実現するため、悲惨な交通事故による死者数の一層の減少をめざすとともに、交通事故の発生そのものの減少に積極的に取り組みます。

自治会、事業所、関係団体、警察、行政等が一体となって、子どもや高齢者をはじめとする市民への交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、市民による主体的な交通安全活動を促進します。また、放置自転車の抑制・解消のため、自転車等放置禁止区域における違法駐輪への警告・啓発や積極的な撤去活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域の実情に即した各種の交通安全活動を推進できる人材・団体を支援するほか、安全な公共空間を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
交通安全対策事業	自治会あるいは地域ぐるみで取り組む交通安全活動の事業費、必要物品等の購入経費の一部、市内の交通安全協会が行う交通事故防止対策の推進活動を支援	市民活躍課
放置自転車対策事業	駅周辺を中心とした自転車等放置禁止区域にて、公共の場の良好な環境を確保し、安全で快適な市民生活の実現を図るため、警告・啓発および撤去活動を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	交通事故発生件数	件	3	172	120	市民活躍課
2	自転車事故発生件数	件	3	26	20	

2 防災・減災対策の充実したまちづくり

2.1 危機管理体制の強化

① 危機管理体制の強化

防災危機管理局

防災危機管理局（原子力安全対策室）

(1) 現状と課題

近年、地球全体の気温の上昇に伴い、台風の大規模化や線状降水帯の発生頻度の高まり等により、自然災害が多発しています。また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生も危惧されており、予想される災害の把握と防災・減災に向けて、行政や事業者、市民等が一体となった危機管理体制の構築が必要となっています。これまで、長浜市地域防災計画に基づき、災害事象に備えた対策を進めていますが、計画の実効性を担保するための訓練の継続的な開催と検証が必要となっています。

(2) 基本方針

頻発化する自然災害や新たな危機事象に対応するため、各計画の見直しおよび時点修正を逐次行うとともに、計画の実効性を担保するための訓練の継続的な開催と、訓練結果の検証により見直しを繰り返すことで、危機管理の精度を高めるとともに、防災体制の確立を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、外部組織や市民団体と連携を図り、実施単位ごとの目的に合わせた効果的な訓練を実施します。

○原子力防災については、実動の避難訓練にあわせて、原子力に対する正しい情報や知識の広報に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜市防災訓練	大地震等による災害発生時において、本市および防災機関ならびに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、市民防災訓練、外部機関連携訓練、職員防災訓練を実施	防災危機管理局
長浜市原子力防災訓練	原子力災害発生時において、本市および防災機関ならびに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、原子力防災行動力の向上と原子力防災意識の高揚を図るため、原子力防災訓練を実施	原子力安全対策室
災害対策本部設置・運営訓練	災害対策本部体制における各部局の所掌事務や現場対応等を検証・確立するとともに、避難所の開設や避難指示の判断等といった、初動期の対応を確認することを目的として、災害対策本部設置・運営訓練を実施	防災危機管理局

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜市防災訓練	回	3	3	3	防災危機管理局
2	長浜市原子力防災訓練	回	3	1	1	原子力安全 対策室
3	災害対策本部設置・運営訓練	回	3	1	1	防災危機管理局

2.2 消防・救急体制の強化

① 消防・防災の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

これまで本市では、個人による自助や自治会等による共助によって発災時の被害を小さくすることを目的として、自主防災組織のあり方や、自助の重要性を啓発することで、公助に頼らない防災意識の醸成を行ってきました。

出前講座や補助事業を通して、各自治会では自主防災組織の立ち上げや防災資機材の整備が進みましたが、講座や訓練の参加者の多くは男性であり、防災に関わる女性は多くありません。防災・減災には女性の協力も不可欠であることから、今後においては訓練や出前講座等で女性の防災参画の重要性を啓発します。

また、長浜市消防団では、人口減少や団員の被雇用化が進んでいることなどにより、団員数の維持が困難となっており、将来にわたって持続可能な消防団組織の在り方を検討することが急務となっています。

(2) 基本方針

「自分たちの地域は自分たちで守る」意識づくりを継続することで、自助・共助による災害への対応力を高めるとともに、訓練や出前講座において防災への女性の参画の重要性を啓発します。

地域防災力を向上させるため、消防団と自主防災組織の役割を明確にし、相互に持続可能な組織体制の構築支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○自主防災の本質としての「自主・独立」の観点から、地域が自ら考え行動できるよう、地域のニーズに合った訓練や出前講座の提供、独自活動や資機材の充実を図るための補助制度を継続します。また、出前講座や訓練を通して、女性が参画しやすい環境づくりや啓発に取り組みます。

○防災士の資格取得にかかる費用の一部を補助します。講座受講者については地域からの推薦を受け付けることで、資格取得者が地域に参加しやすい環境を作るとともに、防災への女性の参画の観点から女性の受講を啓発します。

○消防団については、合併前の旧市町から引き継いだ団員定数と活動内容を見直し、安定した団員確保と団の機能強化を図ります。また、自主防災組織の育成、強化によりさらなる防災力向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
草の根防災育成事業補助事業	地域の防災力を高める事業として、自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部を支援 地域づくり協議会等から推薦があった場合には、防災士の資格取得に要する経費の一部を支援	防災危機管理局
自主防災組織育成事業	各自治会が保有する地区別防災マップや避難計画の更新を支援するとともに、地域のニーズや状況に応じた、防災出前講座、訓練を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	草の根防災育成事業補助事業	件	3	112	115	防災危機管理局
2	防災出前講座開催数	回	3	66	75	

② 消防・防災施設の維持更新

防災危機管理局

(1) 現状と課題

本市の同報系防災行政無線は、経年による老朽化が進んでいる地域ならびに整備当時から周辺環境が大きく変化した地域が存在しており、今後さらに老朽化が進むと、故障等の多発により情報伝達が必要な場面において機能を果たせないリスクがあります。また、整備当時から周辺環境の変化により、屋外スピーカーからの音声が反響する等、難聴エリアが生じる問題も発生しています。これらのことから、当該地域について同報系防災行政無線の更新が必要となっています。

本市の移動系防災行政無線についても経年による老朽化が進んでいる他、製造の中止により故障等が発生した場合には対応できなくなる問題が生じてきています。そのため、移動系防災行政無線の更新の検討が必要となっています。

(2) 基本方針

既存の防災行政無線設備の問題点等を把握し、地域特性をふまえながら設備更新を行うことで、災害時において確実に情報伝達が行えるシステムを構築します。

消防団へ配備する資機材を計画的に整備します。

(3) 重点的に取り組む視点

○既存の防災行政無線設備を最大限に活用しつつ、時代に即した新たな手法やシステムを取り入れながら地域の状況に合った設備更新を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
同報系防災行政無線整備事業	長浜、浅井、木之本地区における屋外拡声子局の設備更新を実施	防災危機管理局
移動系防災行政無線整備事業	市内移動系防災行政無線設備の設備更新を実施	
消防団配備車両更新事業	市内に 35 台配備している消防団消防ポンプ自動車を 1 年あたり 2 台の頻度により更新	
防火水槽維持管理事業	市内における消防水利の適正配置を進め、老朽化する防火水槽を更新するため、計画に基づき整備	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	同報系防災行政無線更新区域（9 地域）	%	3	66.6	88.8	防災危機管理局
2	移動系防災行政無線 無線機の更新率	%	3	0	100	
3	消防団配備車両の更新率 （団合併の平成 23 年度を基準とする）	%	3	65.7	85.7	

③ 緊急時に備えた体制整備

防災危機管理局

(1) 現状と課題

近年の自然災害や異常気象の頻発、大規模化などに加え、原子力災害への備えも求められる中、災害が発生した時に被害を最小限にとどめるための施策の実行や個別計画の検証が必要となっています。

このような状況の中、行政による公助の対応に加えて、市民や自主防災組織による「自助」「共助」の強化、県や国との連絡体制の確立、応援協定市や応援協定締結企業との連携を強化することによる体制と資機材の整備を行うことが求められています。

(2) 基本方針

いつ、どこで起きるかわからない災害事象に対して、自助、共助による地域対策や個人の取組の重要性を啓発しつつ、公助としての役割として物資の備蓄や更新に取り組むとともに、応援協定市や応援協定締結企業との連携強化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○緊急時に備えた体制強化のために、災害時対応資機材の配備・保守、被害想定に対応した食料品等の備蓄・更新、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、広域避難計画などの個別計画の策定に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
食料品等非常物資備蓄事業	少なくとも 3 日分の食糧備蓄を市民に呼びかけるとともに、地震の被害想定により算定された避難者数に対応できる必要物資の購入、買い替え、流通備蓄の確保等による非常物資の確保	防災危機管理局

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	食料品等非常物資の備蓄目標に対する充足率	%	3	95	97	防災危機管理局

政策6 環境・都市

～水と緑に包まれ住まう～

地域が育んできた豊かな自然や身近な環境を保全・活用し、次代に継承していけるよう、一人ひとりが身の周りの環境について考え、環境負荷の低減に向けた取組や生活を実践できる環境づくりに取り組みます。また、人口減少社会に対応しながら都市基盤や生活環境の維持、地域のコミュニティづくりを進め、それぞれのまちの活力を維持しながら、一人ひとりがつながりをもって生活できる環境づくりに取り組みます。

1 地球環境にやさしいまちづくり

1.1 脱炭素社会の構築

① 総合的な地球温暖化対策の推進

市民生活部 環境保全課
総務部 政策デザイン課

(1) 現状と課題

国は、令和3年6月の「地球温暖化対策促進法」の改正で、「2050年までの脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」を宣言し、令和3年10月22日閣議決定の「地球温暖化対策計画」では、「2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することをめざし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」と発表しました。滋賀県においても国内外の動きと協調し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることをめざし、「しがCO2 ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言をしました。

本市でも、脱炭素に向けた取組をさらに推進するために、長浜市ゼロカーボンシティ宣言を表明し、2030年度における長浜市の温室効果ガス排出量を2013年度に比べ50%削減することをめざします。このため、現行計画の第2次長浜市地球温暖化対策実行計画の見直しを図るとともに、長浜市脱炭素社会構築基本計画を策定し、ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の具現化および地域活性化・地方創生に向けた取組を推進することが求められます。

(2) 基本方針

長浜市環境基本計画、長浜市地球温暖化対策実行計画および長浜市脱炭素社会構築基本計画に基づき、環境保全や地球温暖化対策に関する情報を適切に提供し、市民・事業者と情報を共有するとともに環境教育・環境学習により意識を高め、地球温暖化対策への取組を推進し、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政は、互いに啓発し合い、連携、協働して地域活性化・地方創生に向けた取組を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○温室効果ガス排出削減に向け、家庭・事業所における省エネ・脱炭素対策およびエネルギー源対策、環境にやさしい車の利用推進、エコドライブの推進など各主体が地球温暖化防止の取組を効果的に進めるために必要な仕組みをつくります。

○地球温暖化対策を通じ、市民生活における暮らしの安心向上、魅力あふれる地域社会の形成など、地域活性化・地方創生の取組を進めるために必要な仕組みをつくります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地球温暖化防止啓発事業	省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	
エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながるエコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	省エネ啓発を行う出前講座の開催	回	3	0	12	環境保全課
2	グリーンカーテンの作り方講座参加者数	人	3	44	100	

② 再生可能エネルギーの利活用の推進

市民生活部 環境保全課
総務部 政策デザイン課

(1) 現状と課題

令和3年10月に国は、気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える問題の克服という2つの大きな視点をふまえ、第6次エネルギー基本計画を策定しました。

本市においても、太陽光発電設備を主とした再生可能エネルギーのさらなる普及に向け、公共施設への導入や導入支援を進めるとともに、未利用エネルギーの活用や水素などの新たなエネルギーシステムの普及への取組を加速させていく必要があります。

また、再生可能エネルギーの利活用の推進による地域エネルギービジネスの創出およびエネルギーの市内循環による経済発展に向け、実効性のある施策が求められます。

(2) 基本方針

安全で持続的に利用できるエネルギーの推進、地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築および温室効果ガスの排出削減に向け、関係部局が連携して再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、導入した再生可能エネルギーを生かし、防災、地域活性化、産業振興、観光振興などにつながる事業を展開します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 再生可能エネルギー、特に太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入を拡大するとともに、エネルギー高度利用技術（燃料電池、蓄電池、電気自動車等）の普及に向けた取組を進めます。
- 新たな地域エネルギービジネスの創出およびエネルギーの市内循環に必要な仕組みをつくります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
再生可能エネルギー導入促進事業	再生可能エネルギー発電設備導入促進事業 (民間の導入支援の拡大、公共施設における導入促進)	環境保全課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	再生可能エネルギー導入量 (資源エネルギー庁発表数値)	万 kWh	H28	4,568	10,324	環境保全課
2	蓄電システムの導入件数（累計）	件	3	329	734	

1.2 循環型社会の構築

① ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市の令和3年度ごみ総排出量は33,924tであり、平成29年度から605t減少しています。一方、市民一人1日当たりのごみ総排出量は801gであり、平成29年度から9g増加しています。ごみの総排出量は減少傾向にありますが、人口減に伴い市民一人1日当たりの排出量は増加しています。

令和2年1月に湖北広域行政事務センターが改定した一般廃棄物処理基本計画では、令和11年度に市民一人1日当たりのごみの総排出量を743gにする目標を立てており、今後さらなるごみの減量に取り組む必要があります。

湖北広域行政事務センターでは県内でもいち早くリサイクルの推進に取り組んでおり、令和3年4月から羽毛ふとんのリサイクル化、9月からはごみ焼却施設で発生する焼却灰（落じん灰）から資源のリサイクルを始めています。

令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、あらゆる主体でのプラスチック資源循環の取組の促進のための措置がとられることになりました。ごみの減量化・リサイクル推進に対する市民の意識も高く、今後は、新たなごみ減量等の目標に向け、この高い市民意識の維持向上を図るとともに具体的な行動へ結びつけていくことが今後の課題となっています。

(2) 基本方針

環境負荷を低減させ、限りある資源を繰り返し利用する循環型社会を構築するため、ごみの減量化、特に「使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の3つの「キリ」による生ごみの減量化やリサイクルなど3R活動（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の実現に向けた市民の主体的な取組を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○ごみの減量化を促進するうえで、使用済みの物は廃棄物ではなく貴重な資源であるという資源循環の考え方が今後も重要になることから、循環型社会への関心を高めるための教育・学習の場の提供や積極的な情報発信を行います。また、フードロス対策への取組を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ごみの適正処理事業	ごみ集積所の整備に対する補助金を交付するとともに、地域・一般家庭に向けたごみ収集カレンダーの配布、ごみ分別出前講座、ごみ集積所用カラスネットの無料配布	環境保全課
ごみの減量化推進事業	ごみの減量およびリサイクル推進に向けた活動、ホームページや広報紙等での啓発	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ごみ総排出量（市民1人1日当たり）	g	3	801	753	環境保全課
2	資源ごみを除く家庭ごみ排出量（市民1人1日当たり）	g	3	488	431	

② 不法投棄対策の強化

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民による環境美化活動が積極的に行われていますが、空き缶等の散在性ごみ、家電製品の不法投棄は減少していない状況です。不法投棄は個人のモラルによるところが大きく、投棄者の特定も難しいため、啓発を効果的に行うことが重要になります。

(2) 基本方針

美しい生活環境を守り続けるため、市民・自治会・事業者・行政さらには県や警察など関係機関との連携により、不法投棄や散在性ごみに対する監視体制の強化と啓発活動の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自治会と市のきれいなまちづくりパートナーシップ協定をきっかけとして、不法投棄防止の啓発、監視強化に取り組むとともに、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境美化事業	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づき、5月30日、7月1日、12月1日の環境美化の日を基準として、ごみの散乱防止について、地域での環境美化活動の呼びかけやイベントを実施	環境保全課
きれいなまちづくりパートナーシップ事業	自治会と市との協定に基づき、自治会が行う不法投棄防止パトロール、散乱ごみ収集、啓発活動などの継続的な取組への補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	件	3	31	36	環境保全課

③ 公害の未然防止

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市における各種環境調査の結果を見ると、市内河川の BOD 濃度（水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量）は 2.0mg/L 以下は 82%、SO₂・NO₂・SPM の大気環境基準適合率（環境基準に適合した日数を総測定日数で除したもの）は 100%、騒音に関する環境基準達成率は 96%と、第 2 次長浜市環境基本計画で定める各目標値を概ね達成している状況にあります。

一方、環境にやさしいまちづくりの推進に向けた市と事業者との間での取り決めである環境保全協定は締結事業所数が伸び悩んでいる状況です。引き続き、環境配慮の意識向上に努めるとともに、締結事業所の増加に向けた取組が必要となっています。

(2) 基本方針

公害の発生を未然に防止するため、環境状況の把握に努め、関係機関と連携し、事業活動に伴う公害が発生しないよう、関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

(3) 重点的に取り組む視点

○公害の未然防止に向けて、環境保全にかかる常時監視に加えて、臨時監視や新たな環境問題に即応するための測定体制の整備など環境監視体制の充実を図るとともに、事業所への指導徹底を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境公害監視調査事業	公害のない、良好で安全な環境づくりを進めるための環境状況の把握や関係機関と連携した指導強化 水質調査（河川水質、39 地点）、底質調査（河川底質、4 地点）、大気環境調査（15 地点）、道路交通騒音・振動調査、環境騒音調査（12 地点）、公害苦情への対応・事業所への指導	環境保全課
環境保全協定締結の推進	事業所の環境配慮活動の促進に向けた環境保全協定の締結推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	大気環境基準適合率（SO ₂ ・NO ₂ ・SPM）	%	3	100	100	環境保全課
2	環境保全協定の締結件数	件	3	38	45	

2 自然や身近な環境を守り育てるまちづくり

2.1 自然や身近な環境の保全

① 自然や身近な環境保全の推進

産業観光部 森林田園整備課
市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市は、深い森林から里山、姉川・高時川などの扇状地に広がる田園地帯、そして琵琶湖という多様な自然環境を有しており、豊かな生態系が形成されています。これらの自然環境は、私たちの暮らしや産業活動と深い関わりを持ちながら存続・形成されてきたことも大きな特徴です。この自然環境を守り存続させるためには、市民とその恩恵を享受する人々の協力が重要であり、豊かな自然環境の存在を共有し、人との関わりについて理解と認識を深めることが必要です。また、身の周りの環境は自分達の手で良くしていこうという身近な環境づくりが根付いています。

市内の環境の保全については、過疎・高齢化が進み地域活力も減退していることから、新たな人材の発掘・育成をする仕組みと支援措置が必要です。

また、この豊かな生態系を有する琵琶湖の自然湖岸や、巨木の森など世界にも誇れる貴重な自然を国内外に発信し、より多くの方に知っていただく必要性があります。

(2) 基本方針

森林、河川・琵琶湖などの豊かな自然を守り、生物多様性を高めるため多様な自然環境を保全するとともに、地域資源としての活用、衰退した自然環境の回復、外来種の対策など総合的な取組を進めます。

特に「森～川～里～湖」という大きな視点に立ち、里山や、琵琶湖の生態系など人との関わりの深い環境の保全・再生を進め、多様な自然環境を貴重な地域資源として、市内外のみならず世界への発信を行うとともに、あらゆる世代を通じての環境学習などへの活用を進めます。

また、身近な環境づくり活動の支援に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自然環境の保全を多面的に進めるため、自然環境保全や体験交流に取り組む人材・団体の育成支援に取り組めます。また日常生活や事業活動における省エネや再エネの利用促進を図ります。

○ながはま森林マッチングセンターの機能を生かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促す普及、啓発を図ります。

○湖北野鳥センター／琵琶湖水鳥・湿地センター周辺の貴重な自然環境を国内外に広く発信するとともに、琵琶湖を中心とする自然環境学習の推進を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
湖北野鳥センター観察会等運営事業	琵琶湖や湖北地域の自然を活用した観察や体験を中心とした環境学習の実施	環境保全課
森林マッチング推進事業	市民が参画しやすい里山整備に関する講習会の実施。幅広い知識・技術を学ぶことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体の育成	森林田園整備課
森林環境学習事業（やまのこ）	県内の小学生が森林の大切さを学び、林業や木材業、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむための体験型学習を推進	
森林多面的機能推進事業 森林多面的維持管理事業	自立した森林保全・整備を行う団体育成に向けた、機材購入補助・活動支援、継続的な維持管理活動の支援	
山門水源の森保全事業	山門水源の森に対する正しい理解、環境保全意識の普及・啓発を推進し、森林保全活動への参加を促進するための支援を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	観察会参加者数	人	3	528	800	環境保全課
2	森林資源を活用した講座受講者数	人	3	98	100	森林田園整備課
3	多面的機能補助金交付数	件	3	9	10	

② 市民・事業者・各種団体との協働・連携

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民・事業者・各種団体と連携しながら、水生生物調査や観察会、各種環境イベントを実施しています。市民が人と自然や身近な環境との関わりについて理解と認識を深めるためには、こうした自然や身近な環境にふれあう機会や場の確保が必要であり、幅広い市民の参加を得ながら、今後も継続して実施していく必要があります。また、市民への情報提供を積極的に行い、事業を推進します。

(2) 基本方針

市民とともに自然や身近な環境を保全する活動を進めるため、環境保全活動や環境教育を推進する人やグループなどを育成・支援するとともに、市民・事業者・各種団体と連携した自然環境調査や環境保全活動を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○市民や事業者によって構成される環境保全に関わる各種団体のネットワーク化を促進し、環境まちづくりを進めるための基盤を整備します。

○自然への理解を深める催しや学習会などを実施し、自然や身近な環境の大切さを学ぶことのできる場所や機会を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信	環境保全課
水生生物調査事業	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	
自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜エコネットワーク協議会参加団体数	団体	3	16	25	環境保全課
2	水生生物調査事業参加者数	人	3	468	580	

2.2 緑豊かなまちづくり

① みどりの確保と公園の整備

都市建設部 都市計画課
産業観光部 森林田園整備課

(1) 現状と課題

みどりは、人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、さまざまな役割を担っていることから、みどり豊かな環境を次代に継承していく必要があります。また、まちの魅力を高めるうえでも、まちの歴史などをふまえた景観づくりが求められています。

みどりの空間を守り生かしていくためには、親しみ利用する人の力と、みどりに携わる人材の育成、仕組みづくりが必要となっています。

本市の都市公園の中には、整備後40年以上経過している公園もあり、一部の施設では老朽化が顕著になっています。また、近年、国土交通省が「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」でバリアフリー化の基準を示し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改定し、平成29年度には都市緑地法および都市公園法を改正するなど、安全や管理面について全国的な見直しが行われるようになりました。

一方で、東日本大震災をはじめとする災害への対応として、防災機能をもった公園施設に注目が集まり、社会的にも都市公園に期待される役割が変化しています。少子高齢化・人口減少社会の中、望ましい公園の配置と機能の付与等を検討することが必要となっています。

(2) 基本方針

「みどりの基本計画」に基づき、市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑を守り、育み、生かし、質を高めていくとともに、市民が憩い潤い豊かな自然環境を感じることができるまちづくりに取り組みます。

都市公園については、休養・休息やさまざまな余暇活動、スポーツ・運動、地域活動等での利用を通して子どもからお年寄りまで、幅広い市民から利用される憩いとふれあいの場として、社会ニーズをふまえ民間活力を最大限に生かして、整備・保全を推進します。

また、公園の持つ防災機能を強化し安心安全な環境を提供します。

(3) 重点的に取り組む視点

○緑地や森林の整備を「守り・育て・活かす」ため、ながはま森林マッチングセンターの機能を生かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促す普及、啓発を図ります。

○市民・市民団体・NPO・事業者からみどりの保全や緑化活動への理解や協力が得られるよう、みどりづくりへの啓発活動を進めるとともに、それら活動に対する助成を行うなど、各主体の自主的な取組に対し、積極的に支援します。

○地域性や利用者ニーズを反映し、市民にとって利便性の高い公園運営を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
都市公園等管理事業	市内の都市公園の適正な維持管理	都市計画課
豊公園再整備事業	豊公園再整備基本計画に基づく再整備	
緑の基本計画推進事業	みどりの将来像の実現に向けて、先人が育んできたみどりを次代へ継承していくために、市民等がみどりとの関わりを深める	
森林マッチング推進事業	市民が参画しやすい里山整備に向けた講習会の実施や、幅広い知識・技術の講座を行うことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体を育成	森林田園整備課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市民一人当たりの都市公園面積	㎡/人	3	14.1	14.9	都市計画課
2	都市計画区域内における緑地の割合	%	3	74	74	
3	森林資源を活用した講座受講者数	人	3	98	100	森林田園整備課

3 居住環境の整ったまちづくり

3.1 誰もが住みよい居住環境づくり

① 安全安心で魅力ある居住環境づくり

都市建設部 都市計画課（開発調整室）

都市建設部 建築課

都市建設部 建築課（建築指導室）

都市建設部 住宅課

(1) 現状と課題

住民の転出が転入を上回っており、超過抑止と移住・定住促進のために、安全安心で利便性が高く付加価値の高い住宅地の供給・住宅建築へと誘導するための環境整備が必要です。また市営住宅の約4割が耐用年数を経過しており対策を講じていくことが必要です。

また住宅の空き家率が増加傾向にあり、これを抑制する一方で、既に発生した空き家を活用した移住に向けて、移住者へのPRと地域の受け入れに対する理解を得る取組が求められています。

(2) 基本方針

開発許可基準の整備（改正）・運用や耐震化に向けた情報提供などを進め、移住・定住につながる安全安心で魅力ある住環境整備を誘導するとともに、空き家の適正管理指導などで空き家発生の抑制を図ります。また、公営住宅の長寿命化、建替え、用途廃止により、適正な管理を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○住環境整備については、開発許可基準の整備（改正）・運用や住宅整備に関する情報提供、改修費用負担軽減制度の構築などに取り組めます。

○危険な空き家を解消するとともに、利活用できる空き家および空き地については、地域活性化に資する取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、安心して居住できる住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と適切な運用	開発調整室
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震診断員派遣事業）	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士（建築士）の無料派遣	建築指導室
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震改修等補助事業）	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助（同時実施のバリアフリー改修工事も対象） 通学路等に面する倒壊危険性の高いブロック塀に対する撤去費等の補助	
耐震診断、耐震改修等促進事業（既存民間建築物耐震診断補助事業）	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適格なものおよび共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助	
住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防、脱炭素にもつながる住宅の質の向上を目的とした住宅改修費用への補助を実施	住宅課
空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座（自宅の終活）、空き家セミナー、長浜市空家等対策推進会議の開催や、空き家の活用に対する補助を実施	
市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどを推進する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	開発許可により形成された住宅地の供給量	戸	3	129	150	開発調整室
2	「長浜市の住み心地について」に関する満足度（市民意識調査）	%	4	88.4	90	住宅課
3	「移住・定住につながる居住環境の整備」に関する満足度（市民意識調査）	点	4	2.8	2.88	
4	その他の住宅の空き家率※1（住宅土地統計調査）	%	30	7.3	7.3	
5	空き家に関する出前講座の実施回数	回	3	4	4	

※1「その他の住宅」とは、賃貸用の住宅、売却用の住宅、二次的住宅以外の人が住んでいない住宅のことで、転勤や入院など、何らかの理由によって長期不在になっている住宅や、取り壊すことになっている住宅を指します。

3.2 交通体系の整備・維持

① 鉄道の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課（交通対策室）

(1) 現状と課題

平成18年秋の琵琶湖環状線開業以降、「北びわこ周遊観光キャンペーン」や「利用客増進プログラム」など、地域の鉄道利用促進に向けた取組を進めてきましたが、人口が減少していることや自家用車が移動の主軸になっていること、感染症の影響などさまざまな要因によって、昼間時間帯を中心に鉄道利用が減少傾向にあります。

今後、JR北陸本線および湖西線の運行を維持し、利便性向上につなげていくためには、北陸新幹線敦賀駅の開業およびその後の延伸を見据え、より一層の鉄道利用を促進していくことが必要です。

(2) 基本方針

広域交流の促進や環境負荷の軽減、また、学生等に対する利便性や超高齢社会に対応した広域の交通環境の確保に向けて、鉄道利便性を向上させるとともに利用促進に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○JR北陸本線および湖西線の利便性向上や、鉄道を生かした地域の振興・活性化につなげる取組を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
琵琶湖環状線利用促進事業	鉄道を生かした湖北地域振興協議会および湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会の活動を通じた、湖北・湖西圏域の鉄道利用の促進	交通対策室
駅関連施設維持管理事業	鉄道駅の適正な管理運営や、老朽化した駅関連施設の計画的な改修	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8年度	
1	市内9駅1日あたりの定期利用乗車人数	人	3	5,288	5,800	交通対策室
2	市内9駅1日あたりの定期外利用乗車人数	人	3	1,627	2,900	

② バス交通等の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課（交通対策室）

(1) 現状と課題

バス交通は、地域住民の日常生活の移動手段として重要な役割を果たしています。特に、自家用車などの移動手段を持たない学生や高齢者にとっては、不可欠な移動手段となっています。

本市においては、自家用車の利用が高く、バスの利用者が年々減少している状況にあり、路線バスの運行の確保・維持に向けて、事業者に対しては事業を維持していくための支援を継続するとともに、利用者に対してはさらに便利で利用しやすい運行形態を整えることが必要となっています。

(2) 基本方針

地域と地域を結ぶ身近な交通手段として、バス交通サービスが継続的に提供されるよう、地域公共交通網形成計画に基づき、運行路線や利便性の維持・向上、利用促進の施策に取り組みます。

また、地域ごとの特性に応じて、予約型乗合タクシー等の輸送手段を活用して持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。

加えて、地域の実情に応じて、地域住民が主体となった地域運行の整備を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○バス交通の確保・維持に向けて、便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進を図ります。

○利便性の向上による利用者増と運行事業者の経営努力により収益性を高め、運行補助の縮減を図ります。

○地域住民が主体となった交通体系の整備を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付	交通対策室
地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要な不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス運行事業者に対する補助	
コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行	
デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助	
バス車両購入費補助事業	老朽化した路線バス車両の購入に対する補助	
公共交通網形成事業	地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通体系の構築を図るため、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、交通網の改善および利便性向上の促進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	路線バス・コミュニティバス利用者数	人	3	230,140	234,000	交通対策室
2	デマンドタクシー利用者数	人	3	19,883	20,000	

3.3 市街地や各地域の整備

① 中心市街地の活性化

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

本市の中心市街地は、黒壁スクエアに代表されるオールドタウンの再生や個性ある魅力的なイベントの開催など市民が主体となった独自のまちづくりにより、年間200万人もの多くの観光客の来訪をもたらし、商業観光都市を形成しています。一方で、市街地の外延化などにより、中心市街地の居住者は減少し、高齢化が進展し続けています。

これを受け、本市では平成21年に中心市街地活性化基本計画を策定、平成26年には第2期の同計画を策定し市民と連携するなかで、観光面では、宿泊施設や回遊性を高める道路の整備などに取り組んできました。また、都市の拠点性の向上や快適な居住環境の形成をめざし、市街地再開発事業などを進めてきました。

今後、さらに人口減少が加速し、高齢化が進展する社会においては、都市機能の維持を含めた都市経営の観点からも、市民の生活機能を確保するなかで、都市機能が集約された持続可能なまちづくりを進めることが重要になっています。また、ライフスタイルの変化に伴うデジタル化の進展、働き方の変化、都市部から地方への関心の高まりなど、社会情勢が大きく変化しています。

このような中、本市においても、多様な都市機能が集積する中心市街地の役割がますます高まることから、これまでのまちづくりの取組を発展させるとともに、都市の中核として中心市街地の活力を維持・増大させていく必要があります。

(2) 基本方針

本市の核としての中心市街地の活力を維持・増大させていくため、令和3年度に策定した湖の辺のまち長浜未来ビジョンに基づき、中心市街地活性化基本計画において整備された施設等のハードを最大限に生かしつつ、ソフト事業を中心とした施策を推進します。

施策の推進にあたっては、まちづくりに関心を寄せる各種団体や、さまざまなプレイヤー等から組織されるエリアプラットフォーム（湖の辺のまち長浜デザイン会議）をビジョンの推進主体とし、豊公園や米川、北国街道などのパブリックスペースの有効利用、空き町家などの遊休不動産の流動化促進、多様なプレイヤーの連携による新たな価値観の創出などに積極的に取り組むことで、長浜の未来を創る結節点として、本市全体の賑わいと市民の心豊かな暮らしの創造を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○持続可能な都市核づくりに向けて、パブリックスペースや遊休不動産などの既存ストックの有効活用や、多様な主体の連携による新たな魅力・地域コンテンツの創出、各種取組の発信による関係人口の創出に重点的に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
湖（うみ）の辺（べ）のまち長浜未来ビジョン推進事業	中心市街地活性化基本計画に基づき整備された施設等を最大限に生かしつつ、ソフト事業を中心とする新たなまちづくり方針として策定した「湖の辺のまち長浜未来ビジョン」に基づき、中心市街地の活性化を図る	商工振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	中心市街地の観光入込客数	人	3	1,052,206	2,335,000	商工振興課
2	プロジェクト参画者（累計）	者	3	30	50	
3	遊休不動産（町家等）稼働数（累計）	軒	3	2	25	
4	市内への転入者数（累計）	人	3	2,828	10,500	
5	住み続けたいと思う人の割合（生産年齢人口） （市民意識調査）	%	4	42.5	40.0	

② 市北部地域の活性化

北部振興局 まちづくり推進課

北部振興局 建設課（丹生ダム対策室）

(1) 現状と課題

本市の北部地域では、地理的には広大な地域に集落が散在し、気候的には冬の降雪量が非常に多いなどの特性があるため、人口減少や少子高齢化の進展が著しく、特に若い世代を中心とする地域の担い手が不足するとともに、今後、地域特有の伝統や生活文化が衰退していくことが懸念されていることから、人口規模を維持するため、地域の将来を担っていく人材の育成と生活基盤の確保が必要となっています。

また、丹生ダム建設事業中止に伴い喫緊の課題となっている北部地域振興を進める必要があります。

(2) 基本方針

豊かな自然が広がる北部地域では、農業・林業・漁業などの一次産業をはじめ、製造業や加工業、サービス業など、人々の生活を支える産業活動が日々営まれています。また、地域の9割近くを占める森林には、水源のかん養や多様な生態系、国土保全など多面的な機能があり、美しい景観と伝統的文化が現代に継承されている貴重な地域でもあります。

これら貴重な資源を守り次代に伝えとともに、資源を活用して都市住民と地域住民が気軽に触れあえる集客交流環境を創出することで、誰もが誇りをもって生活できる「活気に満ちた地域づくり」を進める必要があります。

そのため、郷土に愛着を持つ住民が増えるとともに、交流人口から関係人口、移住・定住人口へとステップアップし、「人口減少」のマイナスをプラスに転じ、「夢・希望の持てる」各種施策を横断的に取り組みます。また、北部地域振興施策には民間活力の導入を図るとともに、施策の中で地域の未来を担う次世代の人材を育成することで北部地域の活性化につなげていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

○北部地域の豊かな自然と恵まれた歴史文化を生かし、これまで実施してきたさまざまな観光イベント・地域イベントを継続し交流機会と交流人口を拡大・増加させるとともに、地域の魅力を発信することで、地域外からの移住・定住を促進するなど、地域住民の誇りと生きがいを創出します。

○当地域へ移住された方と地域住民との交流を促進することにより新たな地域活力の創出を図るとともに、地域の魅力や地域特性を生かした地域振興を展開します。

○丹生ダム建設事業中止に伴う施策の一環として、余呉地域での小さな拠点機能の整備や地域振興の推進に向けた取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	まちづくり 推進課
長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施	
地域おこし協力隊事業	都市部から移住して活動する「地域おこし協力隊」の活動を推進・支援し、定住に向けた地域活性化事業を推進	
北部地域の観光振興イベント開催事業	北部地域の豊かな自然と観光資源を生かし、観光振興と地域の活性化に寄与すべく、地域色豊かな観光振興イベントを開催	
余呉地域振興モデル事業	丹生ダム建設事業の中止に伴う余呉の地域振興策として、地域内に点在する地域資源や各施設の一体的な活用について、積極的な民間活力の導入を進めることで、移住者や観光入込客数の増加につながる活気に満ちたまちづくりモデル事業を実施	まちづくり 推進課 丹生ダム 対策室
余呉小さな拠点事業	丹生ダム建設事業の中止に伴う余呉の地域振興策として、余呉支所周辺の公共施設等を整理統合し、地域住民の生活に必要なサービス機能やコミュニティ機能を維持・向上するため、拠点となる施設整備に向けた取組を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	北部地域への空き家利用による移住者数	世帯	3	5	5	まちづくり 推進課
2	北部地域の観光入込客数	万人	3	105	166	

4 生活基盤の整ったまちづくり

4.1 社会資本の整備

① 総合的・計画的な土地利用の促進

総務部 政策デザイン課
都市建設部 都市計画課
都市建設部 都市計画課（田村駅周辺整備室）

(1) 現状と課題

少子高齢社会、人口減少時代の到来や地球環境問題の深刻化、高度成長期以降に整備した社会インフラ、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である中心市街地の空洞化など、本市を取り巻くさまざまな環境の変化に対応していくことが急務となっています。

また、近隣市町および三大都市圏への転出超過傾向にあることから、その対策が求められています。

このような状況のなかで、本市が将来にわたり発展していくためには、長期的視点のもと、持続可能な都市構造の形成に向けた土地利用の規制・誘導を図っていくとともに、本市への定住化に向けた基盤整備を行う必要があります。

(2) 基本方針

国土利用計画や都市計画マスタープランなど、土地利用の基本となる各計画に基づき、産業活力の増進と自然・田園地域の保全、良好な居住環境の維持・創出など地域バランスに配慮しつつ、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図っていきます。

土地利用にあたっては、地域の合意形成を図りながら地域の実情や特色に即したものとなるよう、計画的な促進を図ります。

また、市内での定住化および産業・学業の発展に向け、市南部地域における計画的な市街化を誘導していくこととします。

(3) 重点的に取り組む視点

○中心市街地をはじめとして、既に形成されている地域生活拠点や産業拠点などの都市機能が集積している既存の都市拠点を核とし、これらが鉄道・道路などの軸でつながり連携する「集約型多核都市構造」の実現をめざします。

○地域生活拠点を中心に生活に身近な商業・福祉・生活サービス等の機能を集約するなど、適正規模での都市機能の配置・誘導に努めるとともに、十分な都市機能のない地域については、拠点間を結ぶ公共交通網の利便性向上を図ります。

○田村駅周辺を中心とする市南部地域について、本市への人口流入を受け入れる機能と、人口流出を止める機能を持った都市拠点として位置付け、産官学連携による発展を促し、地域らしさを生かした計画的な市街化に向けた取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進	政策デザイン課 都市計画課
田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本計画に基づき、当該地域の計画的な市街化を推進	田村駅周辺 整備室

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市の利用目的に応じた区分ごとの規模（市域面積 68,079ha）：住宅地	ha	3	1,607	1,650	政策デザイン課
2	市の利用目的に応じた区分ごとの規模（市域面積 68,079ha）：農地	ha	3	8,257	8,000	
3	田村駅周辺市街地の定住人口の割合（田村駅勢圏/市全体）	%	3	9.04	9.22	田村駅周辺 整備室

② 道路・河川等の整備

都市建設部 道路河川課

都市建設部 建設監理課

(1) 現状と課題

本市の道路は、幹線道路に比べ身近な生活道路の整備が遅れており、災害や緊急時に強い道路や高齢化社会に対応した利用しやすい道路整備などが求められています。また高度成長期に集中的に整備された道路の老朽化や交通量増加、車両の大型化等により道路の補修サイクルの短期化なども顕在化しています。これらの状況に対応するため、地域で必要とする最適な道路ネットワークの形成と効率的な維持管理を行うことにより、利便性の高い道路整備が必要となっています。

また、本市には多くの一級河川等が流れていますが、依然として十分な治水安全度が確保されていない河川が多く、近年でも浸水被害が発生していることから、早期に安心安全な治水対策が求められています。さらに、全国的に集中豪雨等の発生が増加傾向にあり、引き続き洪水被害の防止対策等を実施していく必要があります。

(2) 基本方針

地域にとって必要な道路や重点事業に伴う道路の整備を効果的かつ効率的に行うとともに、老朽化した道路構造物の長寿命化等を図るため、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全型」の道路整備・管理へと転換を図ります。

また、河川整備については、氾濫時の被害規模や求められる治水安全度などを総合的に勘案し、緊急度の高い河川を対象として、計画的な事業の進捗を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域住民からのニーズ等を的確に判断した優先順位に基づく計画的な整備や維持・修繕を行うとともに、併せて測量費用のコスト削減、用地折衝の円滑化に資する地籍調査について、引き続き調査を推進します。また、冬期における効果的な雪寒対策に向けた見直しに取り組み、豪雪時においても円滑な交通の確保を図ります。

○丹生ダム建設事業の中止決定を受け、滋賀県が策定した「淀川水系・木曽川水系湖北圏域河川整備計画」において、特に整備実施区間に位置付けた一級河川（余呉川、大川、姉川、高時川、長浜新川、田川、米川）の整備について、関係機関と連携しながら事業の推進に取り組みます。

○南長浜地域の都市機能強化をはじめ、観光・産業・防災等、さまざまな分野で整備効果を期待する（仮称）神田スマート IC 整備事業については、早期開通をめざし事業の推進を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
幹線市道等整備事業	長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、地域との調整を図りながら事業を推進	道路河川課
道路維持管理事業	道路パトロールや自治会要望等により、危険箇所等の早期発見と適切な修繕を計画的に実施するとともに、通行安全・環境美化のために市道沿線の除草、清掃を実施	
雪寒対策事業	道路除雪、消雪設備の稼働、路面凍結防止の作業を柱に市道の安全な交通確保に努めるとともに、除雪車運行管理システムの運用と雪寒対策の見直しを実施	
河川改良事業	治水安全度の向上や水辺の良好な環境の維持・向上を図るため、一級河川の河川改修工事を関係機関と連携し推進。また、準用河川、普通河川の浚渫および護岸改修工事を実施。	
(仮称) 神田スマート IC 整備事業	南長浜地域における新たなスマート IC として、早期開通をめざし事業を推進	
地籍調査事業	登記未了地区の早期解消を図るとともに、アウトソーシングの手法を取り入れた新規地区の調査を実施	建設監理課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地籍調査（遅延地区）解消地区数	地区	3	1	2	建設監理課

③ 橋梁修繕の推進

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市には1,184橋の道路橋がありますが、その多くが高度成長期に集中的に整備されており、今後、橋梁の老朽化が大きく進行する見込みです。修繕や架け替えに伴う費用の増大が予測されることから、計画的な予防保全対策が重要となっています。

(2) 基本方針

道路を構成する代表的な構造物である橋梁について、建設から50年を超えるような老朽化した橋梁が増加し、適正で効率的な維持管理が求められています。長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検および長寿命化対策として予防保全型の整備手法を取り入れた橋梁の修繕を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○従来の対処療法的な修繕から予防保全型対策に転換し、点検―診断―措置―記録というメンテナンスサイクルを確立し、計画的な維持管理を実現できるように取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
橋梁長寿命化修繕事業	長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を目的とした修繕工事を実施し、また、地域の実情や利用状況等に応じ集約・撤去も視野に入れた検討を実施	道路河川課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8年度	
1	橋梁長寿命化修繕点検橋梁数	ヶ所	3	256	255	道路河川課

④ 下水道の整備

下水道事業部 下水道総務課

下水道事業部 下水道施設課

(1) 現状と課題

本市の公共下水道および農業集落排水事業は、整備計画に位置付けられた施設の整備をほぼ完了しています。しかしながら、施設の老朽化や管路施設等の更新需要の高まりによって修繕費が増大する一方で、人口減少社会の到来や節水意識の高まりを背景とする水需要の減少により使用料収入が減少し、経営環境の厳しさが増えています。

(2) 基本方針

「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」をめざし、農業集落排水施設の流域下水道への接続を進め、経営資源の効率的な管理に努めるとともに、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道経営のさらなる健全化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○人口減少や老朽化の進行に対応するため、供用開始後 30 年を経過した農業集落排水施設から順次公共下水道に接続を実施し、経営資源の効率的な運用を図ります。

○施設の老朽化等の状況を把握し、下水道ストックマネジメント計画に基づく状態監視保全を図るとともに、経営状況の可視化と適正な資金管理に努め、費用の平準化を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
下水道事業の継続的な経営基盤の構築	持続可能な下水道経営を構築するため、下水道ビジョンの進捗を検証し、経済情勢の推移等を反映した下水道事業中期経営計画（令和 7～11 年）を策定	下水道総務課 下水道施設課
公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施	
下水道事業継続管理事業	市民生活に欠くことのできない下水道サービスを維持するため、防災・減災等の危機管理体制を強化	
公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道ストックマネジメント計画に基づいた適正な維持管理	
雨水渠整備事業	集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	使用料単価（公共下水道）	円/ m ³	3	153.0	151.5	下水道総務課
2	使用料単価（農業集落排水）	円/ m ³	3	154.9	159.9	
3	汚水処理原価（公共下水道）	円/ m ³	3	101.8	74.2	
4	汚水処理原価（農業集落排水）	円/ m ³	3	262.7	411.3	
5	経費回収率（公共下水道）	%	3	150.3	204.2	
6	経費回収率（農集集落排水）	%	3	59.0	38.9	

※汚水処理原価＝汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量

有収水量 1 m³当の汚水処理に要した資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコスト

3. 汚水処理原価（公共）法適用事業

4. 汚水処理原価（農集）法非適用事業

経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

使用料で回収すべき汚水処理にかかるコストをどの程度使用料で賄えているかを表した指標

4.2 デジタル行政の推進

① デジタル行政の推進

デジタル行政推進局

(1) 現状と課題

社会全体でライフスタイルの多様化や価値観に変化が生じ、急速なデジタル技術の進展と利用拡大が進む一方、行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りとなりました。

このことから本市においても、デジタル技術を積極的に活用して業務の効率化を図るとともに、市民が時間や場所などの物理的な制約を超えてさまざまなサービスを享受できる「新たな日常」に向けた「新しい生活様式」を確立できるよう、市行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を強力に推進することが求められています。

一方で、デジタルの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差への対応が課題となっています。

(2) 基本方針

「すべての人に優しく、安心を感じることができるデジタル化」を推進することとし、次の3つを基本方針として、本市におけるDXに取り組みます。

『市民がくらしの中で利便性や快適性を実感できる』

『デジタルにより地域を活性化させる』

『業務改革が進み、将来の人的・財政的負担を軽減できる』

(3) 重点的に取り組む視点

○利用者目線による行政サービス改革を徹底し、「行かなくてよい」「待たなくてよい」「書かなくてよい」など、利用者が利便性を実感できる行政サービスの実現をめざします。

○行政が保有する情報の積極的な公開と、官民のデータや技術等の効果的な活用を通じ、あらゆる組織や人が連携・協働して創発する新しいサービスなどを展開することで、さまざまな地域課題の解決を図ります。

○誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進するため、誰でもデジタルの利便性を享受できるよう取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
デジタル推進事業	電子申請システム等の活用、デジタルデバйд対策（スマホ体験講座等）、オープンデータ等の充実・活用、民間事業者等との協働による地域課題解決に向けた取組等	デジタル行政推進局

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
		年度	数値	R8 年度	
1 電子申請システムの利用件数	件	3	12,600	50,000	デジタル行政推進局

計画の推進に向けて

1 行財政運営・行政改革の推進

(1)行政経営改革の基本的な考え方

① 行政経営改革の位置付け

人口減少社会において、限られた経営資源でサービスの質と地域活力の維持・向上を図るためには、地域が抱えるさまざまな課題に対して市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等のさまざまな主体と行政とが協働・連携し、それぞれの特性や強みを生かしながら課題を解決していく活力あるまちづくりを進め、持続可能な地域経営を市民とともに行う必要があります。行政経営改革は「長浜市基本構想」に掲げる、めざすまちの姿「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」を行政運営の面から進めるために必要となる、効果的・効率的な組織運営、職員の意識改革や能力の向上、市民をはじめとする多様な主体との協働・連携、健全な財政運営の確立などを目的に行います。

② 前提となる経営資源：令和 8 年度

定員管理基本方針、公共施設等総合管理計画、財政計画に定められた、経営資源(職員・施設・予算)を前提として、行政経営改革に取り組みます。

※各個別計画の改定時期が総合計画基本計画と異なるため、改定があった場合には、各個別計画に記載された経営資源を目標として取り組みます。

・職員数（一般行政職）	763 人	※令和 6 年度時点	<定員管理基本方針>
・公共建築物の延床面積	64.3 万㎡	※令和 6 年時点	<公共施設等総合管理計画>
・普通会計予算規模	507 億円		<財政計画>

③ 行政経営改革の目標

I 行政経営改革の目標

限られた経営資源（職員、施設、予算、時間、情報）を最大限活用することにより、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供することで、「長浜市基本構想」に掲げるめざすまちの姿「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」の実現を行政運営の面から支えます。

II 財政健全化指標

目標を達成するための健全な財政運営の目安として、次の財政計画(令和 8 年度時点)に定める 4 つを財政健全化指標とし、管理していきます。

項目	指標	単位	現状値（直近）		目標値
			年度	数値	R8 年度
1 財政規模の適正化	当初予算の規模	億円	4	516	507
2 財政の硬直化の回避	経常収支比率	%	3	89	95%以下
3 適切な資産管理	市民一人当たり有形固定資産 額残高	万円	2	186	167 万円以下
4 将来負担額の削減	地方債残高	億円	3	448	458

④ 改革の方針

行政経営改革の目標の実現に向けて、市職員は、市民からの信託を受けた全体の奉仕者であることを強く自覚し、次の３つの改革の方針に基づき行政改革に取り組みます。

（改革の方針１） サービスの「質」と「効率性」を改善し 生産性を上げます

これまでは、施設の規模やサービスの量が重視されてきましたが、財政規模や人員、施設が制約される中では、コストを削減しつつも施設機能やサービスの維持・向上を図るサービスの質と効率性が重視されます。

コストの削減とサービスの維持・向上を同時に図るため、各部局に行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）を設置し、部局マネジメントの中で現場の個別・具体的な課題に対し、デジタル技術の活用や民間活力の導入等の業務変革に取り組むことにより、サービスの質と効率性を常に改善し、生産性を上げます。

（改革の方針２） 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

これまでは、市民まちづくりセンターやスポーツ・歴史文化施設など、地域の方々に身近で親しまれている公共施設の管理については、市民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、地域づくり協議会をはじめとする民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を中心とした市民との協働を進めてきました。

これからは、市民協働を地域経済の活性化や地域雇用の創出の観点からも、公共施設整備、公共サービスの提供、公有財産を活用した公共性の高い事業など幅広い分野で進めるとともに、市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等のさまざまな主体がそれぞれの特性や強みを生かすことができる活力ある地域づくりを進めることにより、市民と行政との協働・連携を推進し、地域力を上げます。

（改革の方針３） 比較可能な公会計を活用し 経営力を上げます

比較可能な公会計が整備されたことにより、財政の見える化、財務分析の実施、減価償却費等のフルコストの把握等が可能となりました。今後は、市民に行政運営の情報を正確にわかりやすく公表するとともに公会計で得られたデータを基に、公共施設の計画的な更新の立案等、公会計の活用に向けた取組を更に推進していきます。

(2)行政経営改革の推進方策

① 改革の推進項目

改革の方針に基づき推進項目を定め、行政経営改革に取り組みます。

(改革の方針1) サービスの「質」と「効率性」を改善し 生産性を上げます

【推進項目】

1. 質と効率性を重視したサービスの提供

限られた経営資源の中で、高度化複雑化する市民ニーズや社会課題に対応するため、各部局に行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）を設置し、部局マネジメントの中で現場の個別・具体的な課題に対し、「デジタル化」や「民間活力の導入」等による業務変革をスピーディーに進めます。

また、新規事業については、サービスの受益者と成果、開始から終了に至るトータルコストを明確にし、行政関与の必要性、受益と負担の公平性を精査したうえで、市民ニーズの実現や地域課題の解決に効果的でない既存事業は廃止を含めた見直しを図り、類似の事務事業の整理・統合を常に検討する「スクラップ・アンド・ビルド」を進めます。

さらに、市民にとってより便利でわかりやすい行政を実現するため、デジタル技術の積極的な活用等により、市民の利便性・快適性を高め、一層のサービスの質的向上と業務の効率化を推進します。

2. 行政課題に対応できる組織機構の整備

定年引上げや職員の年齢構成の偏りを考慮しながら、サービスの質を維持・向上させ、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応できるよう、係を基礎として組織の統率力を高めるとともに、簡素で柔軟性、機動性のある組織づくりを進めます。

3. 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底

業務上のリスクを低減させるため、法令や所定の基準、方針、手続き等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう内部統制を整備・運用し、コンプライアンスの徹底を図ります。

4. 職員の意欲や能力を高める人材育成の推進

長浜市人材育成基本方針に掲げる、「採用」「配置」「育成」「評価」が一体となった人材マネジメントを推進し、職員の意欲と能力向上による組織の活性化を図ります。

また、女性や若手の活躍を推進するとともに、ハラスメントのない勤務環境の確保に努め、すべての職員が意欲と誇りを持って働ける職場づくりをすすめます。

(改革の方針2) 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

【推進項目】

1. PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進

長浜市官民パートナーシップ推進基本方針(以下「PPP 基本方針」)に基づき、民間が持つノウハウや専門知識、ネットワークなどを活用して、民間と市が適切な役割分担に基づいて公共領域を創造し、公共サービスの充実と効率化を図るため、市民協働事業を積極的に推進します。

2. 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用

官民が連携して公共サービスの提供を行う代表的な手法である PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）などにより、公共施設整備における民間資金の活用を図るとともに、施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用した効果的・効率的な施設サービスの提供を図ります。

3. 市民協働を推進する場づくりと支援体制の整備

市民協働のまちづくりの総合的な支援を行うとともに、市民まちづくりセンターや地域の公共施設等を活用して市民協働のまちづくりを推進する活動を行う場づくりを支援します。

また、市民活動の立ち上げや団体が安定して継続的に活動できるよう運営面での支援をはじめ、地域の課題とそれを解決する手段や資源を有する団体・企業、行政との橋渡しなど、多様な主体とのつながりや情報の提供、調整等を行う中間支援機能を整備します。

4. 地域の創意と工夫が生かされる交付金制度と協働型事業の推進

地域の創意と工夫が生かされるよう、地域づくり協議会に対する交付金制度の見直しを検討します。

また、費用対効果、地域経済の活性化、地域雇用創出の観点から、民間の先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特徴を生かしながらさまざまな公益的事業を行えるよう協働型事業を拡充するとともに、事業の評価を行います。

5. 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報

公共サービスへの民間参入を促すため、PPP 基本方針や有効活用したい公有財産の情報など、市民協働を促す情報を積極的に広報します。

また、行政情報のオープンデータ化を推進し、官民の情報共有、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出を促進します。さらに、行政改革の取組が行政内部の効率化に向けた取組だけで終わることのないように SNS 等のデジタルツールを活用しながら本市の課題を市民と共有し、ともに考えることで地域課題の解決を促進します。

(改革の方針3) 比較可能な公会計を活用し 経営力を上げます

【推進項目】

1. 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保

公共事業の施行状況について、予算額、契約済額および支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図ります。

また、統一的な基準による公会計が整備されたことにより、経営状況について、他の地方公共団体や時系列での比較が可能となったため、財政や公共施設等のマネジメントに活用し、行政評価の検討を進めます。

公営企業については、各企業における経営戦略に基づく、経営の自立化、健全化を進めます。

2. 公共施設の利活用と機能の確保

公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」ことを基本理念として、公共建築物の適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保、インフラ資産の更新費用の縮減と平準化、長寿命化、投資額の確保により、総合的かつ計画的に管理し、施設機能の確保と効果的な運営を行います。

また、他市町に比べて多くある公共施設については、民間への売却や貸付、譲渡による利活用を積極的に推進し、民間活力による地域活性化を図ります。

人口減少、少子高齢化の進展による施設利用者と施設との需要と供給のバランスの変化に対しては、交通手段の確保等よりハード整備に頼らない施設サービスの維持・向上を図ります。

3. 税源かん養と歳入確保の推進

持続可能な地域経営の視点から、歳入の根幹である市税収入の安定と増強を図るため、新規創業支援等による産業の発展、地域経済の活性化、企業誘致等による雇用の創出、子育て支援、若い人たちが定住できる住環境の整備等、政策的な税源かん養に取り組みます。

また、歳入確保や市民負担の公平性を図るため、市税等の債権回収対策の強化を図るとともに、施設使用料、サービス利用料等については、利用率の向上による収支改善や施設維持管理コストの縮減等を前提に、受益と負担の適正化を図ります。

4. 地方債残高の削減と負担金・補助金等の歳出の見直し

将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。

また、負担金・補助金等の歳出については、急激に変化する社会経済状況の中で、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを絶えず検証し、見直しを進めます。

5. 出資法人と広域行政の役割の見直し

出資法人の経営については、市の行政機能の補完、代替等を目的に設立された経緯をふまえたうえで、公的関与の適正化を図るため、役職員の派遣、財政支援、出資比率などの見直しを行うとともに、経営破たんの回避の観点から経営状況をチェックし、健全化を促進します。

また、広域の行政連携を推進し、現在の一部事務組合などの組織および運営形態について、長期的な視点に立って検討するとともに、事務の効率化とサービスの向上を図るため、隣接に限らない市・町や県、公的機関、NPO などといった非営利組織との連携による事務の共同処理やサービスの提供についても検討を行います。

② 推進体制と進行管理

これらの改革は、市長を本部長とした「行政改革推進本部・デジタル行政推進本部会議」を中心に各部局が連携して取り組むとともに、毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

各部局に「行政トランスフォーメーション推進本部」を設置し、部局長を本部長として、部局マネジメントの中で社会変革が急速に進む中でスピーディーに検討、決定、実行ができる体制とします。

また、市の行政経営改革については、取組内容や進行状況をさまざまな媒体を通じて広報し、行政経営の透明化に努めるとともに、市議会はもとより、市民や有識者で構成する外部会議等に業務改善の取組の進捗状況や実績、評価を可視化できる形で示し、意見を聞きながら、着実に推進していきます。

2 SDGs の推進

(1) 長浜市総合計画第3期基本計画と SDGs

SDGs（えす・でいー・じー・ず）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年の国際連合において採択された、2030年までの国際目標のことで、

17のゴールと169のターゲットから構成されており、企業や自治体、教育機関や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められ、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、本市でも本計画において政策とSDGsの関連を明らかにし、SDGsの目標をふまえて市政を推進していきます。

また、ESD「Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）」を推進する取組や、SDGsに積極的に取り組んでいる個人企業を応援する仕組みを検討していきます。

(2) 長浜市総合計画第3期基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

市民・自治	全ての人が互いに尊重しあうまちづくり	5 性別平等 10 公平な社会 16 平和と公正 17 パートナーシップ
	一人ひとりが主役のまちづくり	3 健全な経済 4 質の高い教育 8 働きがい 11 持続可能な都市 16 平和と公正 17 パートナーシップ
教育・文化	家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり	4 質の高い教育 11 持続可能な都市 16 平和と公正 17 パートナーシップ
	豊かに学び感性を磨くまちづくり	3 健全な経済 4 質の高い教育 8 働きがい 11 持続可能な都市 16 平和と公正 17 パートナーシップ
健康・福祉	子どもが輝き大人が育つまちづくり	1 平和と公正 2 健康と福祉 3 健全な経済 4 質の高い教育 8 働きがい 11 持続可能な都市 16 平和と公正 17 パートナーシップ
	健やかで豊かに暮らせるまちづくり	1 平和と公正 2 健康と福祉 3 健全な経済 4 質の高い教育 8 働きがい 11 持続可能な都市 16 平和と公正 17 パートナーシップ
	一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり	3 健全な経済 4 質の高い教育 8 働きがい 11 持続可能な都市 16 平和と公正 17 パートナーシップ
産業・交流	たくましい経済基盤をつくるまちづくり	8 働きがい 9 産業とインフラ 11 持続可能な都市 12 持続可能な消費と生産 13 気候変動 14 海洋資源 15 陸域生態系 17 パートナーシップ
	新たな産業を創り育てるまちづくり	8 働きがい 9 産業とインフラ 11 持続可能な都市 12 持続可能な消費と生産 17 パートナーシップ
	地域の魅力を受け継ぐまちづくり	4 質の高い教育 8 働きがい 9 産業とインフラ 11 持続可能な都市 17 パートナーシップ
	交流でにぎわう観光のまちづくり	9 産業とインフラ 14 海洋資源 15 陸域生態系 17 パートナーシップ
安心・安全	犯罪や交通事故の少ないまちづくり	3 健全な経済 11 持続可能な都市 17 パートナーシップ
	防災・減災対策の充実したまちづくり	6 清潔な水と衛生 11 持続可能な都市 17 パートナーシップ
環境・都市	地球環境にやさしいまちづくり	6 清潔な水と衛生 7 再生可能エネルギー 11 持続可能な都市 13 気候変動 14 海洋資源 15 陸域生態系 17 パートナーシップ
	自然や身近な環境を守り育てるまちづくり	6 清潔な水と衛生 11 持続可能な都市 14 海洋資源 15 陸域生態系 17 パートナーシップ
	居住環境の整ったまちづくり	3 健全な経済 8 働きがい 9 産業とインフラ 11 持続可能な都市 17 パートナーシップ
	生活基盤の整ったまちづくり	6 清潔な水と衛生 11 持続可能な都市 17 パートナーシップ

3 広域連携の推進

(1) 現状と課題

交通や ICT 技術の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらに、人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

これまでから本市では、近隣自治体との連携・協力がまちづくりには不可欠との考えから、医療や福祉、教育や防災などの分野で地域間の結びつきを強化してきましたが、今後においては、人口減少社会における基礎自治体としての機能を再検討し、各自治体が抱える共通の課題に連携して取り組むとともに、長浜市を中心とした、自治体（隣接県、周辺自治体）との経済圏構想の実現に着手し、経済面、生活面での連携強化を図ります。

(2) 基本的方向

- 自治体間の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、経済圏構想の実現等による経済面、生活面での連携を強化し、共通する行政課題の解決に取り組めます。
- 一部事務組合などの組織および運営形態について、長期的な視点に立って検討します。

4 政策デザインの推進

(1) 背景

政策を取り巻く環境が不確実かつ複雑化していることを背景に、政策づくりの新しい方法論としてデザインのアプローチが導入され始めています。

行政にデザインの方法論を導入する取組である JAPAN+D が経済産業省で発足するなど、日本でも行政におけるデザインアプローチの活用が始まっています。

本市でも、従来のマクロ視点に加えて、住民に寄り添うデザインのアプローチを取り入れ、複雑化する地域の課題に対応できる政策づくりを推進します。

(2) 政策デザインのためのプロセス

デザインには、色や形を整えるという狭義の役割に加えて、人を中心に考え社会のあり方を構想するという広義の役割があります。政策において活用されているのは、この広義の役割としてのデザインの方法論です。

政策のためのデザインプロセスとして以下のものが知られています。本市でも、新しい試みや複雑な課題に取り組む際に、これらのデザインプロセスを積極的に活用していきます。

【人間中心（ヒューマンセンタード）】

住民の目線に立って社会の課題を捉えることで、市民中心の政策を実現します。

【未来志向（ビジョンドリブン）】

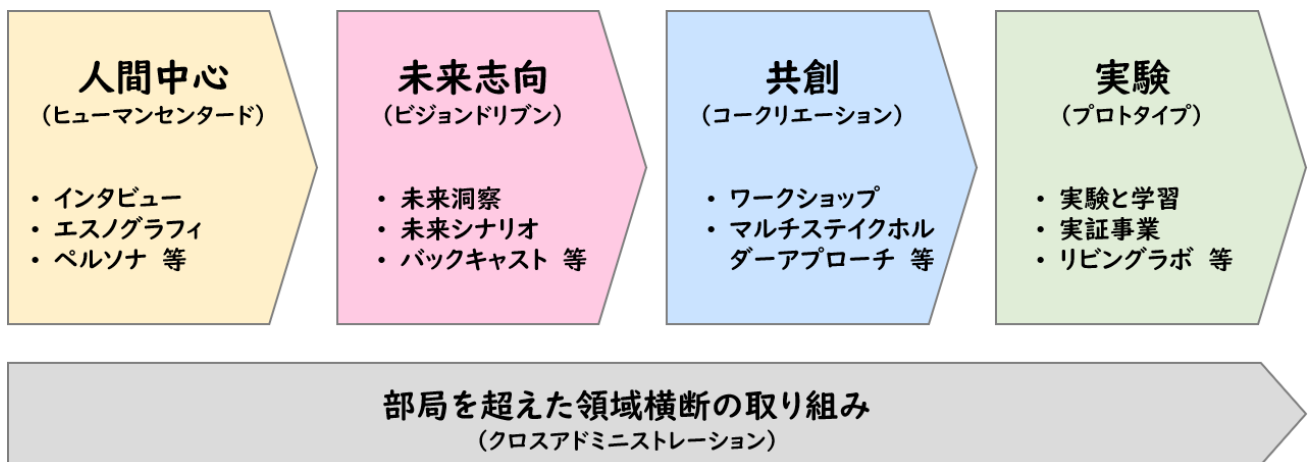
現状の延長線上で考えるだけでなく、ありたい未来の姿を描いた上で政策を考えることで、未来視点、将来世代視点での政策づくりが可能になります。

【共創（コークリエーション）】

限られた関係者だけで政策を考えるのではなく、行政や住民、各種団体など、幅広い関係者とともに課題の解決方法を検討します。

【実験（プロトタイプ）】

新しい取組は最初からうまく行くとは限りません。小さな取組を実験的に始めることで学習を繰り返し、リスクを軽減しながら新しい取り組みを実現していきます。



(3) 政策デザインを推進するために

不確実性が低いこれまでの行政課題の時代は、役割分化した行政組織が政策を実行することで十分な効果が得られていました。不確実性と複雑性が高いこれからの行政課題は、行政内の各組織が協調し、部局を超えた領域横断（クロスアドミニストレーション）で取り組む必要があります。

新しい試みや複雑な課題に向き合う際のデザインアプローチ導入時には、こうした領域横断の取り組みを推進していきます。

5 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、行政評価を活用した PDCA サイクルに基づく進行管理により、効果的・効率的な行政運営につなげます。

また、本計画の進行管理にあたっては、各個別計画における進捗管理との整合を図ることはもちろん、外部環境の変化や市政全般の動き等をふまえて総合的に進捗度と達成状況を確認し、適切な改善を行います。特に、重点プロジェクトについては、市民の意見や提案を積極的に取り入れることで、基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた実効性の高い計画としていきます。

